

參考資料集

令和7年12月23日版

目次

・学士・修士の修業年限	1
・単位制度と卒業・修了要件	2
・早期卒業	3
・優等学位	4
・通信教育	5
・基幹教員の考え方	6
・定員管理	7
・教学マネジメント指針	8
・認証評価	9
・情報公表	10
・A I	11
・基礎データ	I

学士・修士の修業年限

学士・修士の修業年限に関する条文①

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第87条 大学の修業年限は四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができます。

2 (略)

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生…で当該大学に三年(同条第1項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間)以上在学したもの…が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第147条 学校教育法第条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合…に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第89条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第27条の二又は専門職大学設置基準第22条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第87条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第89条に規定する卒業を希望していること。

○ 大学院設置基準(昭和49年法律第28号)

第3条 (略)

- 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができます。

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

主要国の高等教育機関の修業年限①(米国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
総合大学	学士課程 (ISCED6)	4 1~2 (大学で設定)	18~	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位 (B.Eng.、B.Ed.など) もある。
	修士課程 (ISCED7)		21~	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1~2年間学び、セメスター制の場合は30~60単位以上、クオーター制の場合は45~75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
	博士課程 (ISCED8)		21~	研究志向の学位 (Ph.D.) と専門職学位 (M.D.、J.D.など) に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3~4年間学ぶことが学位取得の要件となる。
その他の4年制大学 (リベラルアーツカレッジ等)	学士課程 (ISCED6)	4 1~2 (大学で設定)	18~	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位 (B.Eng.、B.Ed.など) もある。
	修士課程 (ISCED7)		21~	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1~2年間学び、セメスター制の場合は30~60単位以上、クオーター制の場合は45~75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
2年制大学	準学士課程 (ISCED5)	標準2	18~19	4年制大学への編入学につながるもの (A.A.、A.S.) と就職準備を目的とするもの (A.A.S.など) がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。

主要国の高等教育機関の修業年限②(英国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	準学位課程 (ISCED5)	2	18~20	実務的な内容の応用準学位 (foundation degree) 課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程 (ISCED6)	3	18~20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程 (研究主体) (ISCED7)	2	21~	MPhilとMResがある。前者 (Master of Philosophy) は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者 (Master of Research) はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程 (講義主体) (ISCED7)	1	21~	文学修士 (Master of Arts:MA) 、理学修士 (Master of Science:MSc) など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	経営学 (MBA) やエンジニア (MEng) など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による (大学が設定) 。
	PGCE (学卒者教育資格) (ISCED7)	1	21~	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格 (QTS) も取得できるコースが多い。
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	21~	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3~4年を在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24~25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による (大学が設定) 。
	専門職博士 (ISCED8)	4~5 (大学で設定)	21~	教育博士 (EdD) 、医学博士 (MD) 、経営学博士 (DBA) など。修業年限は大学や専攻による (大学が設定) 。

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限③(フランス)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	3	18~20	
	職業リサנס課程 (ISCED6)	1	20~	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	修士課程 (ISCED7)	2	21~	
	博士課程 (ISCED8)	3	23~	
技術短期大学部	大学技術教育学士取得課程 (ISCED6)	3	18~20	
グランゼコール	機関独自のディプロムの取得課程 (ISCED6~7)	3	20~22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18~22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコール準備級	グランゼコール準備課程 (ISCED6)	2	18~19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程(ディプロム取得課程ではない)。
リセ付設中級技術者養成課程	中級技術者養成課程 (ISCED5)	2	18~19	
国立高等教職教育学院	修士課程 (ISCED7)	2	21~22	

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④(ドイツ)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
専門大学	学士課程 (ISCED6)	3~4 (大学で設定)	18/19~	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3~4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学で関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年(210単位)で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程 (ISCED6)	~4	18/19~	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1~2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学 (工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む)	学士課程 (ISCED6)	3~4 (大学で設定)	18/19~	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3~4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程 (ISCED7)	1~2 (大学で設定)	21~	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1~2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マスター取得課程 (ISCED7)	4.5	18/19~	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験 (医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学) (ISCED7)	4~6.5	18/19~	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4~6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている (医学 : 6.5年、歯学 : 5~5.5年、薬学 : 4~5年、獣医学 : 5.5年、食品化学 : 4.5年、法学 : 5年、教師養成 : 4.5年)。
	博士課程 (ISCED8)	(3)	23~	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤(中国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	本科課程 (ISCED6)	4~5	19~22	学士は4~5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。
	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	修士課程 (ISCED7)	2~3 (大学で設定)	22~	修士及び博士の学位は、修士は2~3年の修士課程を、博士は3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	24~	
専科学校	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	短期高等教育である専科課程(2~3年)で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程 (ISCED5)	2~3 (大学で設定)	19~21	短期高等教育である専科課程(2~3年)で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの教育を提供する 科学研究機関	修士課程 (ISCED7)	2~3 (大学で設定)	22~	修士及び博士の学位は、修士は2~3年の修士課程を、博士は3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程 (ISCED8)	3~4 (大学で設定)	24~	

注:「中華人民共和国高等教育法」(1998年制定、2018年改正)の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は2~3年、本科教育の基本的な修業年限は4~5年、大学院修士教育の基本的な修業年限は2~3年、大学院博士教育の基本的な修業年限は3~4年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は、これより適宜延長なければならない。高等教育機関は、実際の必要に基づき、当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。

出典:文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥(韓国)

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	4	18~21	修業年限は4年(医歯薬系は6年)で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
	修士課程 (ISCED7)	2~	22~	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
	博士課程 (ISCED8)			
教育大学	学士課程 (ISCED6)	4	18~21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
産業大学	学士課程 (ISCED6)	-	18~21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程 (ISCED5)	2~3	18~20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したものには「専門学士」(Associate Degree)が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程 (ISCED6)	1~2	20~21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1~2年の専攻深化課程(非学位課程も含む)を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程 (ISCED6)	2	18~21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
	専門学士課程 (ISCED5)			
遠隔大学(放送大学・サイバー大学)	学士課程 (ISCED6)	4	18~	放送通信大学(Air & Corr. University)とサイバー大学(Cyber University)を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程 (ISCED5)			

単位制度と卒業・修了要件

○ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たつては、**一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準**とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、**おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算する**ものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第32条 **卒業の要件は、百二十四単位以上を修得すること**のほか、大学が定めることとする。

2~6 (略)

○ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2 (略)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年(略)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2~4 (略)

早期卒業

大学の「早期卒業」について

- いわゆる「早期卒業」とは、学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性を踏まえ、一律に在学期間を4年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に4年未満の在学で卒業を認める制度。
平成11年の学校教育法及び同法施行規則改正により、平成12年4月に大学の第1年次に入学する学生から適用。
- 早期卒業者は我が国及び諸外国の大学院へ進学、あるいは就職して社会の各方面で活躍することが期待される。

(対象者に関する要件)

- ・大学に3年以上在学したこと（学校教育法第89条）
- ・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること（学校教育法第89条）
- ・早期卒業を希望すること（学校教育法施行規則第147条第4号）

(受け入れ大学に関する要件)

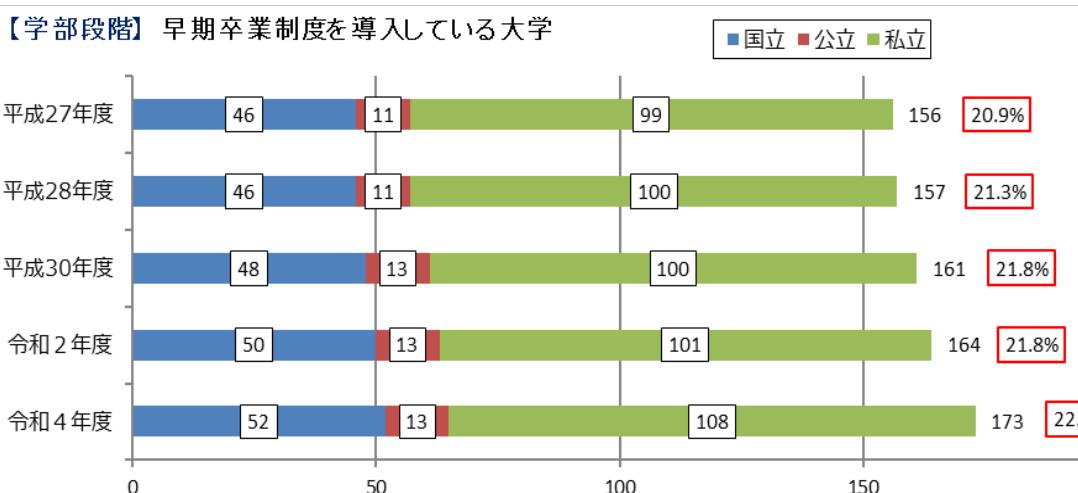
- ・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（学校教育法施行規則第147条第1号）
- ・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（学校教育法施行規則第147条第2号）

(留意点)

- ・早期卒業は学生の能力・適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であること
- ・十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう適切な運用の確保に努めること

大学の「早期卒業」の実態

【早期卒業制度を導入している大学】

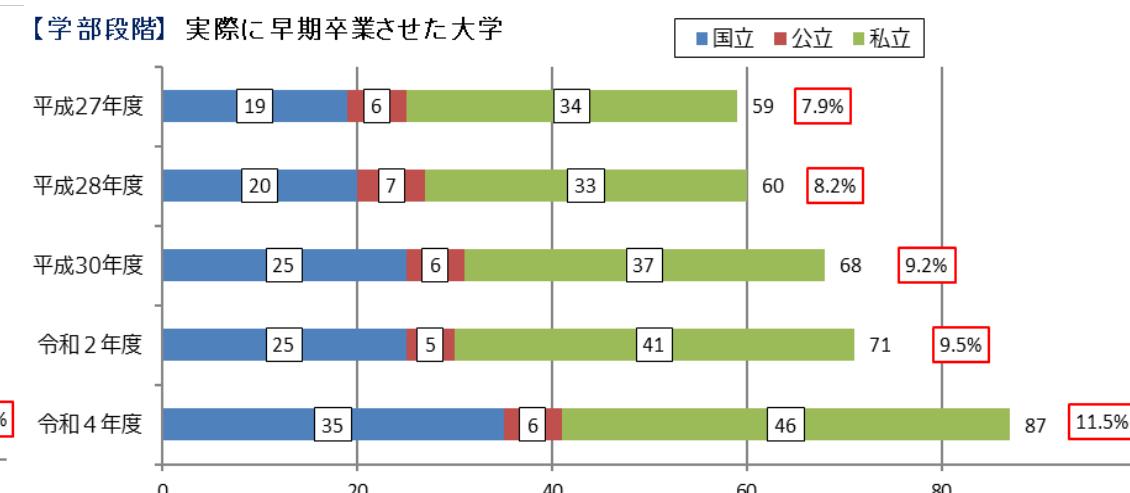


(※) 選択肢「導入している」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【実際に早期卒業させた大学】

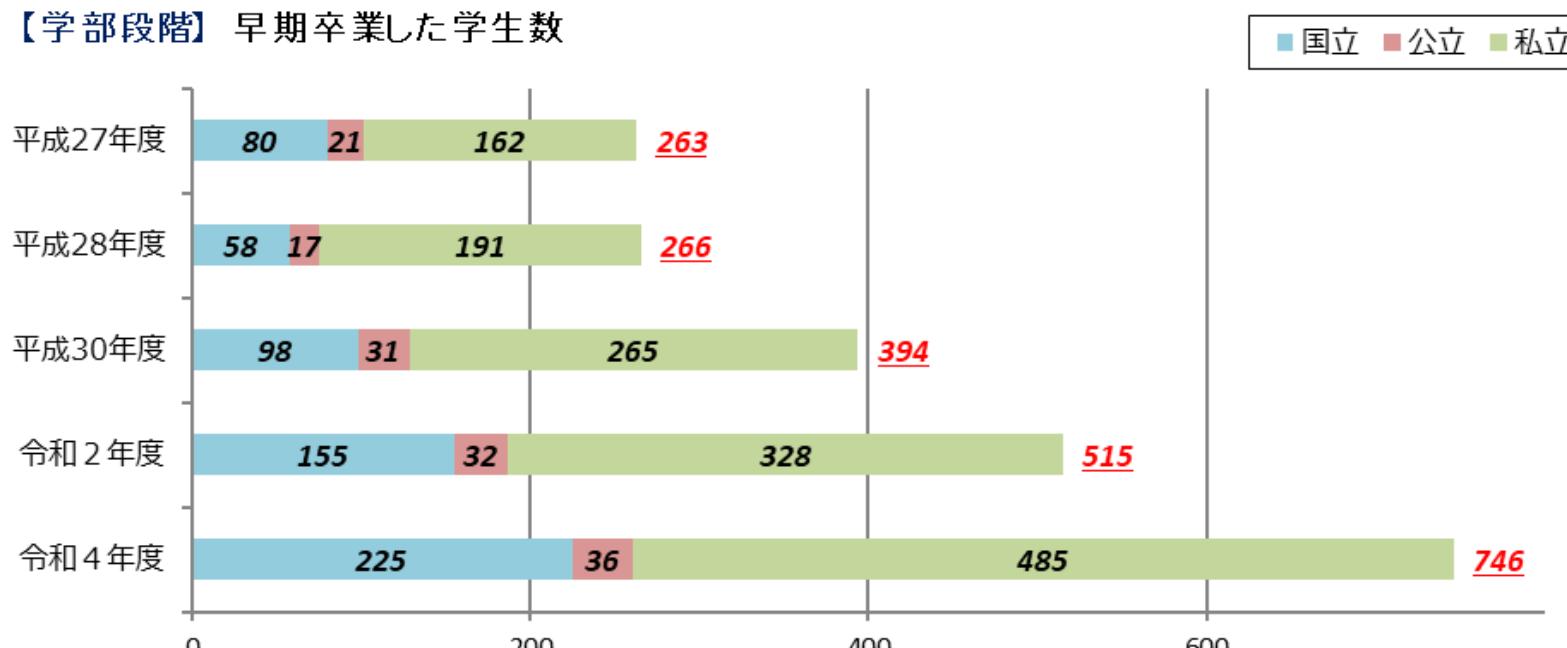


(※) 選択肢「導入している」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【早期卒業した学生数】



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

優等学位

諸外国における優等学位の例

○ オーストラリア

優等学士(Bachelor Honours Degree)

研究の基礎や方法の提供に加えて、1つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。

通常、学士取得後+1年間の学習が必要だが、4年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。

○ イギリス

優等学士(Honours Bachelor Degree)

3年間の課程で360単位の修得。優等学士学位の成績分類(※)においてUpper secondを得た修了者には一般的な修士課程入学資格が与えられる。なお、1単位は10時間の学修をもって構成され、授業時間に限らず、自習・課題作成等の授業外学修時間も含まれる。

(※)優等学士学位授与時の分類と在学中の成績の対応

First:100-70%、Upper second:69-60%、Lower second:59-50%、Third:49-40%

出典:各国の高等教育・質保証システムの概要(大学改革支援・学位授与機構HP)より

<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

通信教育

大学通信教育の現状

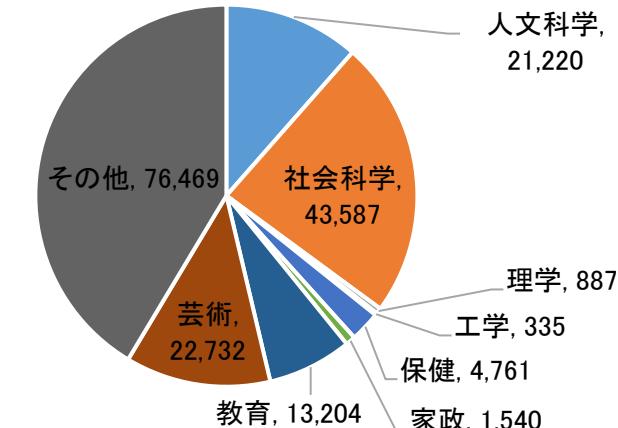
- 通信課程の学生数は、学部184,735人、大学院3,634人（修士2,805人、博士260人、専門職569人）、短大18,209人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

■ 通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

学 部	修士	大 学 院			短期大学
		博士	専門職		
通信教育を行う大学数（延べ数。R6）	46	23	11	2	11
通信課程の学生数（R6,人）※正規課程	184,735	2,805	260	569	18,209
うち放送大学学園	60,277	663	87	-	-
通信課程の卒業者数（R5年度間、人）	20,254	838	20	215	6,771

※通信教育を行う大学数については令和6年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和6年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

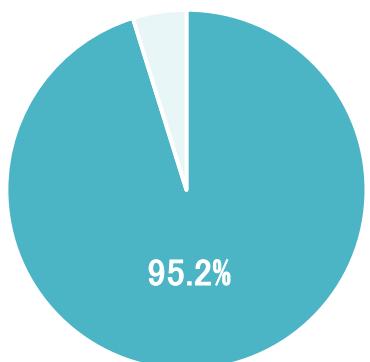
■ 通信教育学部学生数（関係学科別）



■ 通信制大学における学生の特色

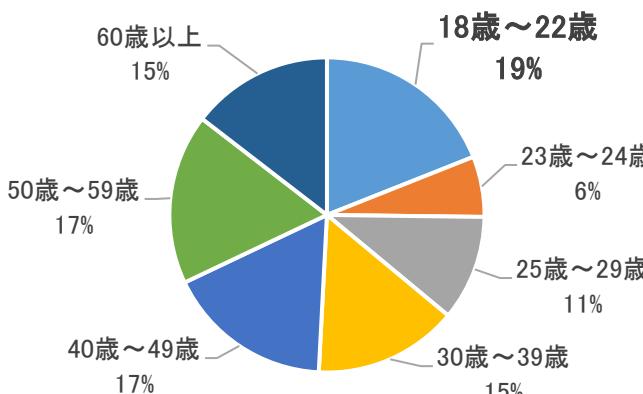
【通学制大学】

–10代入学者割合–

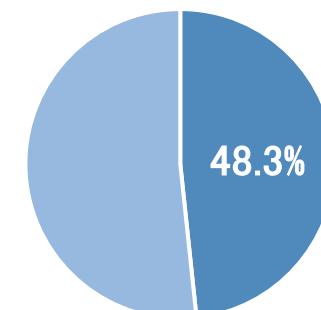


【通信制大学（学部）】

–年齢別学生割合–



–学生の有職者割合–



通学制と通信制の授業方法等の比較（設置基準）

通学制の大学	卒業要件となる単位数	通信制の大学
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可 (大学設置基準第32条第5項)	卒業に必要な単位数 = 124単位	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可 (大学通信教育設置基準第6条第2項)
授業の方法		
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う (大学設置基準第25条第1項)	①面接授業	○ 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる (大学設置基準第25条第2項)	②遠隔授業 (メディアを利用して行う授業)	○ 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)
【※】平成13年文部科学省告示第51号 (次ページ参照) ⇒同時性又は即応性を持つ双向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるもの視聴により学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項) ○ 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業 (大学通信教育設置基準第3条第1項) ○ 添削等による指導を併せて行うものとする (同条第2項)

(参考) 参照条文①

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

1. 同時かつ双方に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修せるもの
2. 每回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは 指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することとのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

○大学通信教育設置基準 別表第一

学部の種類	文学関係	教育学・ 保育学関 係	法学関係	経済学関 係	社会学・ 社会福祉 学関係	理学関係	工学関係	家政関係	美術関係	音楽関係
収容定員 8,000人の 場合の基幹 教員数	17	17	21	21	21	21	21	17	17	17
収容定員 12,000人の 場合の基幹 教員数	21	21	23	23	23	23	23	21	21	21
収容定員 16,000人の 場合の基幹 教員数	25	25	27	27	27	27	27	25	25	25

備考 一・二 (略)

三 収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。

四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

五 この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。

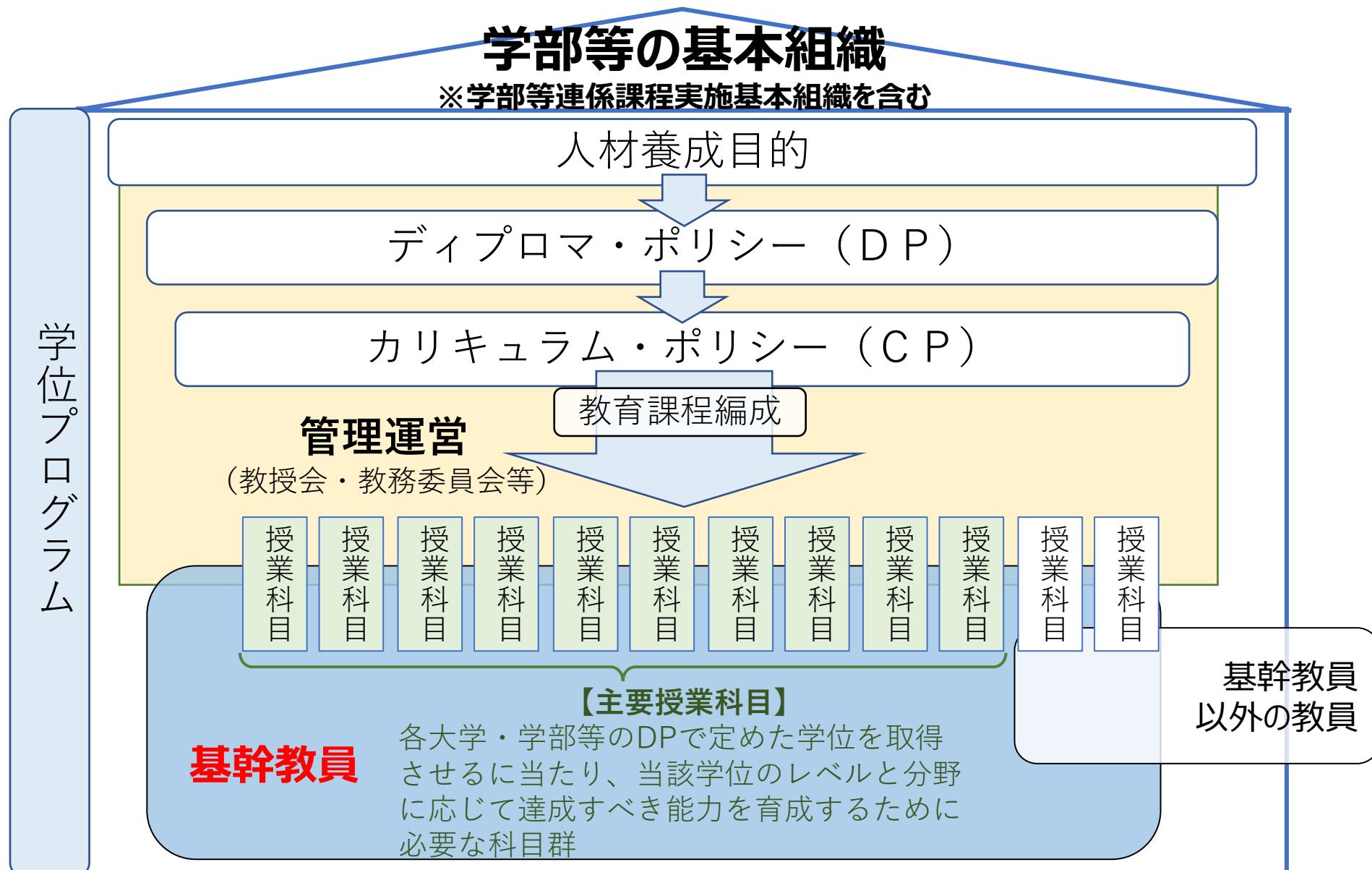
六 この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準 別表第一イ(1) その他専門職学科に係るもの等は略

学部の種類	文学関係	教育学関 係・保育 学関係	法学関係	経済学関 係	社会学・ 社会福祉 学関係	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関 係	薬学関係 (臨床に 係る実踐 的な能力 を培うこ とを目的と するもの) を目的と するもの を除く。)	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生 学関係 (看護学 関係)	保健衛生 学関係 (看護学 関係を除 く。)	
一学科で 組織する 場合の基 幹教員数	収容定員 320-600	320-6000	400-800	400-800	400-800	200-400	200-400	200-400	300-600	300-600	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	
二以上の 学科(専 門職学科 を含む。) で組織す る場合の 一学科の 収容定員 並びに基 幹教員数	収容定員 200-400	200-400	400-600	400-600	400-600	160-320	160-320	160-320	240-480	240-360	160-240	160-240	160-240	160-240	160-320	-	160-320
	基幹教 員数	6	6	10	10	10	8	8	8	16	16	8	6	6	6	8	8

基幹教員の考え方

- 基幹教員制度は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善を担う教員の責任性の明確化を図るもの。



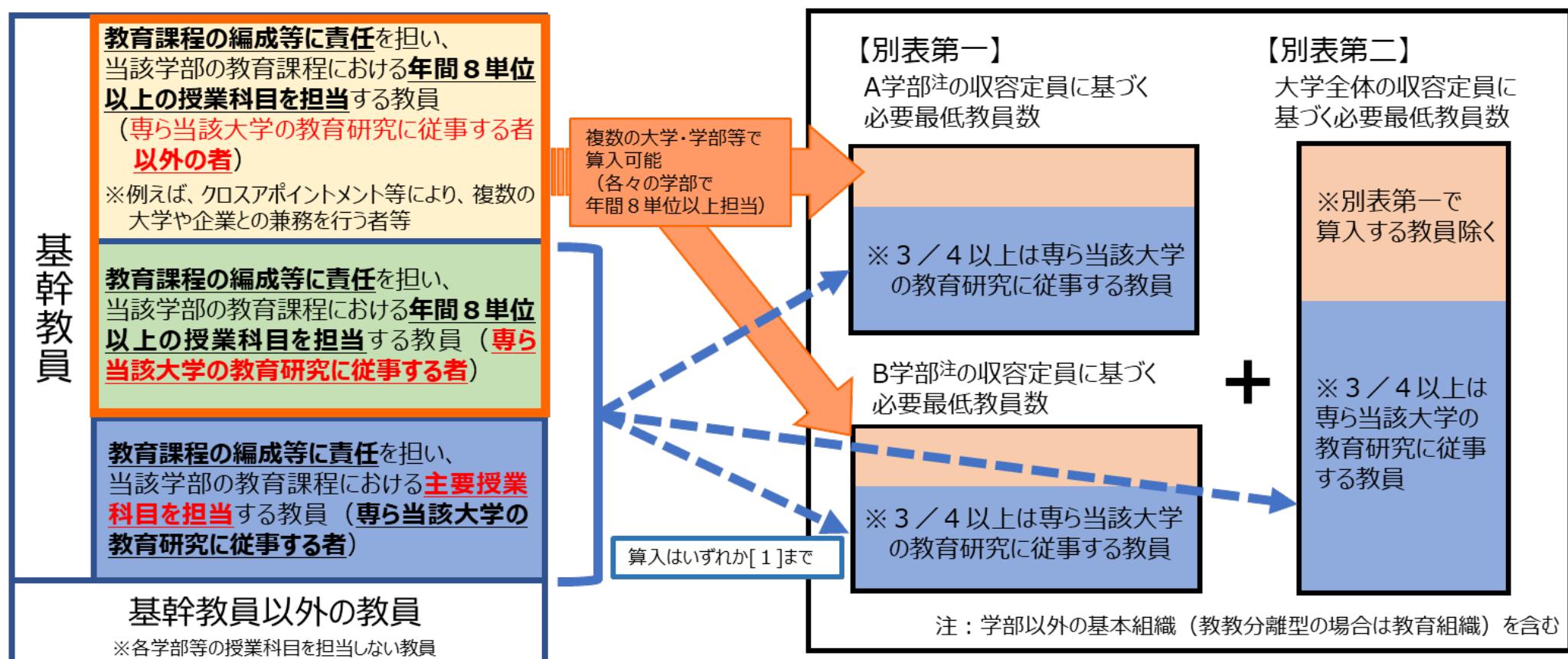
基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義：以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員 ^{※1}
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。 ^{※2})
右に記載の A又はBの いずれか	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を 担当する教員

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定

※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定



定員管理

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

I. 定員超過の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4,000人以上					
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満		
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1) 国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上)の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」(令和5年2月3日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付となる場合であっても、収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

<大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

<学部ごとの収容定員充足率による措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充 足 率	100%		+ 9 %
	101~102%		+ 6 %
	103~104%		+ 3 %
	105~106%		± 0 %
	107~109%		▲ 6 %
	110~112%	不交付	▲ 9 %
	113~116%	〃	▲ 13 %
	117~119%	〃	▲ 17 %
	120%	〃	不交付
	121~124%	〃	〃
	125~128%	〃	▲ 21 %
	129%	〃	▲ 25 %
	130%~	〃	▲ 29 %

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

(3)国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学			短期大学	高等専門学校
	4,000人以上		4,000人未満		
学部規模※2 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満	
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満

※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

II. 定員未充足の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

(1) 大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用)。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

(2) 寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1) 国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剩余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

a)私立大学等経常費補助金

収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	...	56%	55～51%	50%以下
増減率	+6%	+3%	±0%	▲13%	▲14%	...	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b)高等教育の修学支援新制度

以下のいずれにも該当する場合には対象機関としないよう機関要件を設定しており、その一つに収容定員充足率に関するものである。

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産—外部負債」がマイナス
- ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

令和6年度から、③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満(専門学校の場合は5割未満)に該当する場合は、①、②に該当しない場合であっても、対象機関としないこととするよう機関要件を厳格化する予定。ただし、専門学校については地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合に、確認取消しを猶予するとしており、大学・短大・高専においても同様の考え方に基づき、定員割れがあったとしても質の高い教育を行う大学等が対象校となるよう、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予することとしている。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

(3)国公私共通

a)大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない。また、全学の収容定員充足率(設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和)が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）	高等専門学校（全学科）
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b)大学・高専機能強化支援事業(支援1)※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

教学マネジメント指針

「教学マネジメント指針」の概要

1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「**大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営**」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

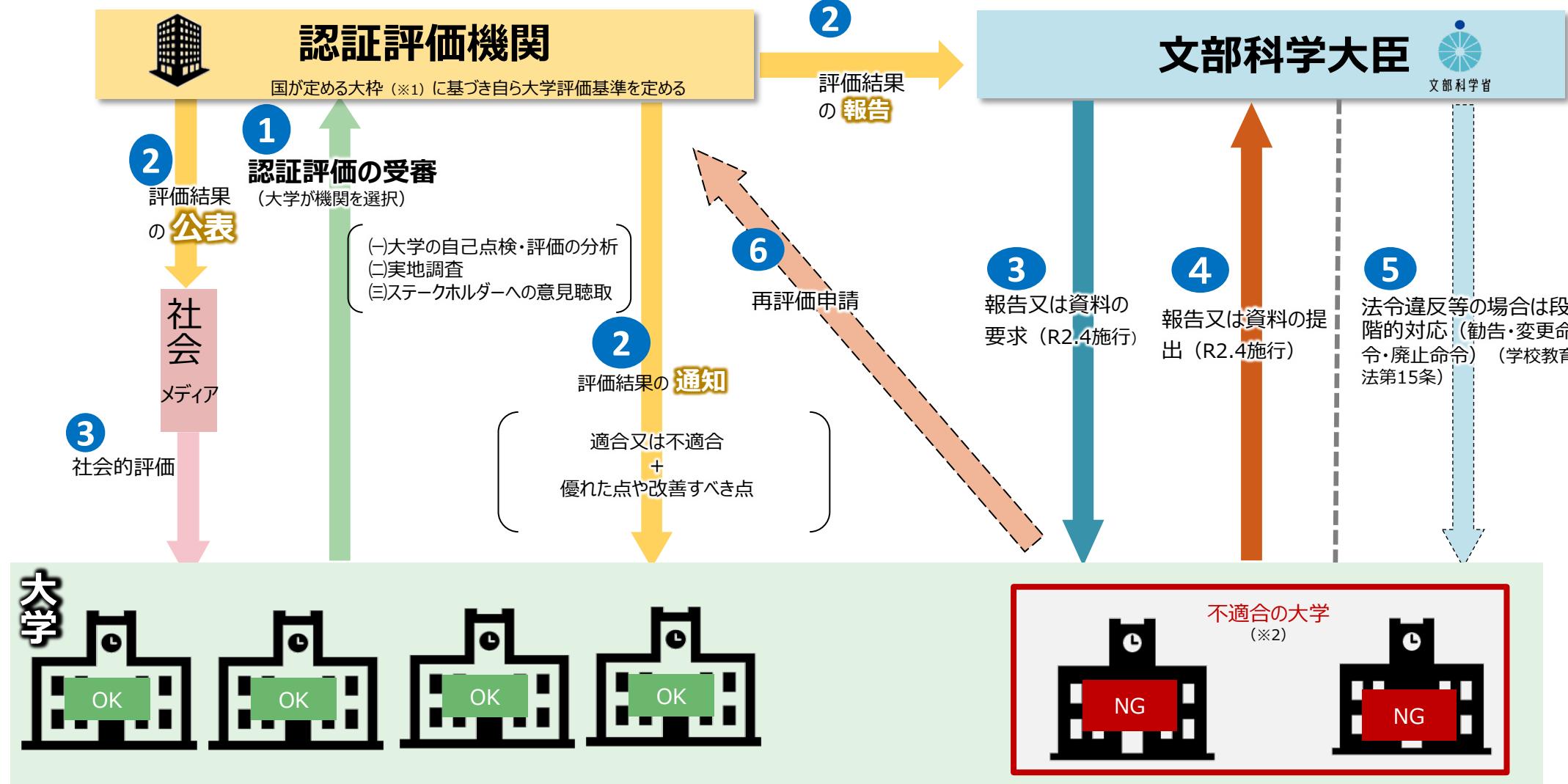
2. 「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要		
I	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	<ul style="list-style-type: none">● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定		
II	授業科目・教育課程の編成・実施	<ul style="list-style-type: none">● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる		
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	<ul style="list-style-type: none">● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施		
III	学修成果・教育成果の把握・可視化	<ul style="list-style-type: none">● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保		
【大学全体レベル】・大学全体で厳格な成績評価の実施 ・GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 ・大学としての考え方を内外に示す ・可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 ・教育改善を進める全学的な組織の整備		【学位プログラムレベル】 ・複数教員分担による科目的成績評価の平準化 ・成績評価が意図通りか点検 ・GPAを多様な用途で活用 ・学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 ・様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB	【授業科目レベル】 ・各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 ・成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 ・重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする	
IV	教学マネジメントを支える基盤(FD・SD、教学IR)	<ul style="list-style-type: none">● DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進		
V	情報公表	<ul style="list-style-type: none">● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要		

認証評価

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第1項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・7年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第2項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・5年以内毎に受審）を受ける義務を負う。



認証評価機関一覧（令和7年2月現在）

1. 機関別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人 大学基準協会	大学	平成16年8月31日
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		平成17年1月14日
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成17年7月12日
一般財団法人 大学教育質保証・評価センター		令和元年8月21日
一般財団法人 大学・短期大学基準協会		令和2年3月30日
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年1月14日
公益財団法人 大学基準協会		平成19年1月25日
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成21年9月4日
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年7月12日

2. 分野別認証評価機関（計 14 機関（実数））

（1）専門職大学院（計 13 機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人 日弁連法務研究財団	法科大学院	平成 16 年 8 月 31 日
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		平成 17 年 1 月 14 日
公益財団法人 大学基準協会		平成 19 年 2 月 16 日
一般社団法人 ABEST21 International	経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	平成 19 年 10 月 12 日
公益財団法人 大学基準協会	経営（経営学、経営管理、国際経営、会計、ファイナンス、技術経営）	平成 20 年 4 月 8 日
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成 19 年 10 月 12 日
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成 20 年 4 月 8 日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成 21 年 9 月 4 日
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成 22 年 3 月 31 日
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッショニ・ビジネス	平成 22 年 3 月 31 日
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院、学校教育	平成 22 年 3 月 31 日
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報、創造技術、組込み技術、原子力	平成 22 年 3 月 31 日
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成 23 年 7 月 4 日
一般社団法人 ABEST21 International	知的財産	平成 23 年 10 月 31 日
公益財団法人 大学基準協会		平成 24 年 3 月 29 日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成 24 年 7 月 31 日
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成 24 年 7 月 31 日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成 28 年 3 月 29 日
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成 29 年 2 月 2 日
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成 29 年 8 月 24 日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年 11 月 15 日
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和 2 年 3 月 30 日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和 3 年 5 月 10 日

(2) 専門職大学・専門職短期大学(計 2機関(実数))

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション(専門職大学)	令和5年11月6日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス(専門職大学)	令和5年11月6日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	動物ケア(専門職短期大学)	令和5年11月6日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス(専門職大学)	令和6年3月29日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス(専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	情報工学(専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境(専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ(専門職大学)	令和7年1月31日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	農林環境(専門職短期大学)	令和7年1月31日

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
実施校数 ^(※1)		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	3,446
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	3,329
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	34
再（追）評価 ^(※2)	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	75
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

(※1) H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

(※2) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	217
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	175
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	42
再（追）評価 ^(※3)	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4

(※3) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※5年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	13	33	18	28	11	17	37	26	27	22	18	38	32	391
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	25	27	22	18	38	32	380
	保留	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	10
再（追）評価 ^(※4)	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3

(※4) 再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

情報公表

大学の情報公表に関する制度の経緯①

平成11年 大学設置基準の改正

- ・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定
(第2条)

平成16年 国立大学法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)

平成16年 地方独立行政法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)

平成16年 学校教育法の改正

- ・自己点検・評価の公表を義務化(第109条)
- ・認証評価制度の施行

平成17年 私立学校法の改正

- ・財務情報等の公開義務を規定(第47条)

平成19年 大学院設置基準の改正(平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)

- ・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定
(第2条の2、第25条の2)

平成19年 学校教育法の改正

- ・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第113条)

大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成23年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第172条の2）
- ・認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成28年 学校教育法施行規則等の改正

- ・3つのポリシーの公表の義務化（第172条の2第1項）

平成29年 学校教育法施行規則等の改正

- ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第172条の2第2項）

令和元年 学校教育法施行規則等の改正

- ・学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第172条の2第3項）

令和6年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関するここと」及び「外国人留学生の数」を追加（第172条の2第1項）
- ・大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関するここと」を追加（第172条の2第3項）

※ このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段には3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の選抜に関すること（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
 - 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
 - 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。
 - 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））
- 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
- 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
 - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～六（略）

- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ホ（略）
ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
ト～リ（略）

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき 教育情報 (学校教育法施行規則 第172条の2)	高等教育の修学支援新制度 機関要件 (大学等における修学の支援に 関する法律施行規則第2条)	大学ポートレート	教学マネジメント指針
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大学の教育研究上の目的 ex)大学の教育研究上の目的、3つのポリシー ➤ 教育研究上の基本組織 ex)学部、研究科の名称 			—
教育情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教員 ex)教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ➤ 学生 ex)入学者数、収容定員、学生数、留学生数 ➤ 進学及び就職 ex)卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜 ➤ 教育課程 ex)授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ➤ キャンパス ex)校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ➤ 費用 ex)授業料、入学科 ➤ 学生支援 ex)修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援 	<p>【任意項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学修成果・教育成果に関する情報例 ex)修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲 ➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex)G P A制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特色 ex)学部・研究科等の特色、生涯教育(私学版)、社会貢献(私学版) ➤ 入試 ex)入試情報、転学編入学 ➤ 取得可能な資格 ➤ 課外活動 ex)クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例 ex)学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex)教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、G P Aの活用状況、教學I Rの整備状況
財務情報	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財務諸表等(国公立版) 	—
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自己点検・評価の結果 ➤ 設置者の役員の氏名が記載された名簿 ➤ 【任意項目】 ➤ 事業計画 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価結果(認証評価及び自己点検評価の結果) ➤ 高等教育の修学支援新制度 	—

大学ポートレートについて

(独)大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成27年3月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報を発信。[\(https://portraits.niad.ac.jp/\)](https://portraits.niad.ac.jp/)

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。

→大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するため教育情報を活用。

→エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。

→大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- ・学生（収容定員、学生数等）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

AI

趣旨

- ✓ 生成AIを含むAIの利活用は、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある一方、懸念やリスクも指摘されており、バランスを取りながら進めていく必要
- ✓ **大学・高専における生成AIの教学面の取扱いは、具体的に行われている教育の実態に応じて対応を検討することが重要**であり、各大学・高専において、学生や教職員等に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい
- ✓ その際、**生成AIに関する技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要**

文部科学省において、各大学・高専の対応の参考となるよう、各大学等の指針や有識者の見解等を踏まえ、生成AIに関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を取りまとめ



活用が想定される場面例

- 学生による主体的な学びの補助・支援（ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等）
- 学生が生成AIを使いこなすための教育（生成AIの原理の理解、プロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等）
- 教員による教材開発等への利活用や、効果的・効率的な事務運営

留意すべき観点

- 生成AIと学修活動との関係性、成績評価
大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いてレポート等を作成することは一般に不適切と考えられること。適切に学修成果を評価するため、生成AIを利活用したことの明記、小テストや口述試験の併用等の工夫も有効と考えられること等
- 生成AIの技術的限界
生成された内容に虚偽やバイアスが含まれている可能性があること、内容の確認・裏付けを行う必要があること
- 機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性
生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出する可能性があるため、安易に入力することは避けること等
- 著作権との関係性
他人の著作物について、著作権法に定める権利の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないよう留意する必要があること等
- AI等に関する基礎的な知識等の理解
生成AIを含むAIの利活用に当たっては、大学・高専の学生等が、最新の動向、AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要であること等

別紙

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて

基本的な考え方

(生成AIに関する動向)

令和4年11月にOpenAI社が公開したChatGPTは、公開から2か月で月間ユーザーが1億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行うAIも普及するなど、生成AIの開発や利活用が急速に進展している。

政府においては、これまで「人間中心のAI社会原則」(平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定)等により、AIに対する基本戦略・基本理念を明らかにしてきているほか、生成AIの登場によって整理すべき当面の論点等について、本年5月26日にAI戦略会議において「AIに関する暫定的な論点整理」(以下「論点整理」という。)を取りまとめている。生成AIを含むAIの利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AIの信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされている。

(趣旨／大学・高専における対応)

教育分野においては、生成AIを適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成AIのみが使われること等に対する懸念が指摘されている。こうした背景も踏まえ、多くの大学・高専では、既に生成AIの教学面の取扱いに関する指針等の策定が進められている状況にある。

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについては、各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。その際、生成AIに関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要である。

文部科学省では、大学・高専の今後の対応の参考となるよう、有識者や数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム拠点校の協力を得て、既に各大学において策定されている指針等の内容等を踏まえつつ、現時点において生成AI(特にChatGPT等の文章生成AIを念頭に置く。以下同じ。)に関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等について、以下のとおり取りまとめた。この内容は、各大学・高専において共通すると考えられる点について、現時点での生成AIの状況も踏まえてまとめたものであり、各大学・高専においては、本内容を参考にしつつ、行われている教育の実態や生

成AIに関する最新動向等を踏まえ、主体的・継続的に指針等の見直し、FD・SD等の組織的な研修を含めた対応を検討することが期待される。

生成AIの取扱いの観点

(利活用可否の検討、利活用が想定される場面例)

大学・高専においては、個々の教育の目的・内容や下記の留意すべき観点等を踏まえ、生成AIの利活用可否や利活用不可の場面でこれに反した行為を行った際の措置等を含む対応を検討し、学生や教職員に対して適切に示すことが望ましい。

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる。

この他にも、生成AIは、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが想定されるという視座に立ち、生成AIの原理への理解、生成AIへのプロンプト(質問・作業指示)に関する工夫やそれによる出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等により、生成AIを使いこなすという観点を教育活動に取り入れることも考えられる。

また、上記の学生による利活用以外にも、教員による教材開発や、効果的・効率的な大学事務の運営等に利活用することも考えられる。

なお、こうした生成AIの利活用の取組事例やその際に生じた懸念事項といった新たな知見について教職員間で共有し、適切な利活用を追求することも有効と考えられる。

(留意すべき観点)

大学・高専における教育に生成AIの利活用を検討する際には、以下の点に留意することが重要である。

○生成AIと学修活動との関係性、成績評価：

大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられること。また、生成AIの出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずして当該出力をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること。

学生がレポート等に生成AIを利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成AIの種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことも有効と考えられること。また、AIが生成した文章かを判定するツールを学修成果の評価等に活用する場合でも、その結果を過信しないことが重要であること。なお、利活用や学修成果の評価等に当たっては、生成AIの種類(有料版か無料版か)により、成果物に差が生まれ得ることにも留意することが重要と考えられること。

○生成AIの技術的限界（生成物の内容に虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成AIは、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AIにより生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があること。こうした生成AIに関する技術的限界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要と考えられること。

○機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性：

生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成AIに入力することは避けることが必要と考えられること。なお、特に教職員が生成AIを利用する際には、各大学・高専における情報セキュリティに関する指針¹や、個人情報保護法²を踏まえた対応が必要となることに留意すること。また、生成AIの種類によっては、入力の内容を生成AIの学習に使用させない（オプトアウト）ことができること。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物³の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害⁴することのないように留意する必要があること。

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第35条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員がAIを利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となることに留意すること。

上記の観点のほか、生成AIを含むAIの利活用に当たっては、各大学・高専の学生等が、その最新の動向、AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。また、こうしたAIに関する授業科目等については、AIに関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図ることも重要である。

¹ 例えば「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申し合わせ」（令和5年5月8日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）においては、「約款型外部サービスでは、（中略）必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として機密情報を取り扱うことはできない」等とされている。

² 「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」（令和5年6月2日個人情報保護委員会）参照。

³ 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風等）は含まれない。

⁴ 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。

文部科学省では、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を推進しており、前述の要素を含む優れた教育プログラムを政府が認定する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を実施しているほか、大学・高専により形成し全国9ブロックで活動する「数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム」において、生成AIを含むデータ・AI利活用の最新動向や、こうした動向を踏まえた留意事項等の内容を含むモデルカリキュラムや教材の開発・改善・普及展開等の取組を継続的に行うこととしており、各大学・高専においては、当該取組の活用・参画についても積極的に検討されたい。

（参考）

・数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm



・数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム

<http://www.mi.u-tokyo.ac.jp/consortium/index.html>



基礎データ

高等教育機関の数及び学生数

令和6年5月1日現在の高等教育機関の総数は1,168校、学生数は約324.6万人（いずれも専修学校（専門課程）を除く）。

● 高等教育機関の数

区分	計				専修学校 (専門課程)					
		大学	うち大学院 を置く大学	短期 大学						
計	1,168	813	663	297	58	2,676				
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
国 立	137	86	86	0	51	8				
	11.7%	10.6%	13.0%	0.0%	87.9%	0.3%				
公 立	121	103	91	15	3	176				
	10.4%	12.7%	13.7%	5.1%	5.2%	6.6%				
私 立	910	624	486	282	4	2,492				
	77.9%	76.8%	73.3%	94.9%	6.9%	93.1%				

(令和6年5月1日現在)

● 学生数

区分	計				専修学校 (専門課程)						
		大学院	小計	大学 (学部)							
計	3,245,634	271,639	2,723,694	2,628,310	74,732	20,652	250,301	558,255			
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国 立	608,268	156,235	452,033	433,387	0	18,646					215
	18.7%	57.5%	16.6%	16.5%	0.0%	90.3%					0.0%
公 立	171,747	17,933	153,814	147,654	4,772	1,388					20,549
	5.3%	6.6%	5.6%	5.6%	6.4%	6.7%					3.7%
私 立	2,465,619	97,471	2,117,847	2,047,269	69,960	618	250,301	537,491			
	76.0%	35.9%	77.8%	77.9%	93.6%	3.0%	100.0%	96.3%			

(令和6年5月1日現在)

(注1)通信教育のみを行う大学(私立6校(放送大学含む))及び
短大(私立2校)を除く。

(注2)学生募集停止をしている機関を含む。

(注1)学生数には、「専攻科」、「別科」、「その他」の学生を含まない。
(注2)上記には、放送大学学園立の学生を含む。

高等教育機関の入学者数等

	人数	割合（人数／合計）
大学（計）	62万8,766人	59.1%
国立大学	9万9,386人	9.3%
公立大学	3万5,814人	3.4%
私立大学	49万3,566人	46.4%
短大	3万3,477人	3.2%
高専	1万436人	1.0%
専門学校	25万5,391人	24.0%
上記以外の者 (未進学者)	13万5,381人	12.7%
合計	106万3,451人	100%

（令和6年5月1日現在）

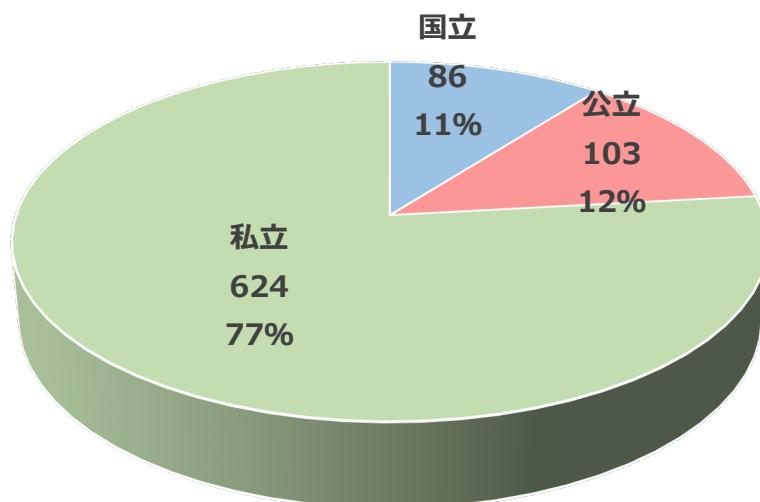
【出典】文部科学省「学校基本統計」

国公私立大学学生数(学部、修士、博士)

- 我が国の学校数は813校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約263万人（うち、私立約205万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

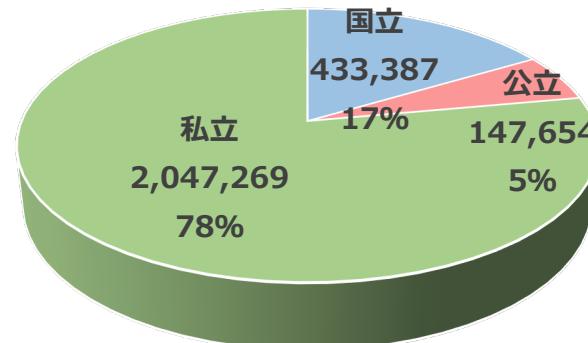
学校数

●合計813校



学士課程

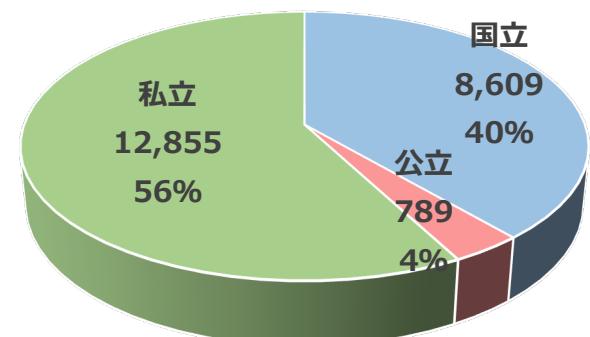
●合計262万8,310人



学生数

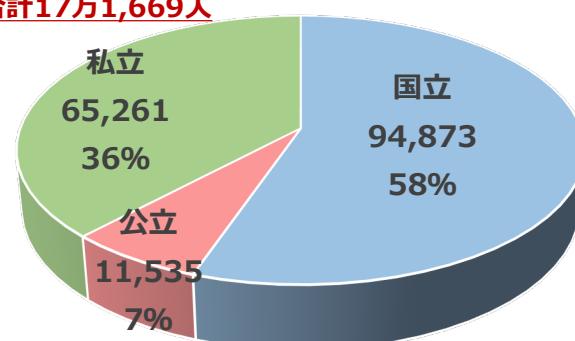
専門職学位課程

●合計2万2,253人



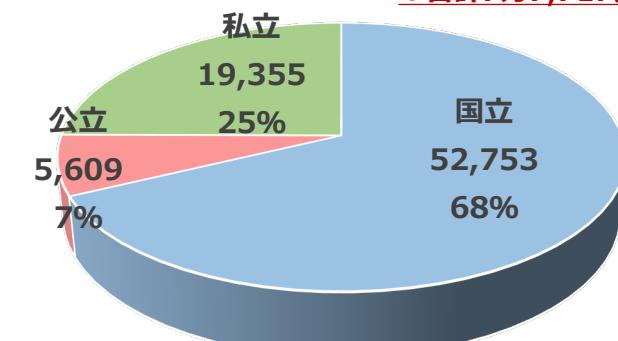
修士課程

●合計17万1,669人



博士課程

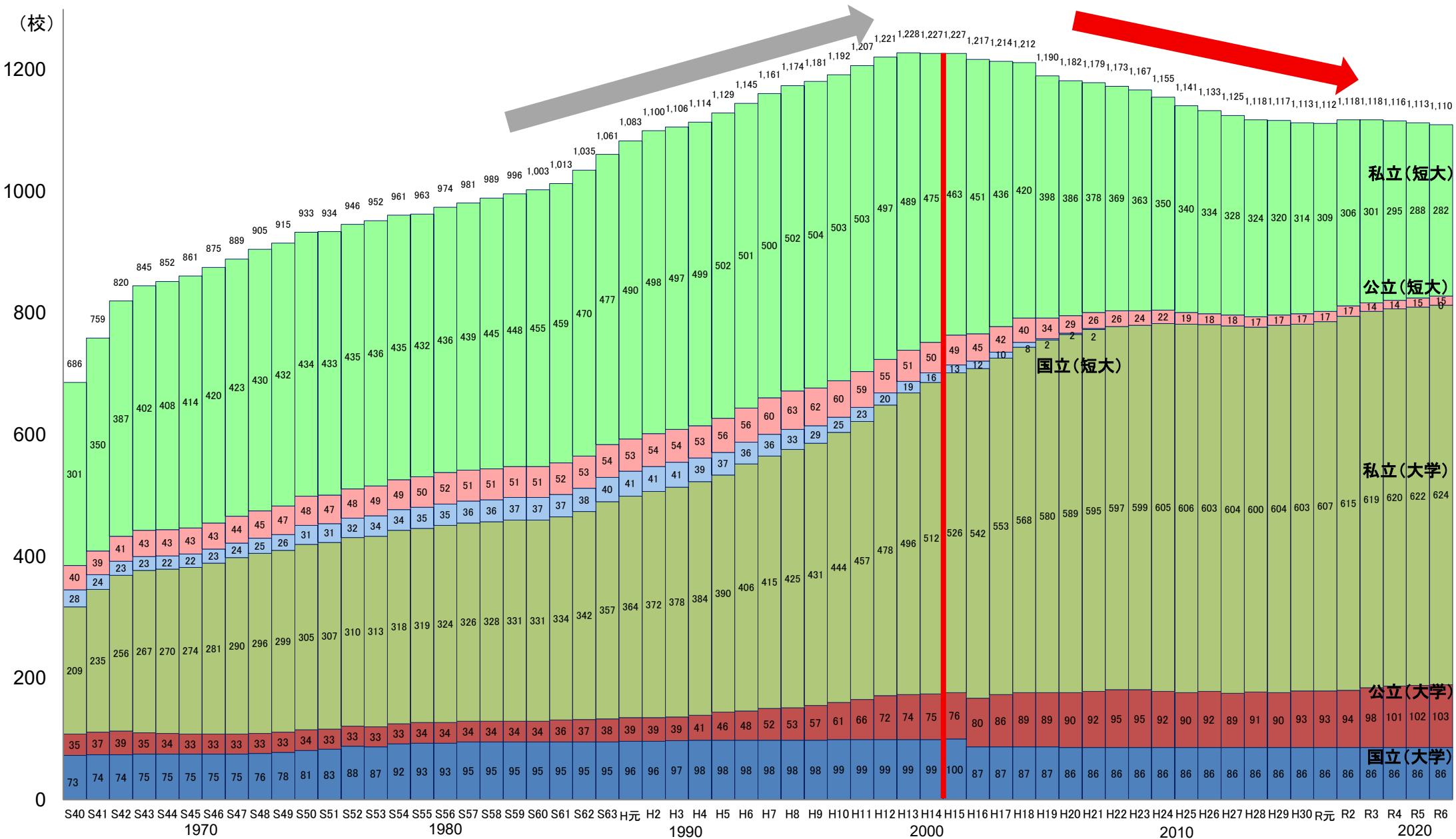
●合計7万7,717人



(出典) 文部科学省「学校基本統計」（令和6年度）より作成。

大学・短期大学数の推移

- 近年の主な傾向として、四大化や廃止により短期大学数は減少。
- 平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降ほぼ横ばい。



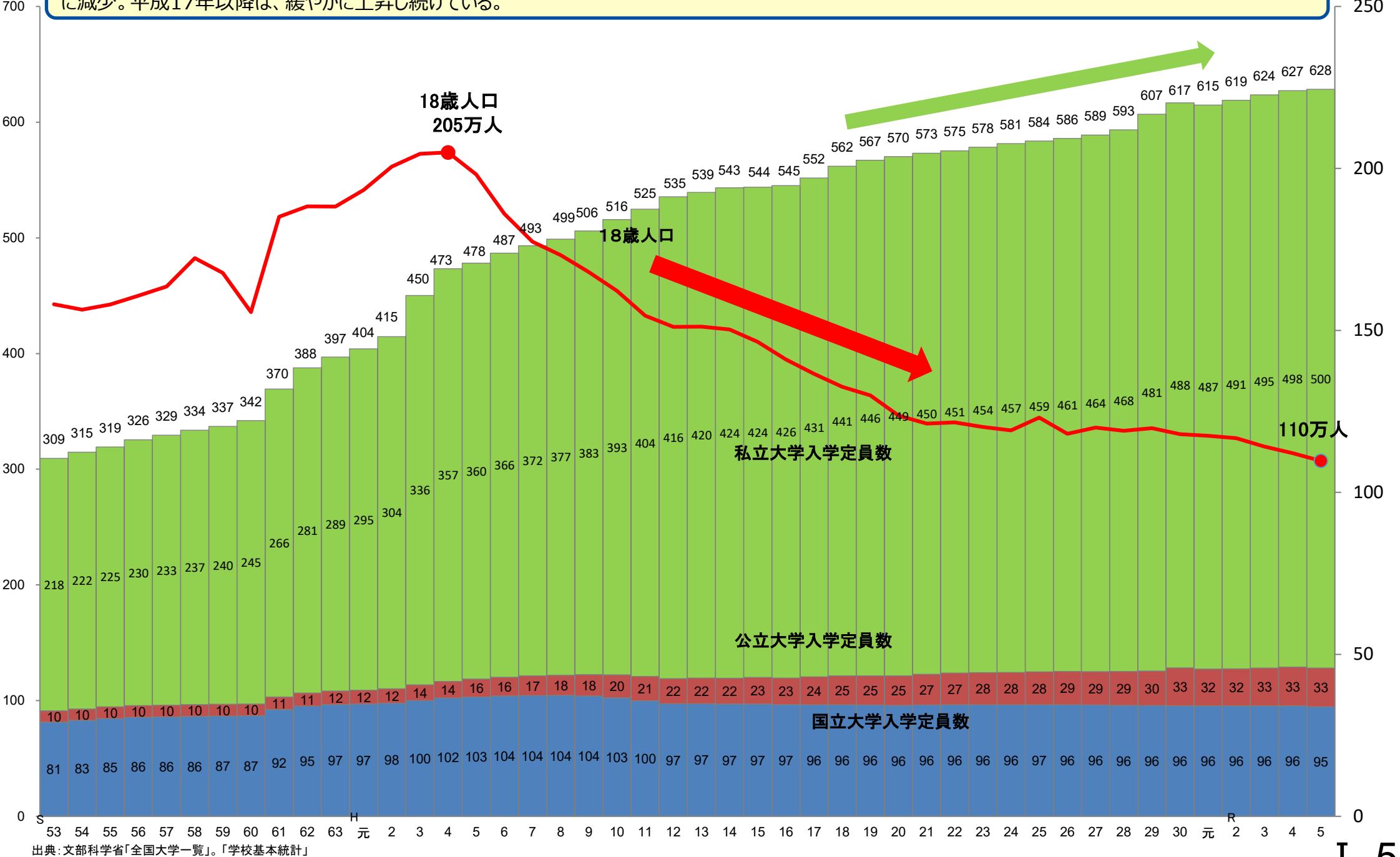
※学生募集停止の学校も含む。

※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

設置者別大学入学定員数の推移

18歳人口は平成4年以降減少し続けている一方で、大学入学定員数は、昭和60～平成11年まで私立大学を中心に上昇し、その後平成16年まで一時的に減少。平成17年以降は、緩やかに上昇し続けている。



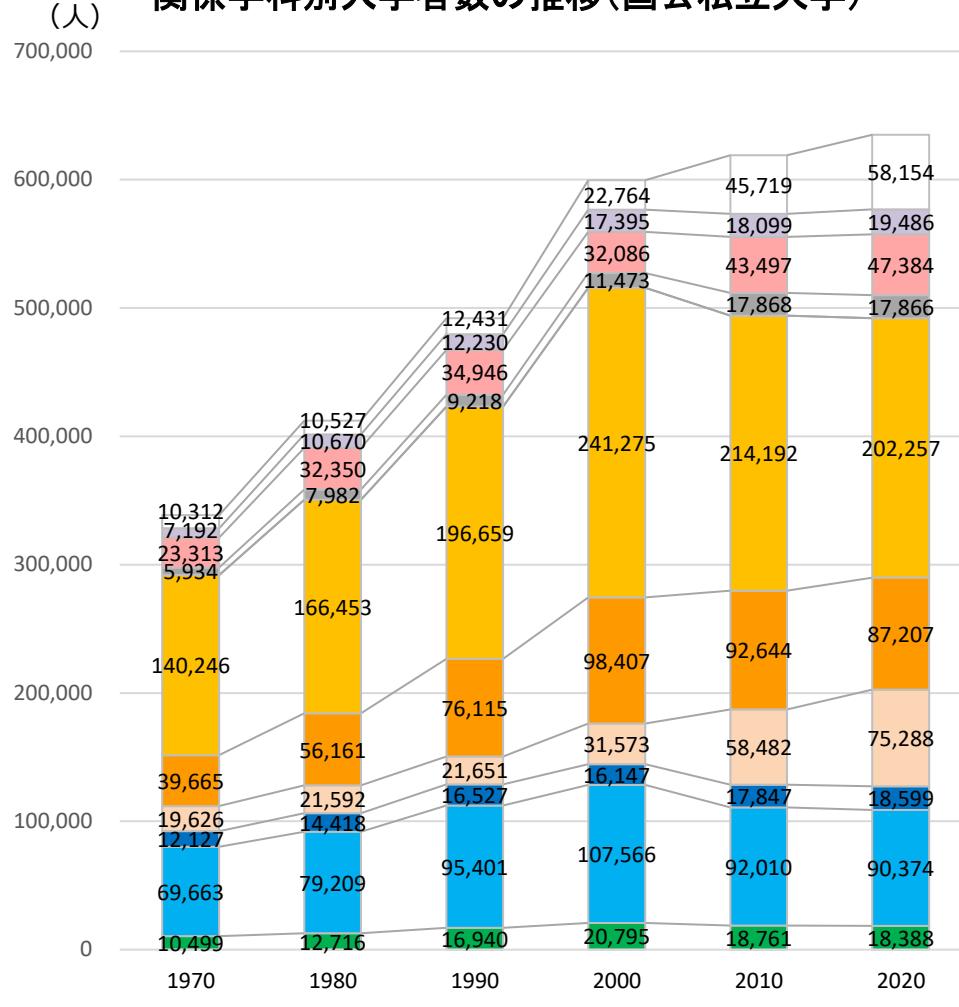
出典:文部科学省「全国大学一覧」。「学校基本統計」

※大学定員数については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

専攻分野別入学者数の推移

2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。

関係学科別入学者数の推移(国公私立大学)



関係学科別入学者割合の推移(国公私立大学)



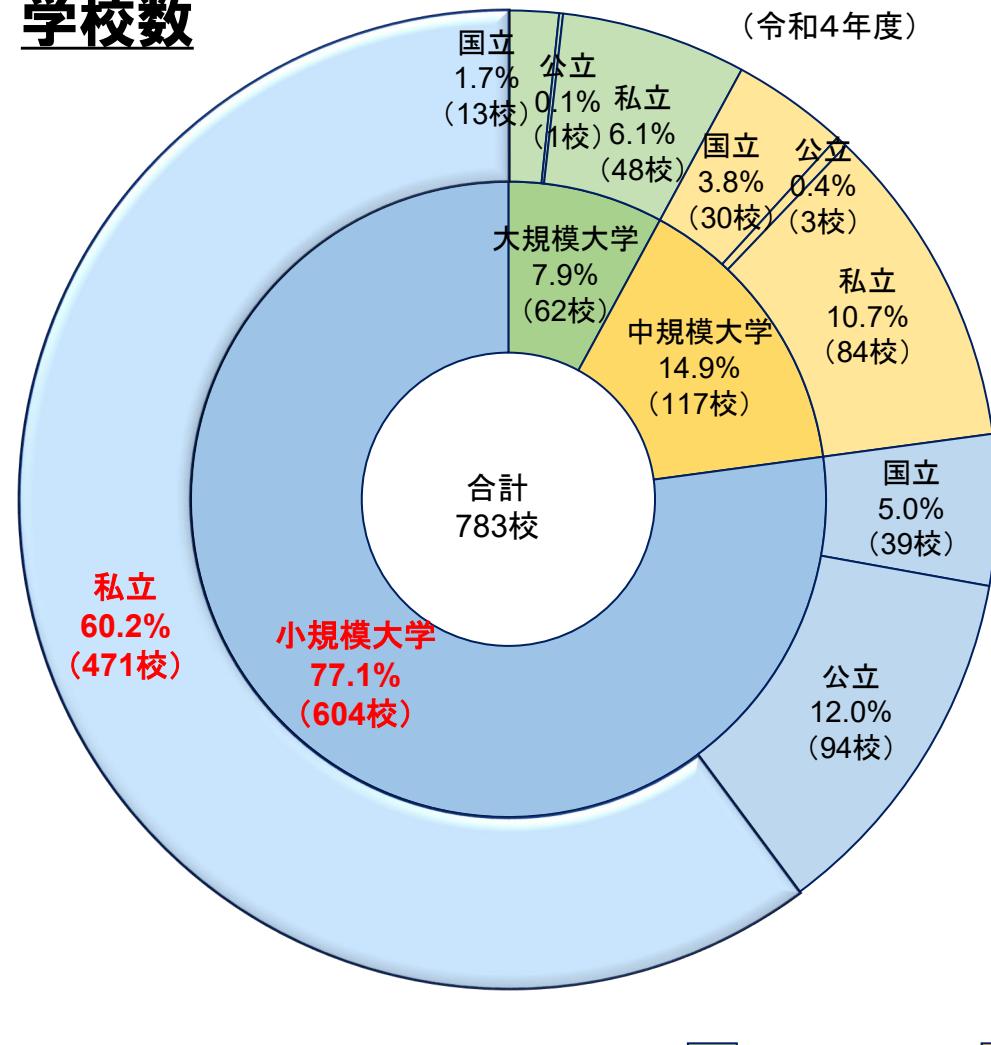
※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる

(出典) 文部科学省「学校基本統計」より作成。

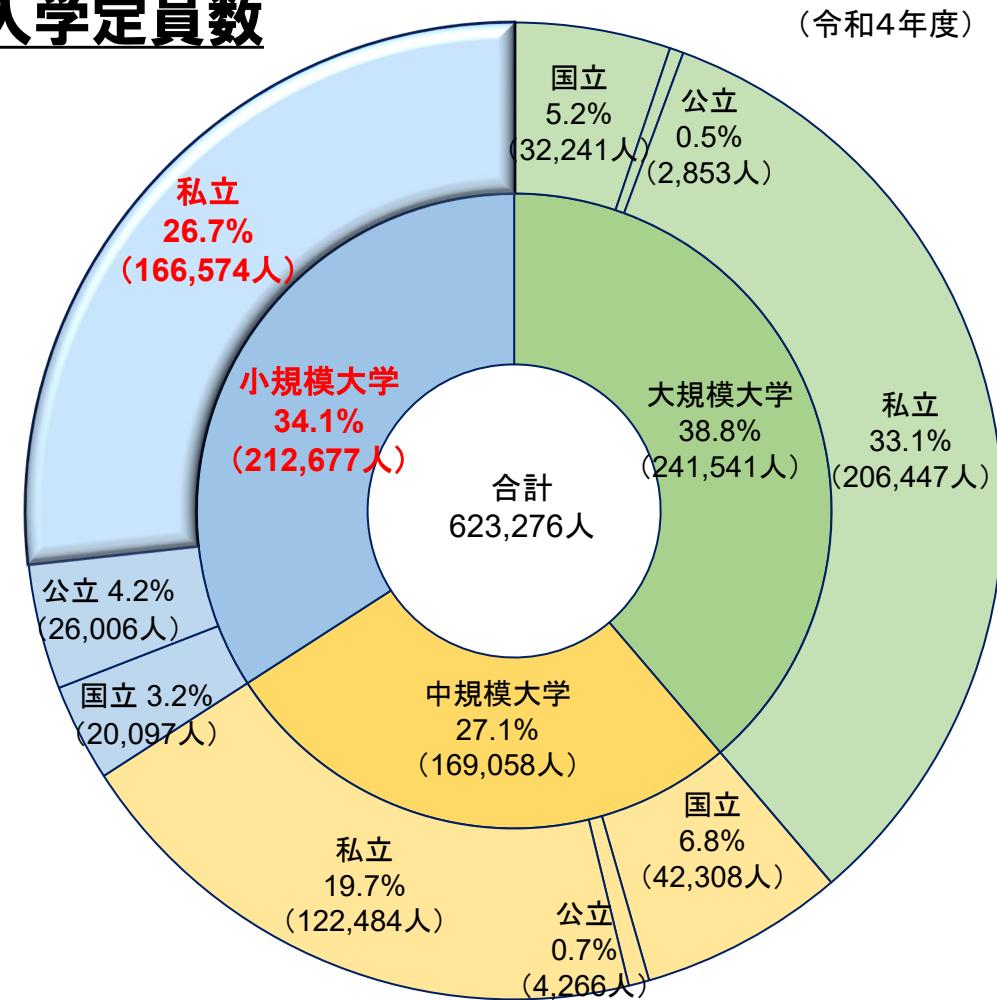
規模別学校数及び入学定員数の割合

- 学校数において小規模大学は全体の77.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。
- 入学定員において小規模大学の定員は全体の34.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。

学校数



入学定員数



大規模大学



中規模大学



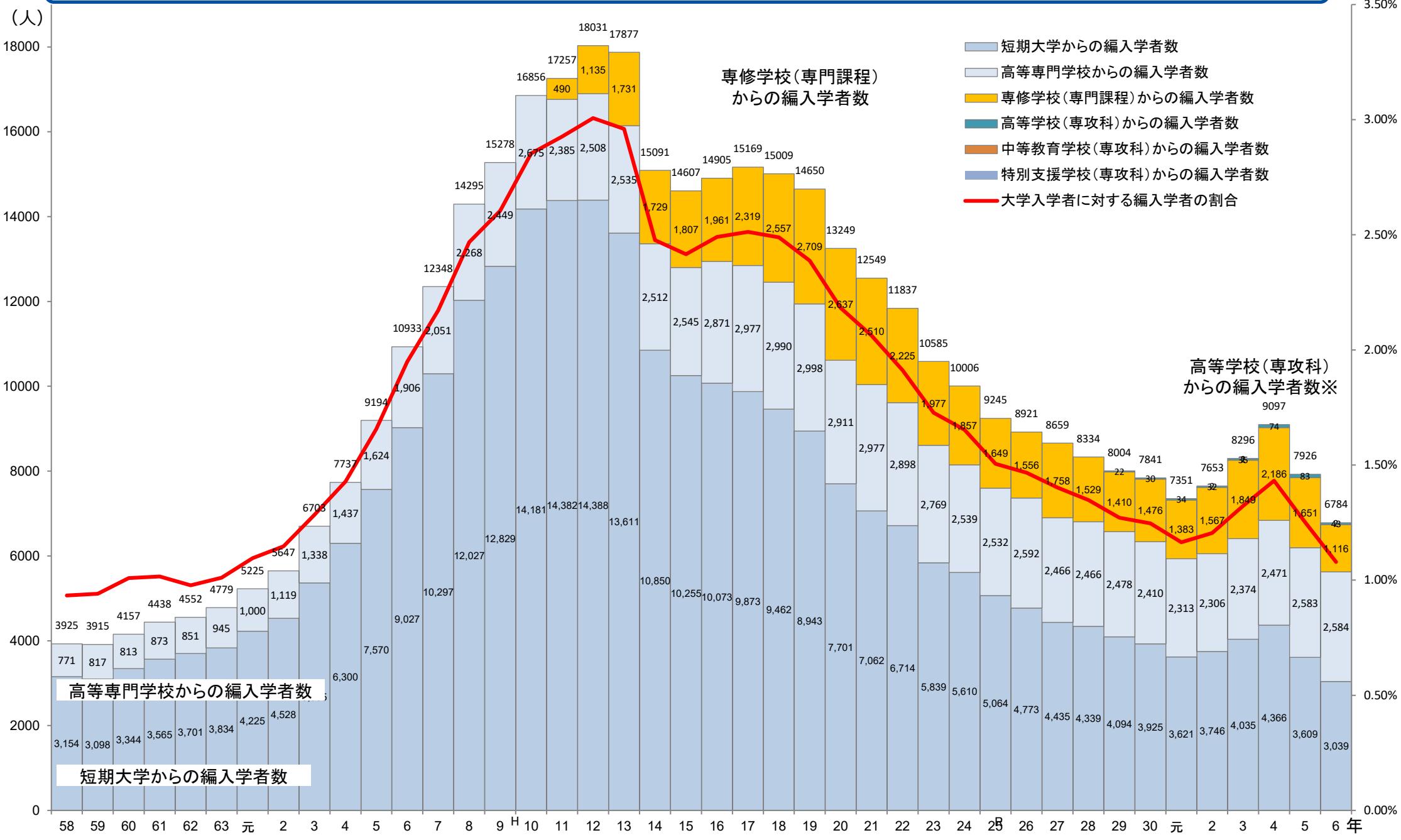
小規模大学

※大規模大学:入学定員が2,000人以上の大学、中規模大学:入学定員が1,000人～1,999人の大学、小規模大学:入学定員が999人以下の大学
※小数点第二位を四捨五入しているためグラフの合計値が一致しない場合がある。

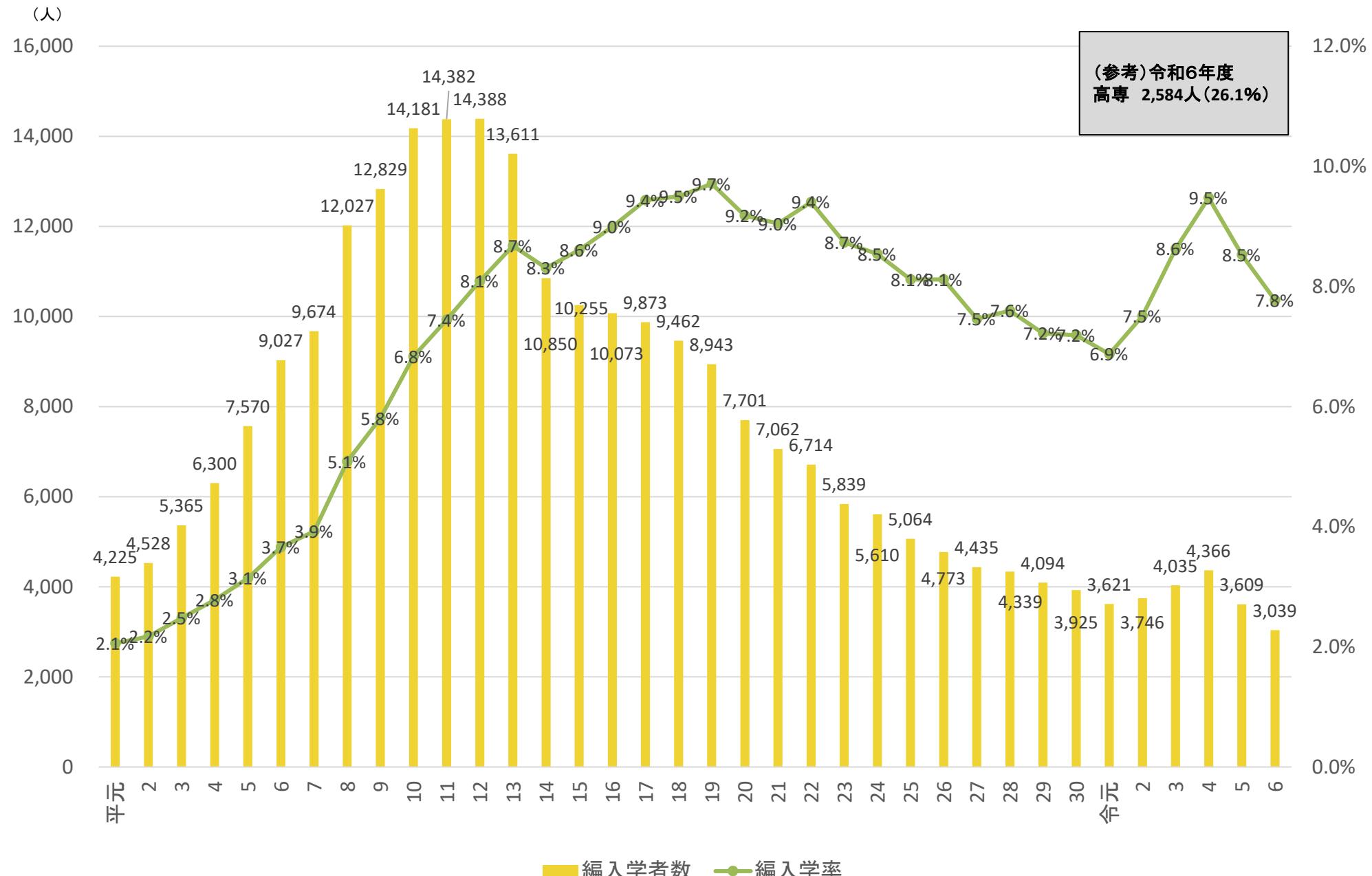
【出典】文部科学省調べ

編入学者数の推移

編入学者数は、平成12年頃まで急激に上昇し、平成17年以降令和元年まで減少し続けた後、一時増加に転じたが近年は減少傾向。



短期大学から4年制大学への編入学者の推移



※編入学者は夜間含む。

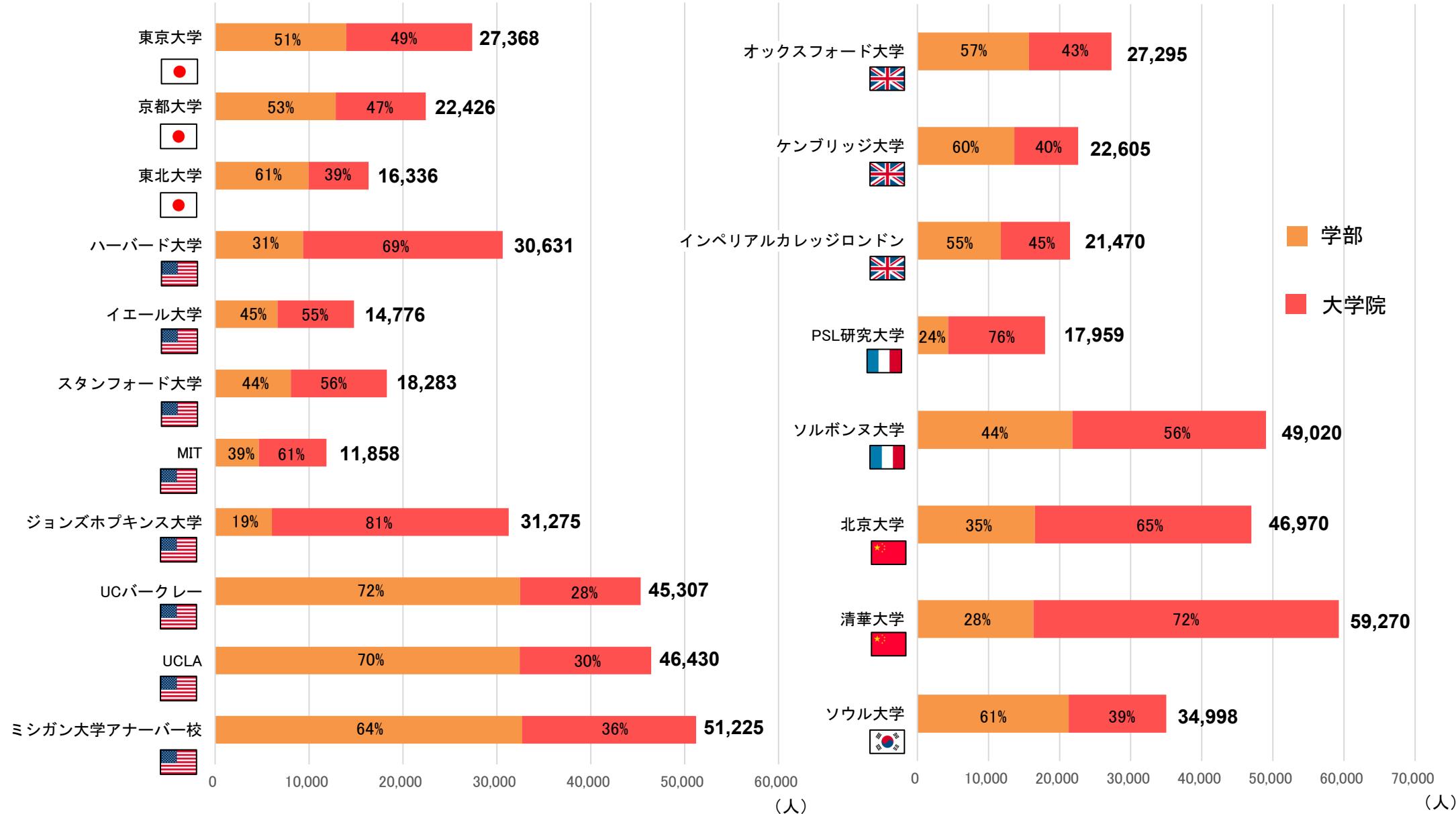
※短期大学卒業者数に占める編入学者数の割合。

※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

（出典：「学校基本統計」）

各有力大学における学部・大学院学生比較(人数・割合)

- 米・仏・中の研究大学の多くが、学部生よりも大学院生の占める割合が大きい。
- 日本のほか、米国の州立大学や英国の大学においては、学部生の割合の方がやや大きい。



(出典: 各国のウェブページの情報から文部科学省作成)

日米の高等教育の構造比較

- 世界大学ランキングにランクインしている日米の大学をランキング順位別に配置すると以下のとおり。
- ランクインしている大学は、米国では全大学の約4%に過ぎず、かつトップ200位に集中しているのに対し、日本ではトップ200位以内の大学は少ない一方で、全大学の10%以上がランクインしている状況。

赤: 私立大学
黒: 州立大学

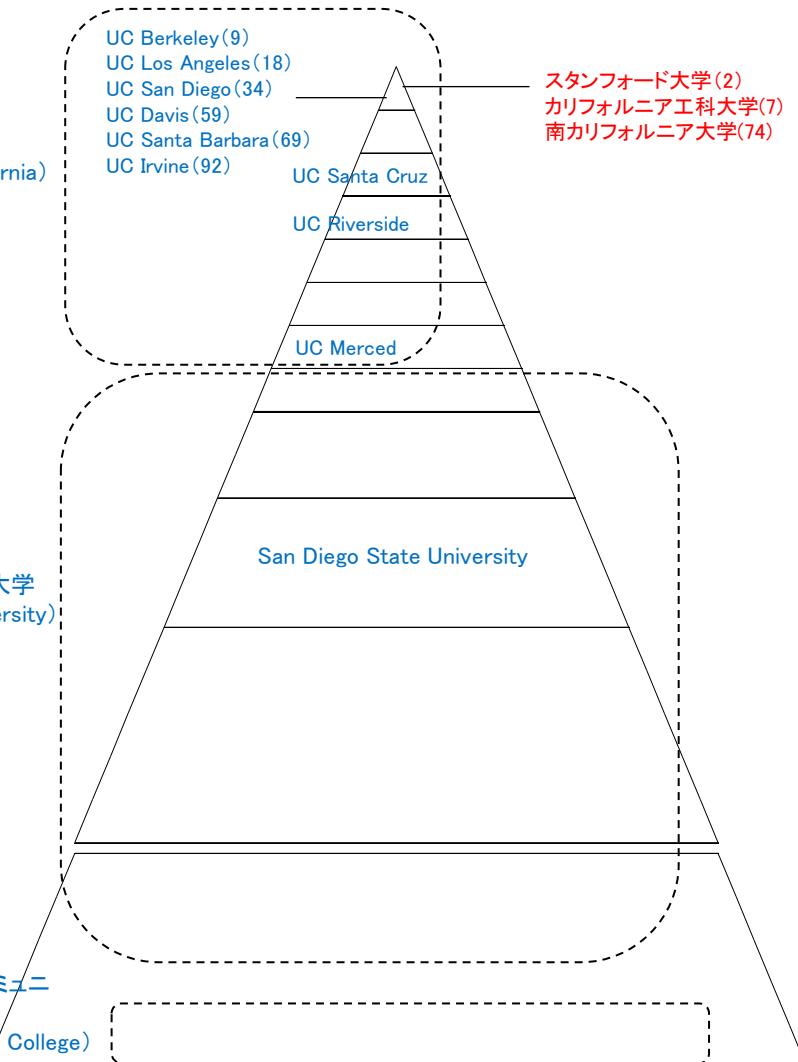
アメリカの高等教育

大学名は、カリフォルニア州内の大学のみを表示

カリフォルニア大学
(University of California)

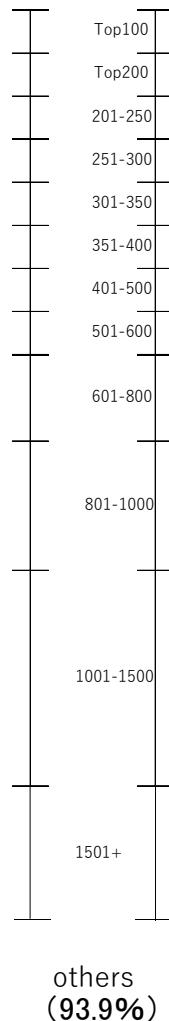
カリフォルニア州立大学
(California State University)

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ
(California Community College)



THE World University Rankings 2024

Top1904
(6.1%)



総数: 約31,000校
(Top 6.1%の1,904校でランクイン)

日本の高等教育

黒: 国立大学
赤: 私立大学
青: 公立大学

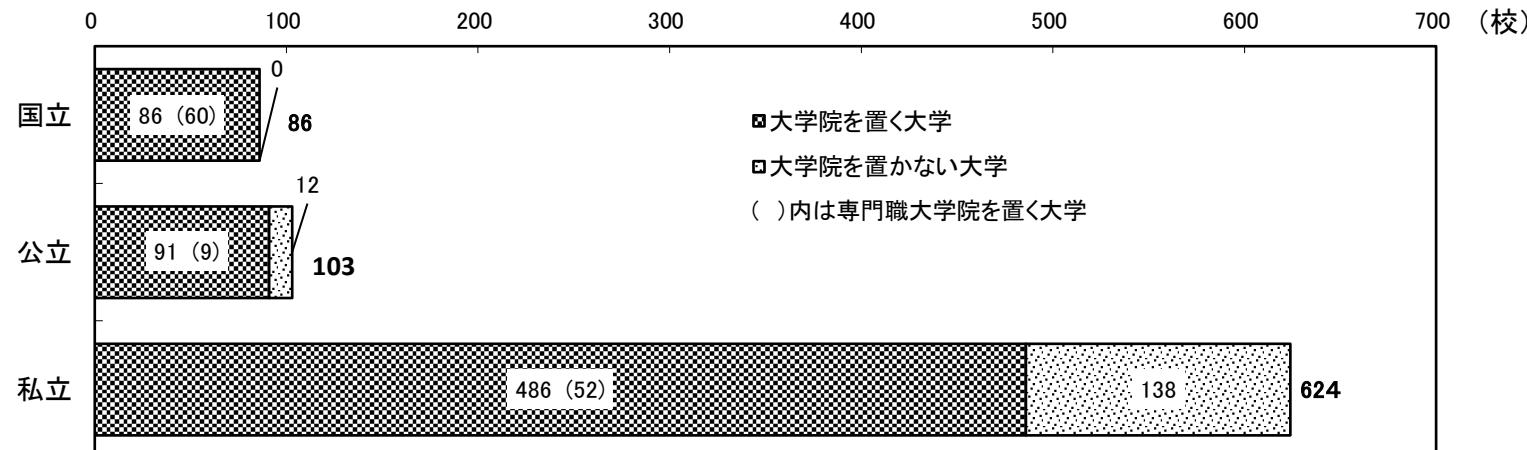


大学院を置く大学数および研究科数

国立：100%，公立：88%，私立：78%の大学が大学院を置いている。

大学院を置く大学数

(令和6年5月1日現在)



国立: 100%
公立: 88%
私立: 78%

出典: 令和6年度学校基本統計

研究科数

(令和6年5月1日現在)

区分	研究科数		
	修士課程 (修士、博士前期)	博士課程 (博士後期、一貫制)	専門職学位課程
国立	370	367	86
公立	193	174	10
私立	1,189	840	72
計	1,752	1,381	168

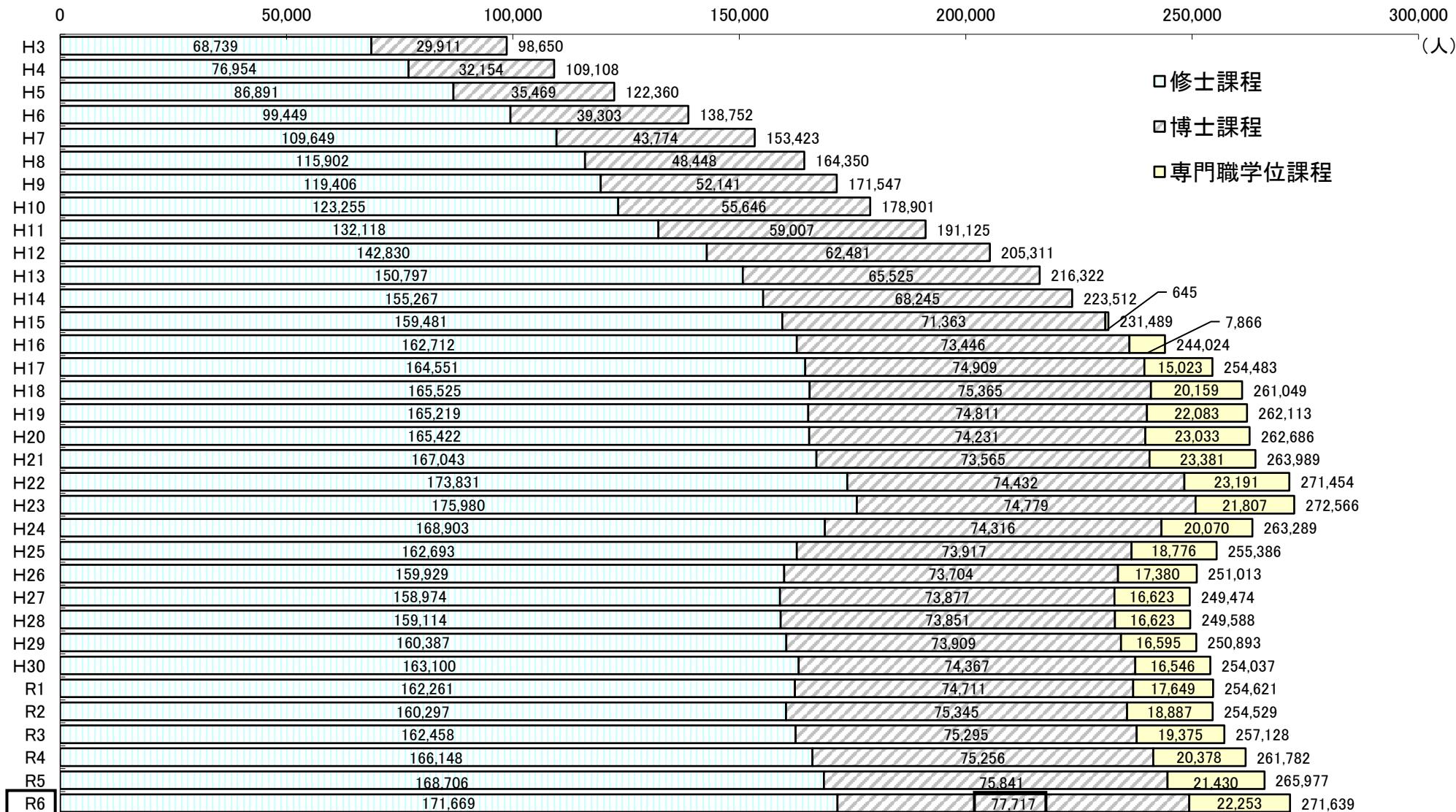
※学生が在籍している研究科の数

出典: 令和6年度学校基本統計

大学院在学者数の推移

博士課程の在学者数は、令和6年度に最大となった。

(各年度5月1日現在)



※ 在学者数

修士課程：修士課程、博士前期課程、5年一貫制博士課程(1、2年次)

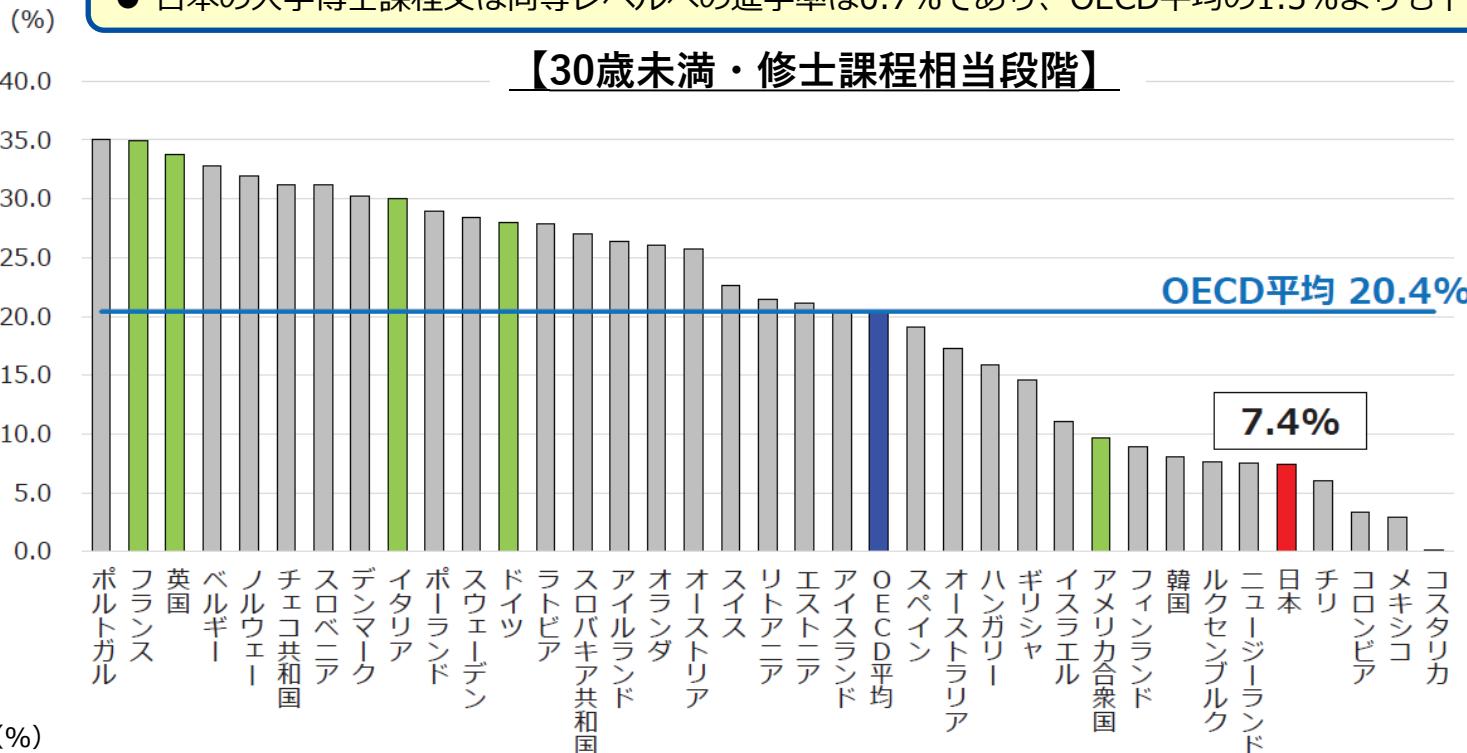
博士課程：博士後期課程、医歯学・薬学、獣医学の4年制博士課程、5年一貫制博士課程(3～5年次)

通信教育を行う課程を除く

出典：学校基本統計

高等教育段階における進学率の国際比較

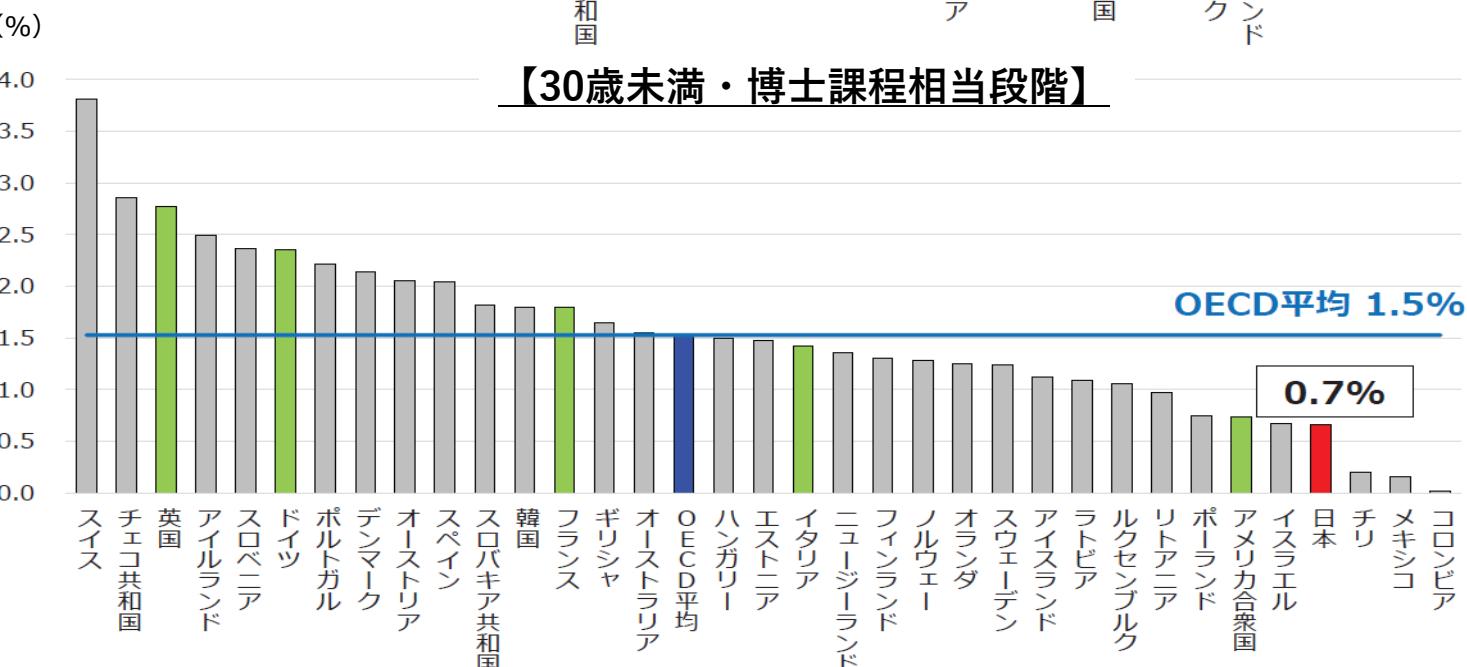
- 日本の大学修士課程又は同等レベルへの進学率は7.4%であり、OECD平均の20.4%の約3割ほどしか満たない。
- 日本の大学博士課程又は同等レベルへの進学率は0.7%であり、OECD平均の1.5%よりも下回っている。



(2021年)

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。

※参照年度は2020年度(令和2年度)。



※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。

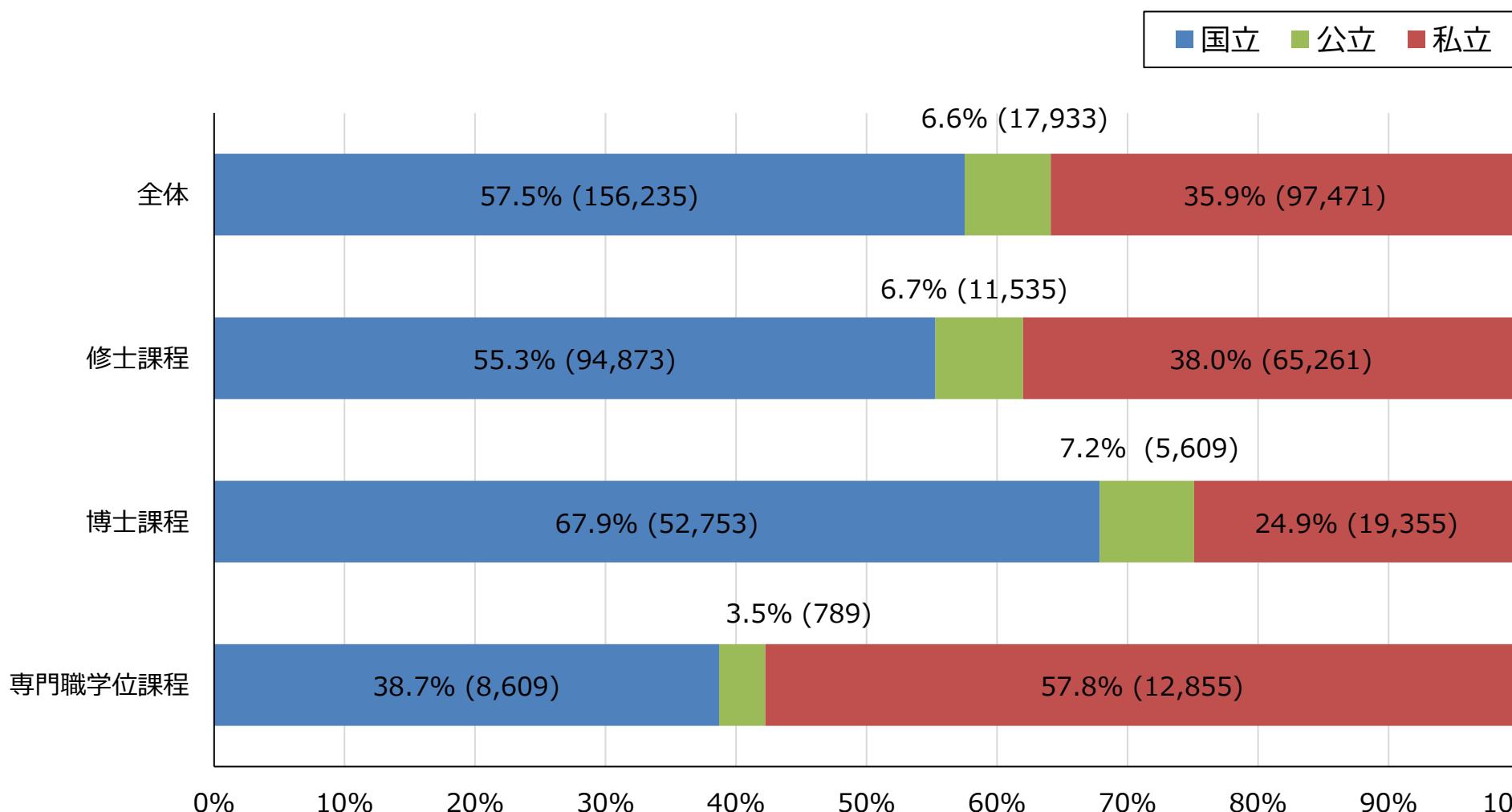
※参照年度は2020年度(令和2年度)。

出典:OECD statistics

課程別・設置者別在学者比較(在学者数)

我が国の大学院在籍者の6割は国立大学に在籍。博士課程においては国立の割合が約7割である一方、専門職学位課程においては私立の在籍者比率が一番高い。

(令和6年5月1日現在)

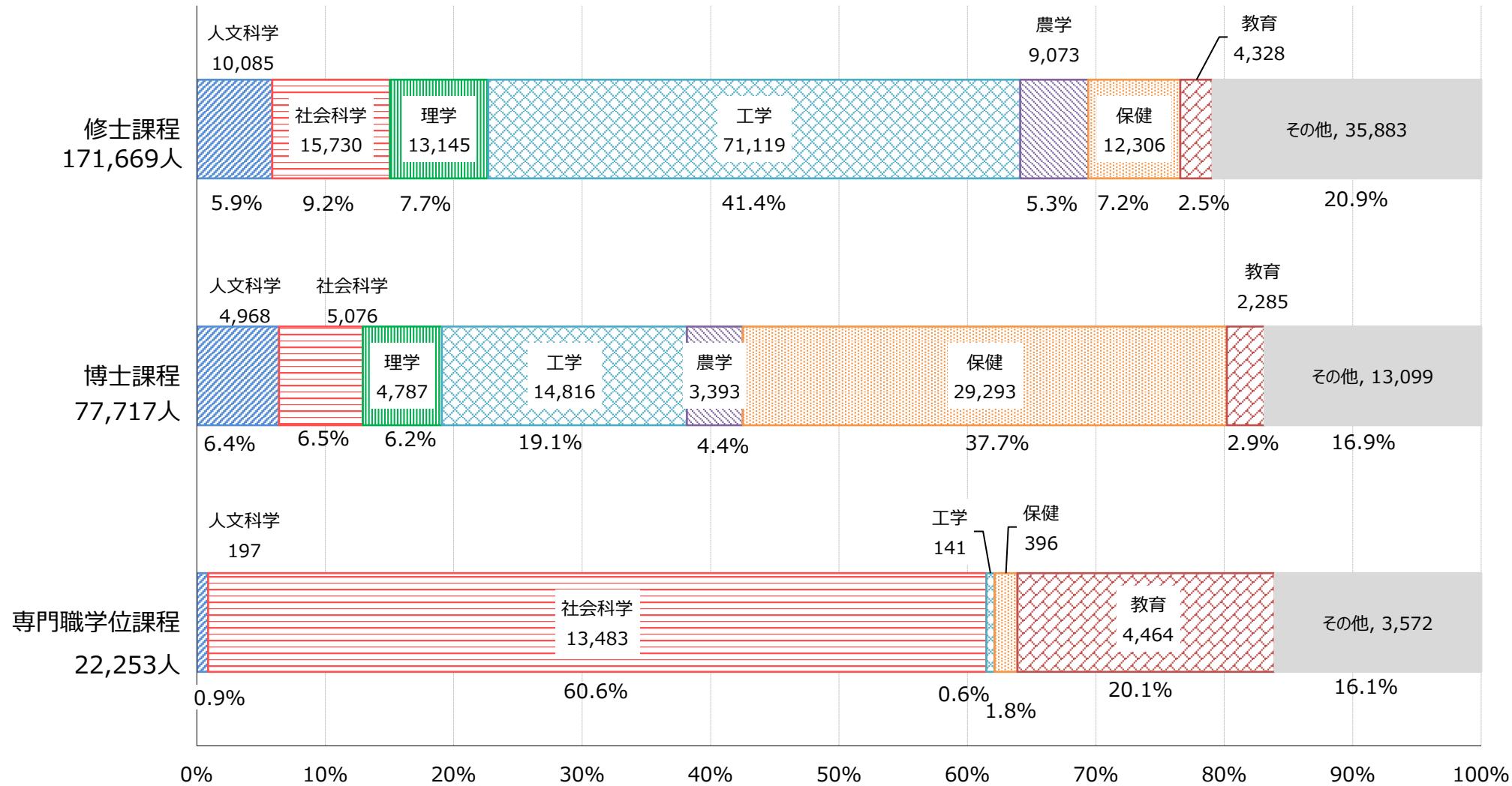


出典: 令和6年度学校基本統計

学問分野別の大院学生数

修士在籍者の場合は「工学」分野、博士在籍者の場合は「保健」分野が全体の約4割、専門職学位在籍者の場合は「社会科学」分野が全体の6割以上を占めている。

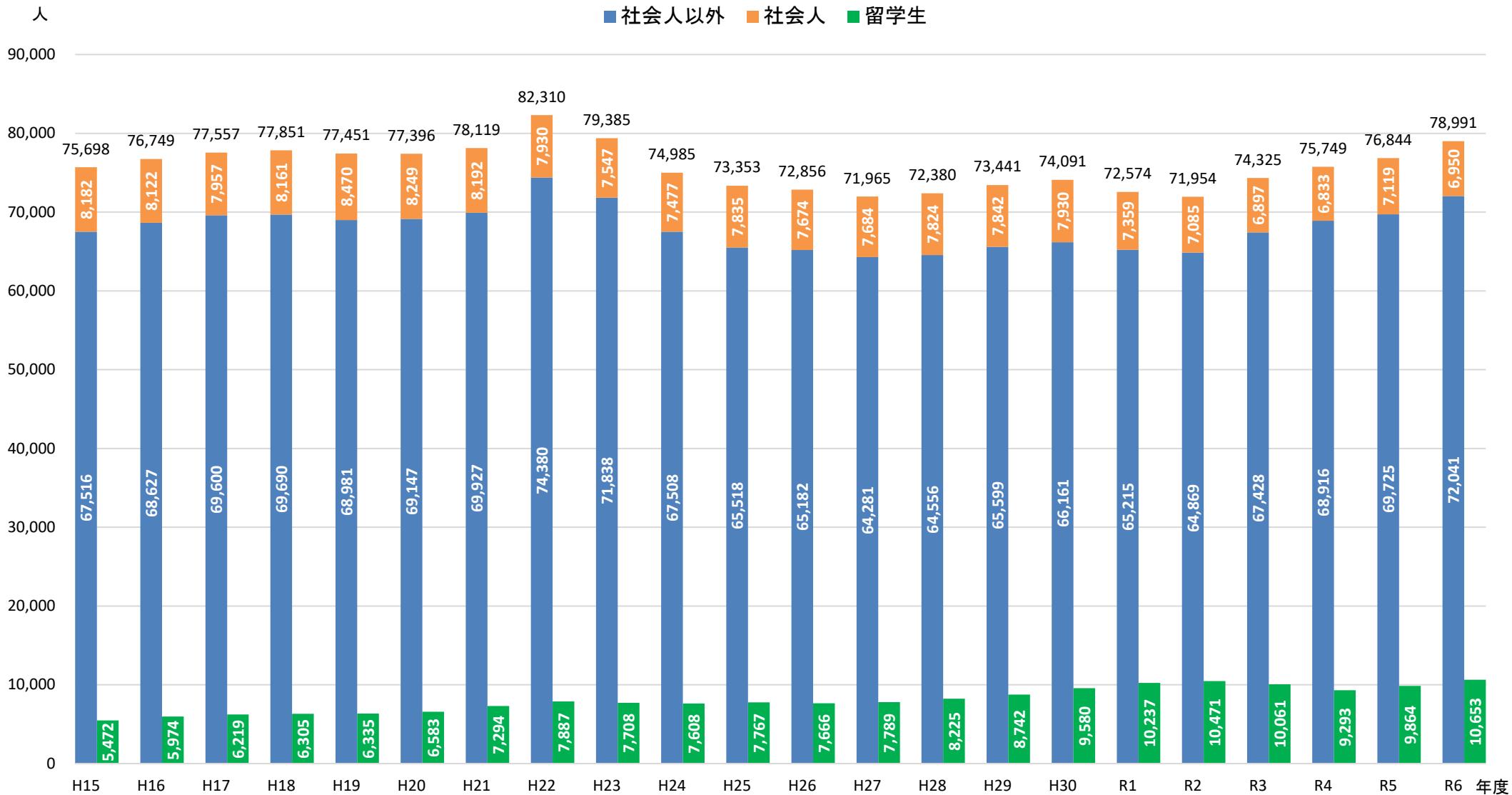
(令和6年5月1日現在)



出典: 令和6年度学校基本統計

修士課程入学者の推移

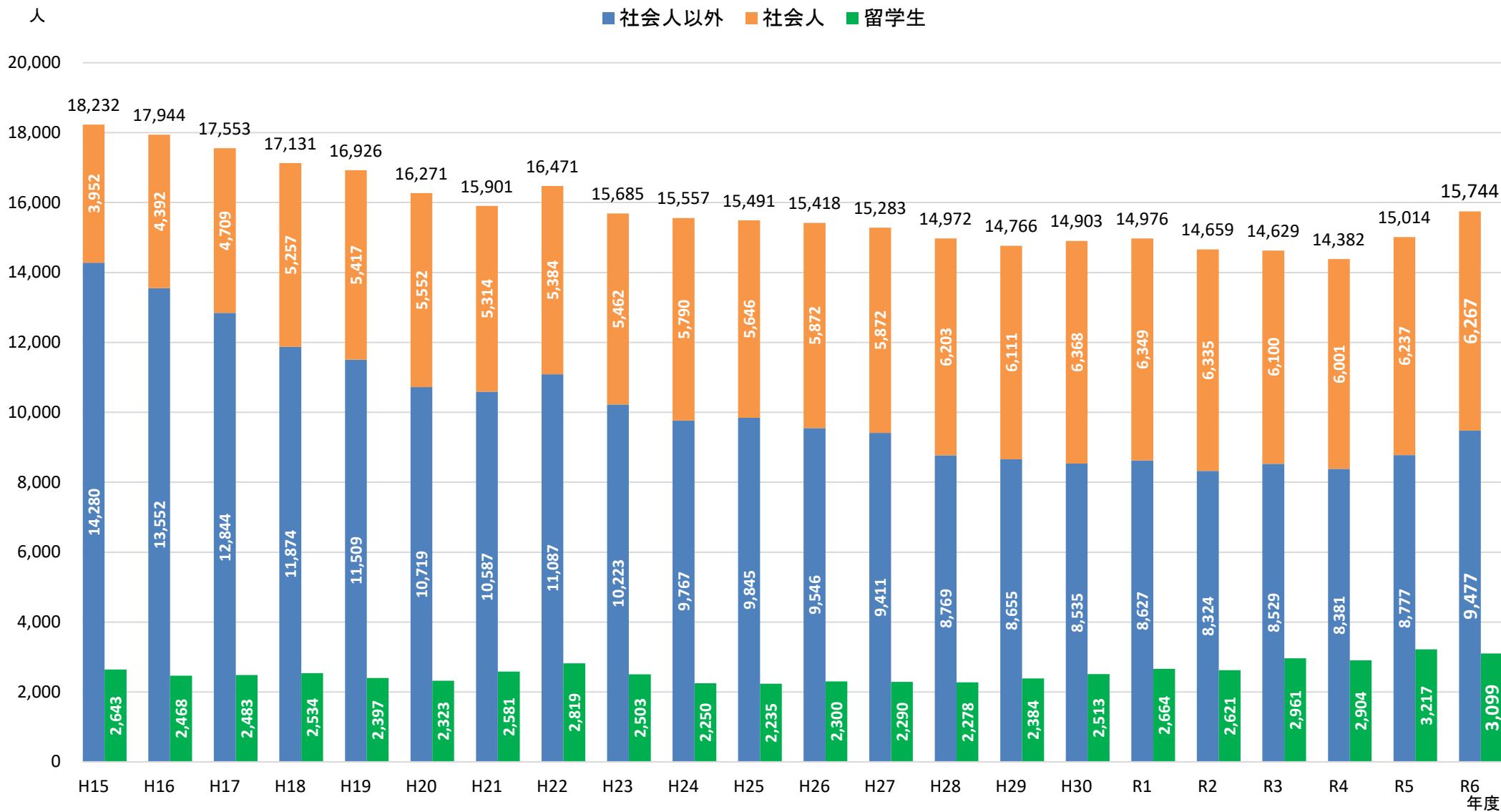
修士課程入学者は平成22年度をピークとして減少したが、近年は若干の回復傾向がみられる。
社会人以外の入学者数は令和2年度より増加傾向、社会人学生は平成30年度をピークに減少傾向。



出典:学校基本統計

博士課程入学者の推移

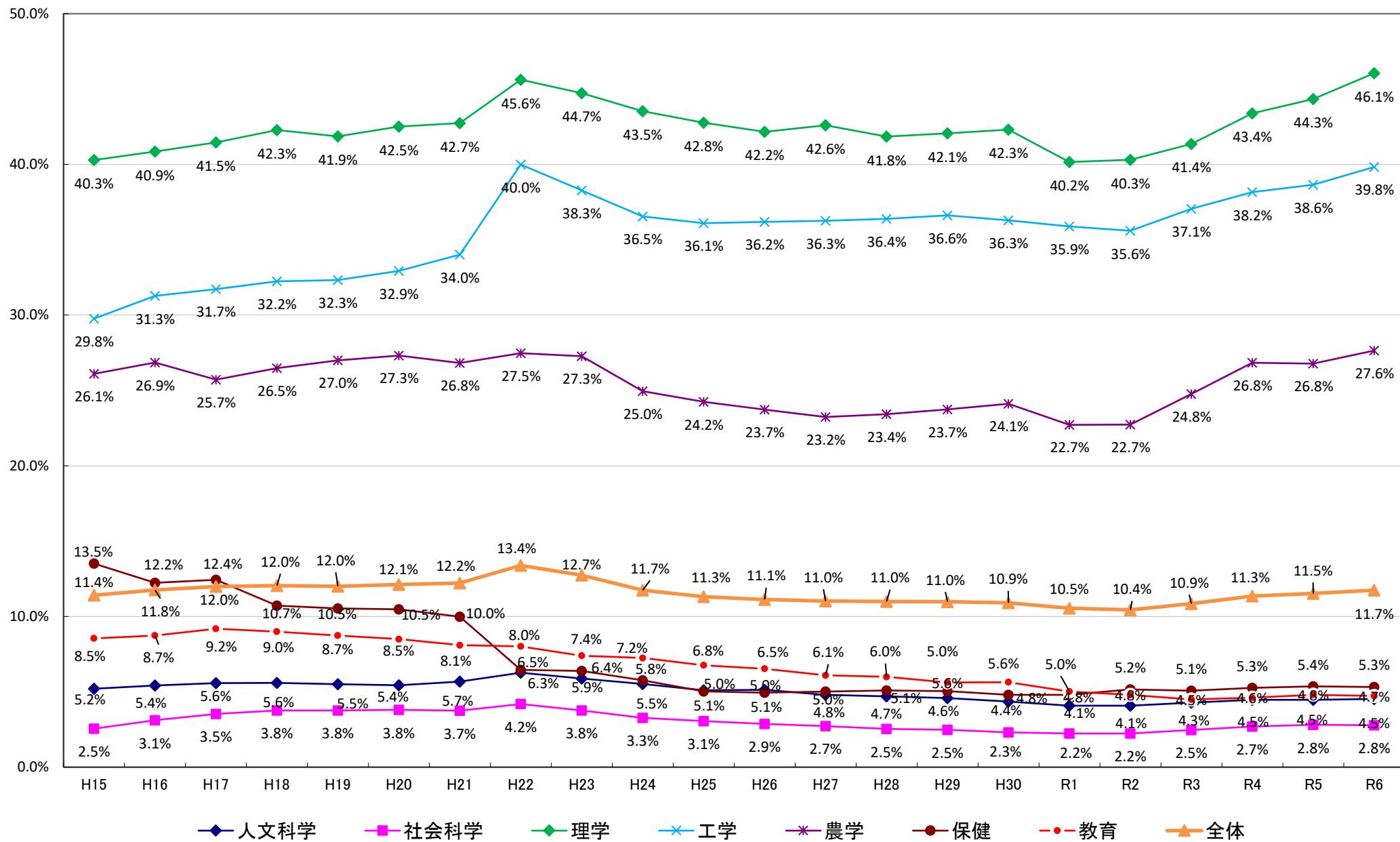
博士課程入学者のうち、社会人以外の入学者数は、平成15年度の約1.4万人をピークに大幅に減少し、令和6年度には最大時から約40%の減少。



出典:学校基本統計

分野別学士課程修了者の進学率の推移

学士課程修了者の進学率は、全分野では横ばいだが、理学・工学・農学系は増加傾向。



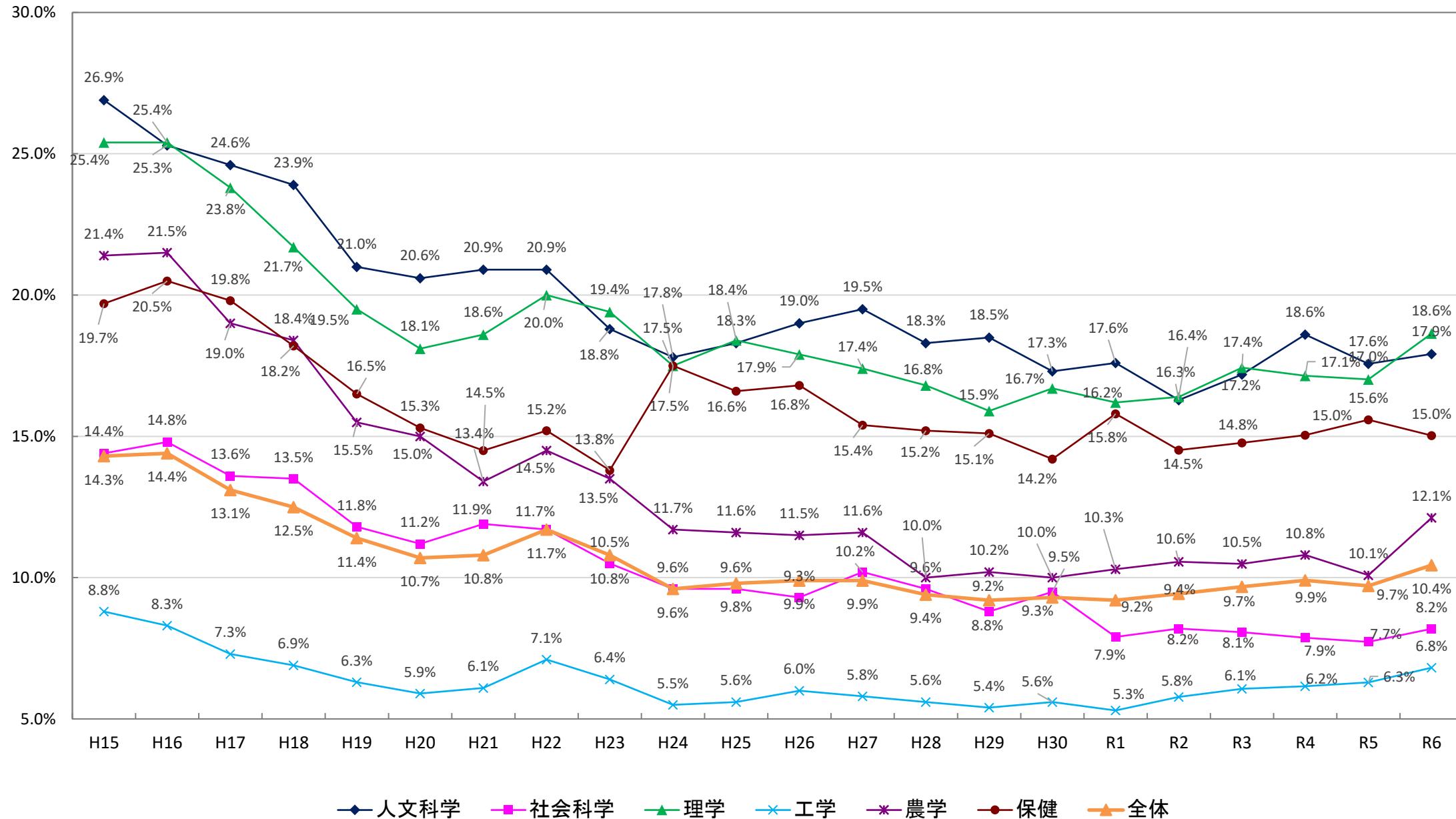
※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しきつ就職した者を含む。

※「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典:学校基本統計

分野別修士課程修了者の進学率の推移

修士課程修了者の博士課程等への進学率は、各分野を通じて減少傾向であったが、近年は横ばい。



※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しつつ就職した者を含む。

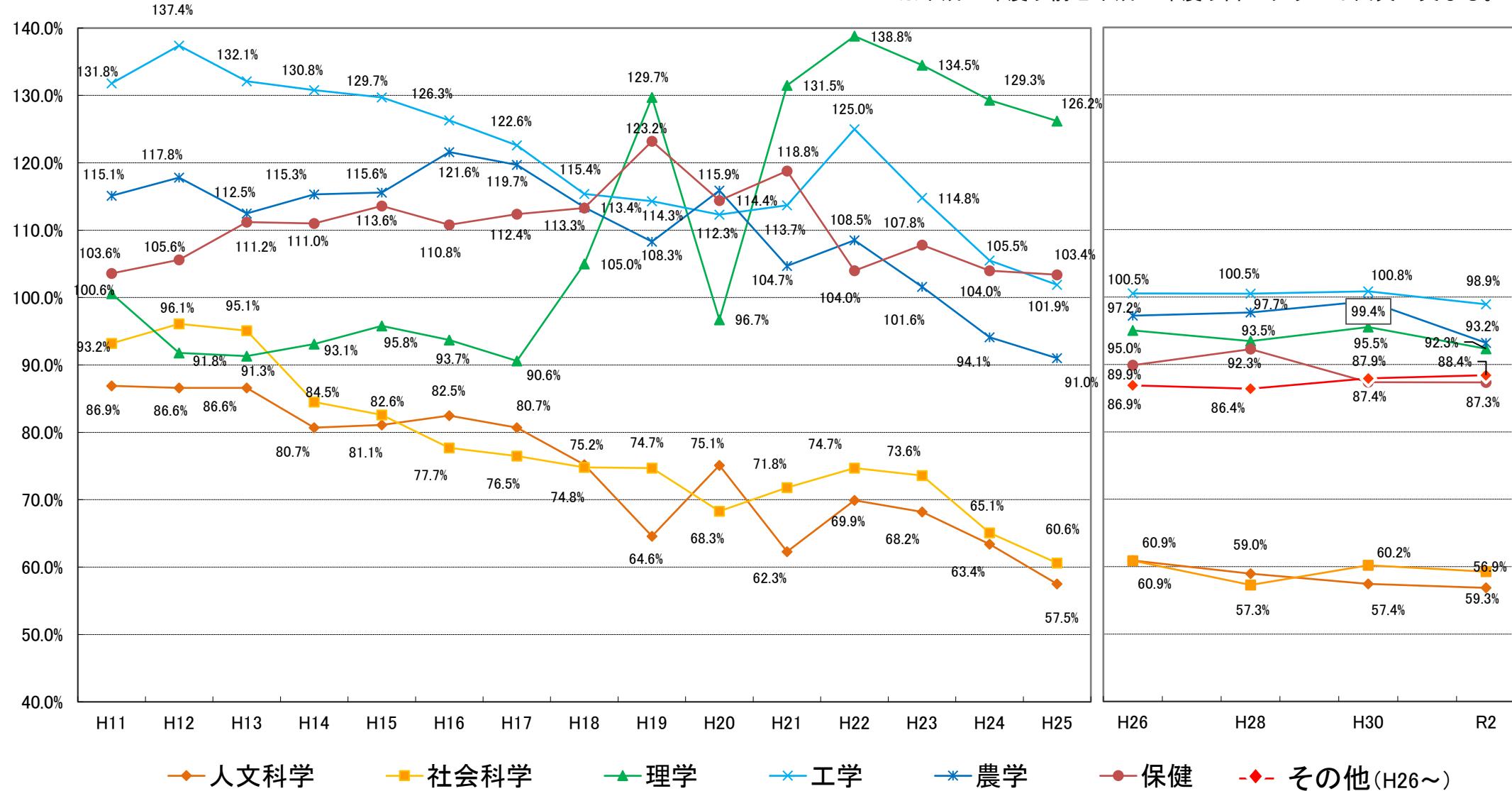
※「教育」「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないとから省略

出典:学校基本統計

分野別修士課程入学者充足率の推移

「人文・社会」分野修士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は6割前後で推移。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。



出典：（平成25年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成

（平成26年）「大学院における「第2次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成28年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>

（平成28年）「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成30年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>

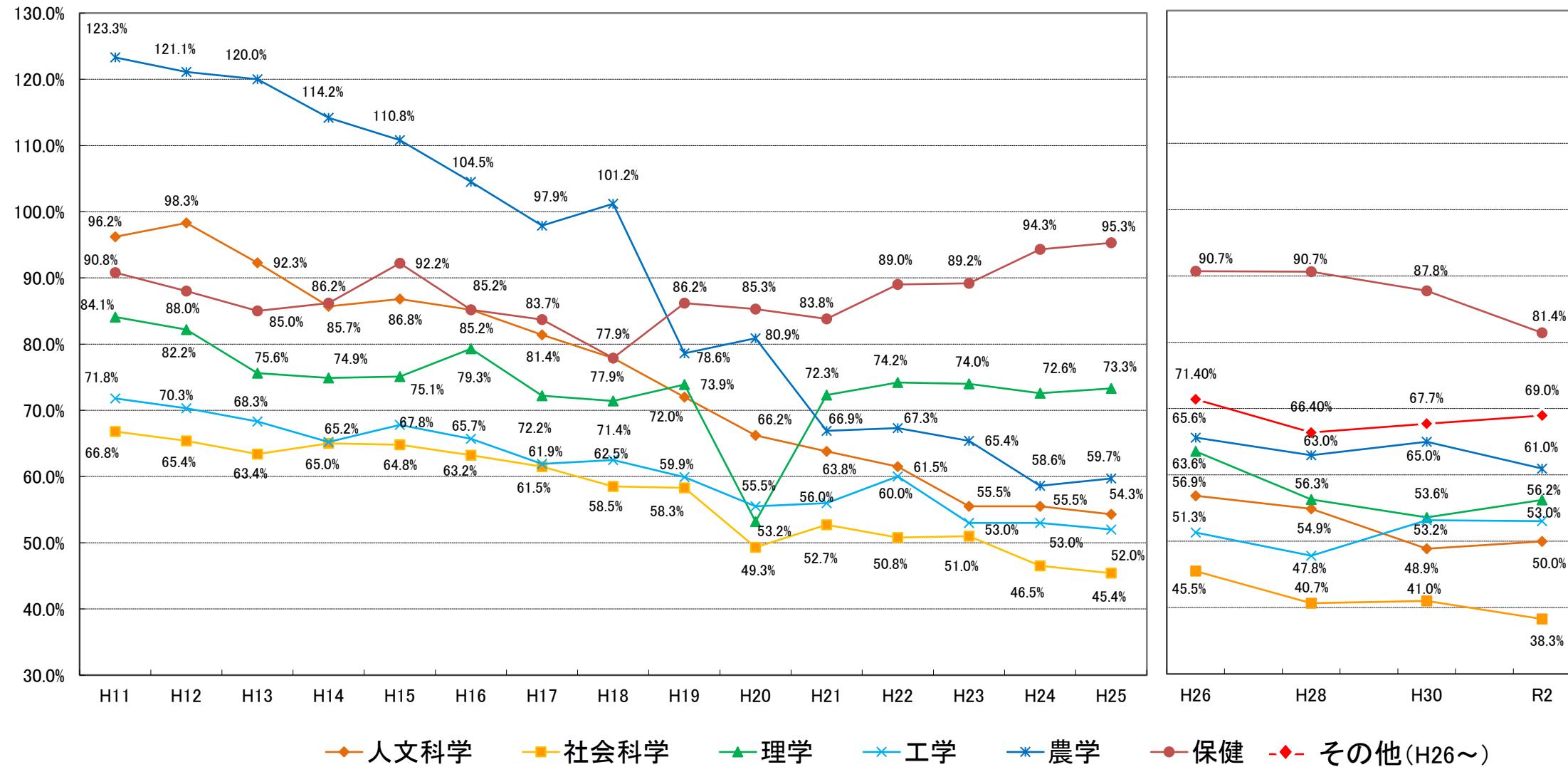
（平成30年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和2年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>

（令和2年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和4年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>

分野別博士課程入学者充足率の推移

博士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は全体的に低下傾向。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。



出典：(平成25年まで)学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成

(平成26年)「大学院における「第2次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成28年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング) <文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>

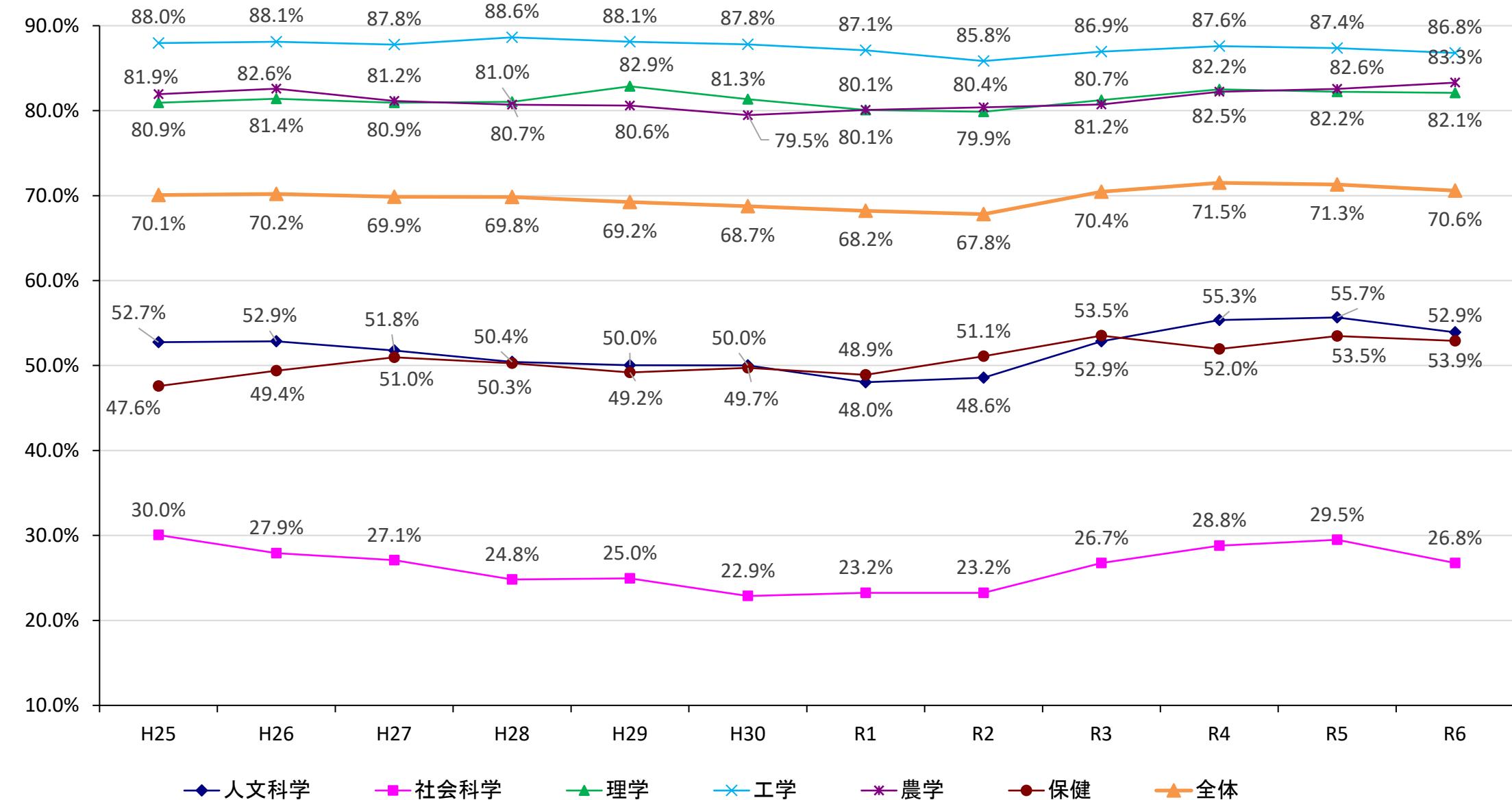
(平成28年)「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(平成30年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング) <文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>

(平成30年)「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(令和2年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング) <文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>

(令和2年)「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」(令和4年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング) <文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>

入学者数に占める自大学出身者割合(修士)

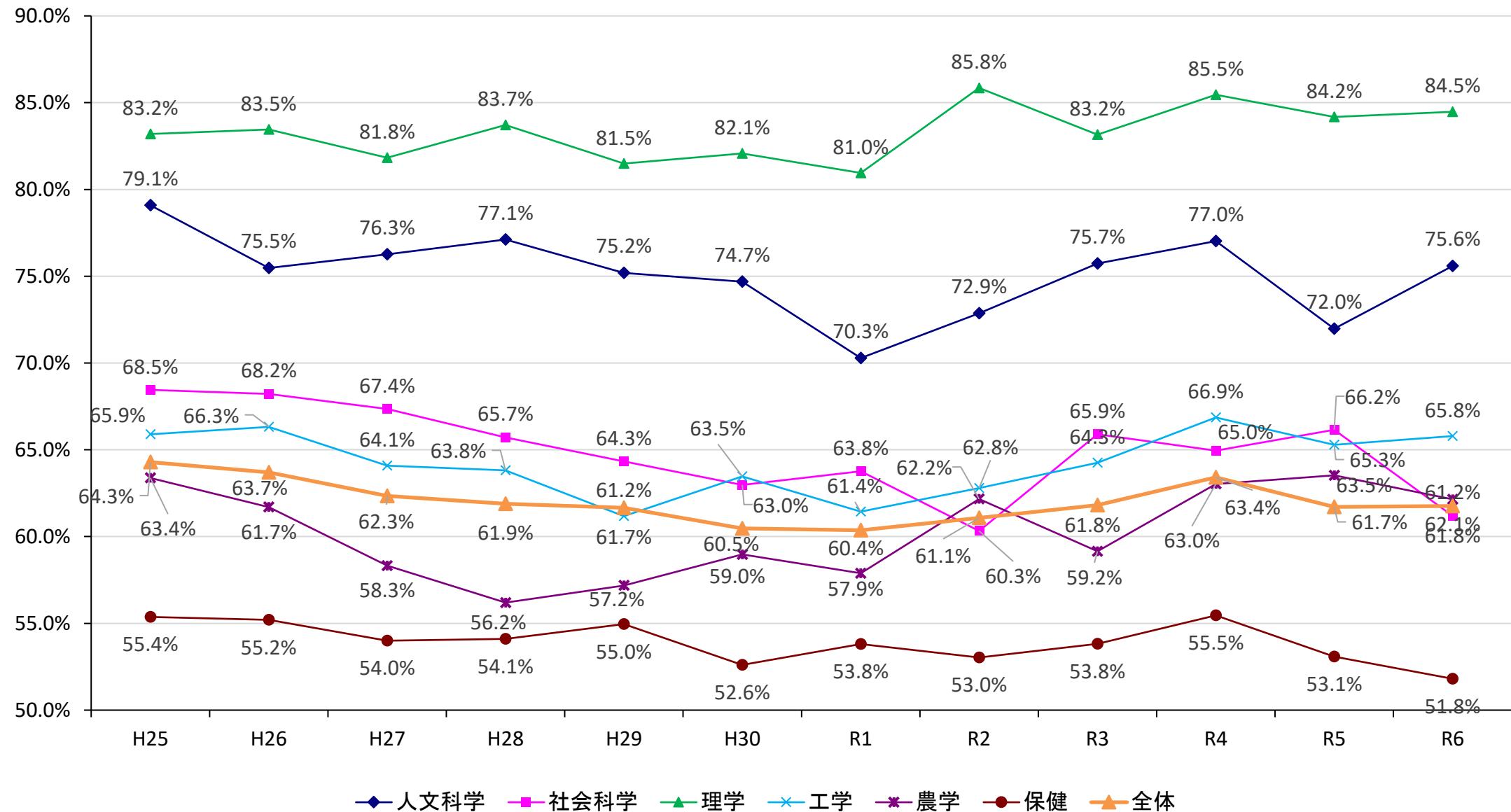
理学、工学、農学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、8～9割で推移している。
社会科学系の自大学出身者割合は低く、2～3割程度で推移している。



出典:学校基本統計

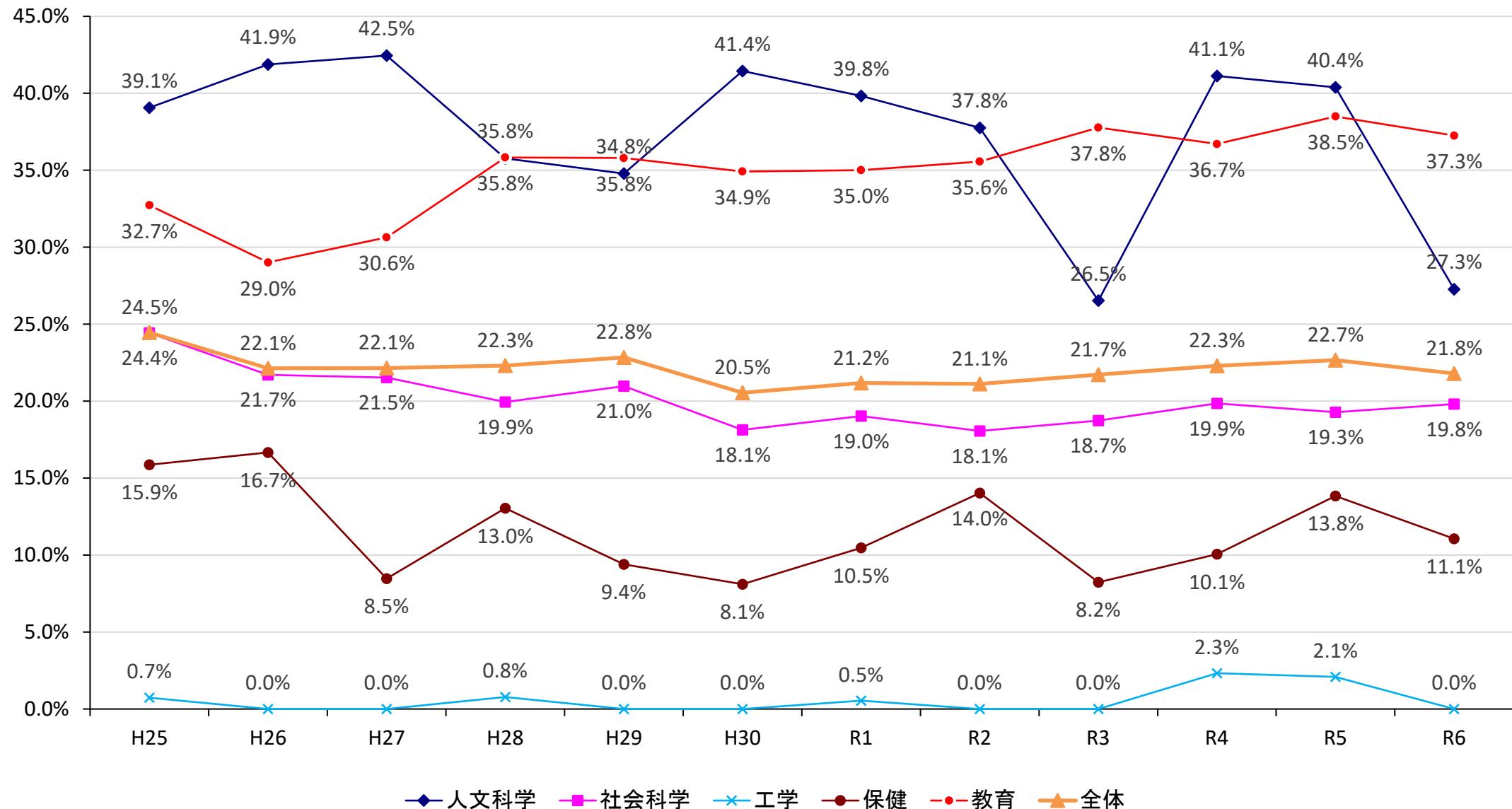
入学者数に占める自大学出身者割合(博士)

理学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、8割以上で推移している。



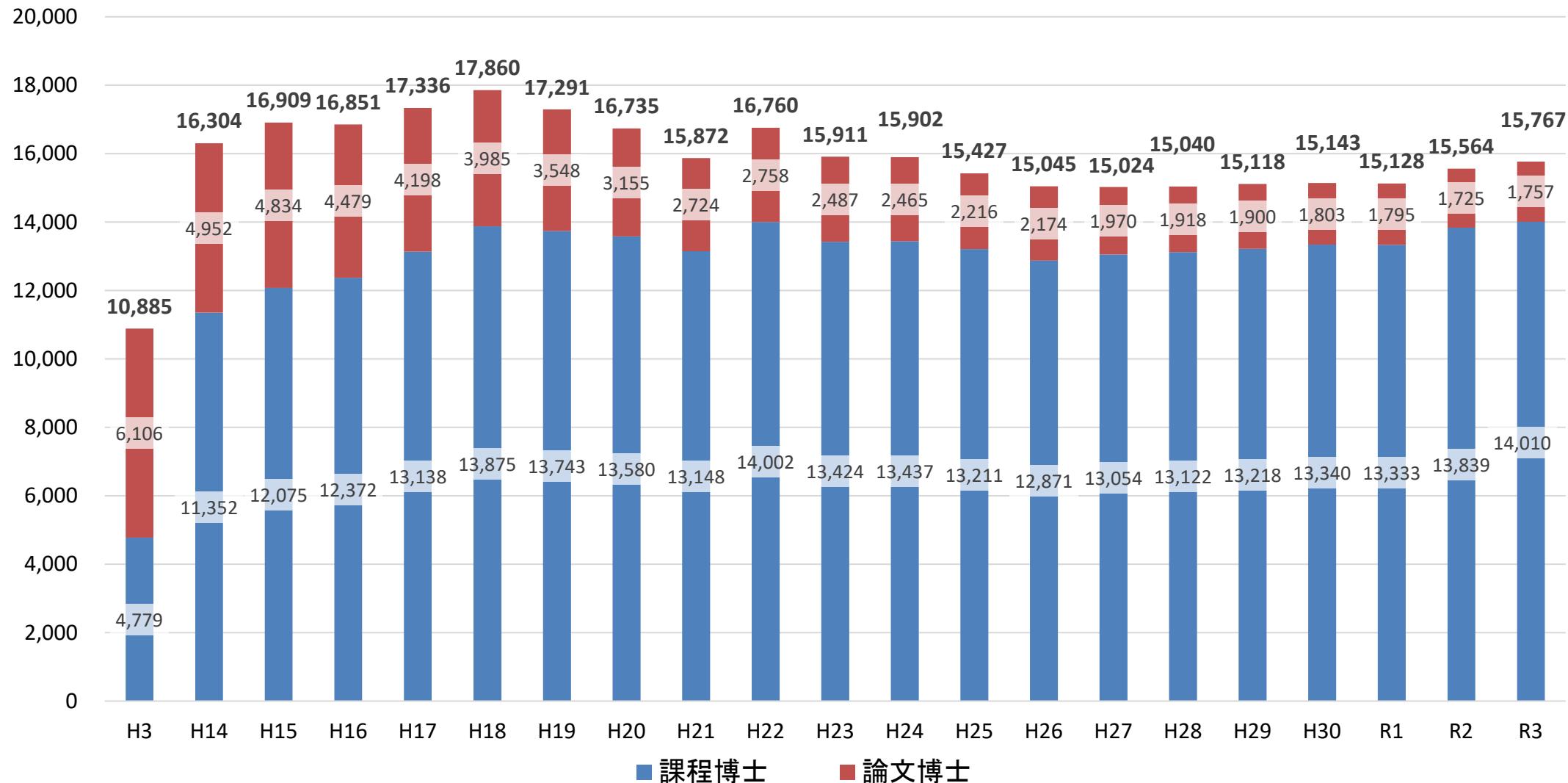
入学者数に占める自大学出身者割合(専門職学位)

人文科学、教育系の自大学出身者割合が相対的に高く、「工学」分野の自大学出身者の割合は非常に低い。



博士の学位授与者数の推移

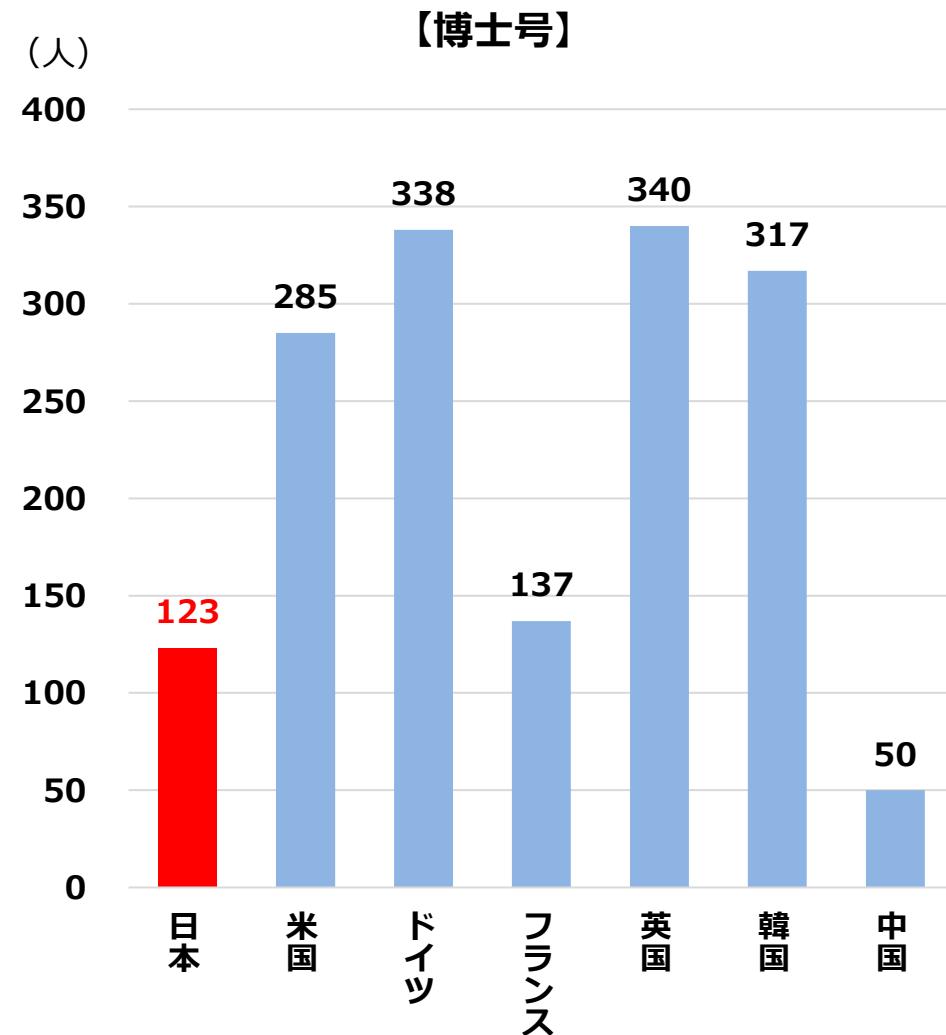
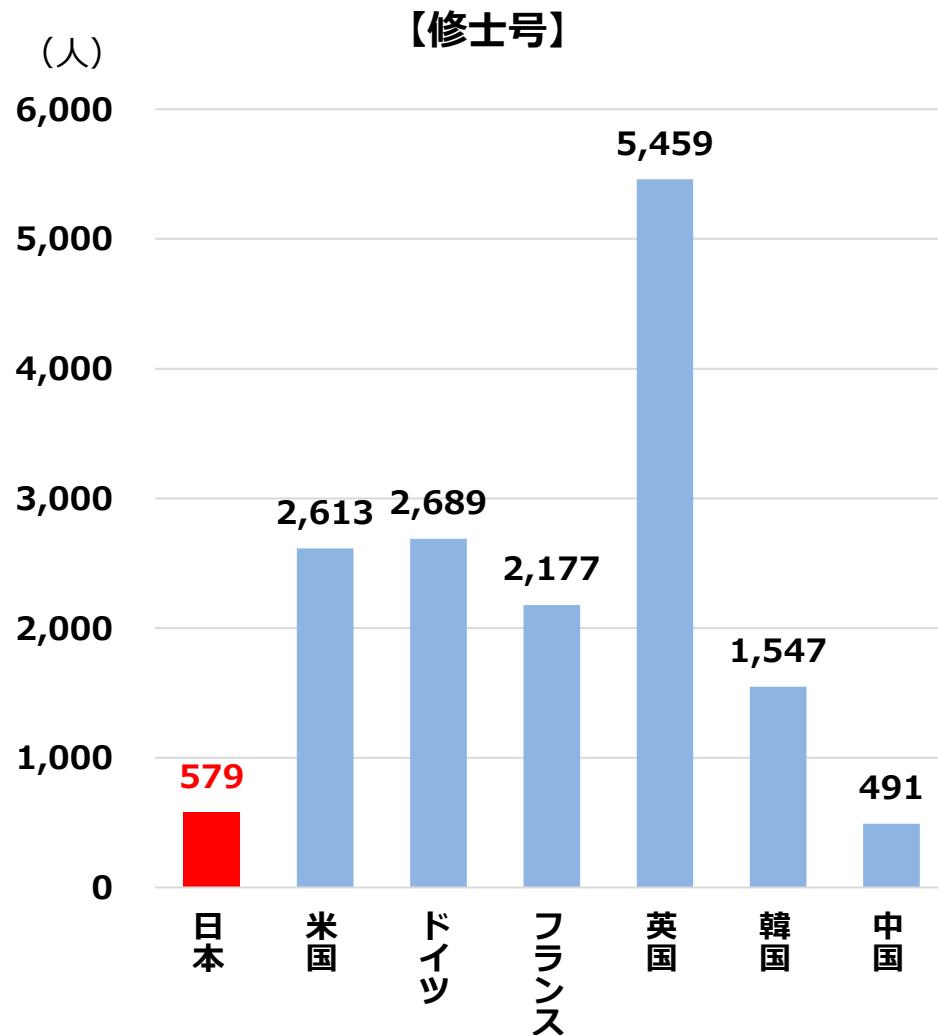
- 学位授与者数は、課程博士はほぼ横ばいだが、平成27年度以降増加傾向。
- 論文博士は、減少傾向。



出典:文部科学省「学位授与状況調査」

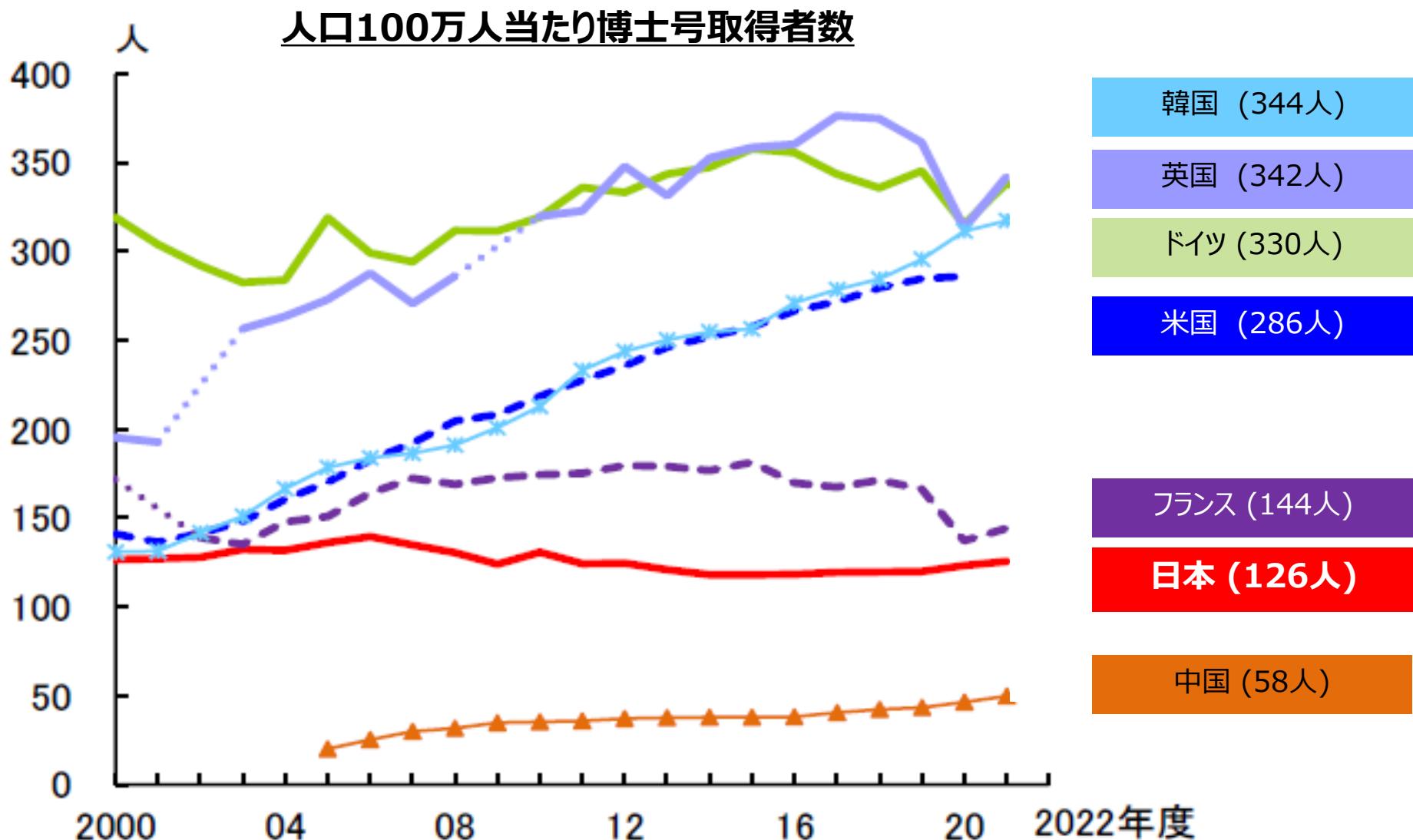
諸外国における人口100万人当たりの修士号・博士号の取得者数

人口100万人当たりの修士号、博士号を取得している者の数は、諸外国と比較して低水準。



諸外国における人口100万人当たりの博士号取得者数の推移

- 諸外国と比較して、日本では人口100万人当たりの博士号取得者数が少ない。
- 日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2014年度以降ほぼ横ばいに推移していたが、近年微増している。



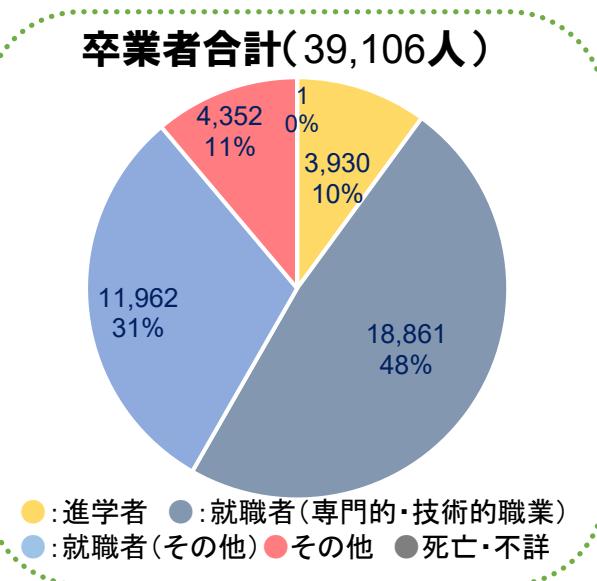
(注) 米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」

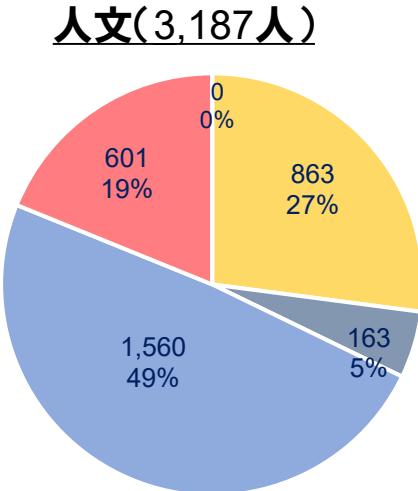
短期大学士課程修了後の分野別進路

- 人文、社会、工業、芸術は他の分野に比べて進学者の割合が高い傾向。
- 保健、教育は就職者のうち専門的・技術的職業の割合が高く、人文、社会、家政ではその他の職業の割合が高い傾向。

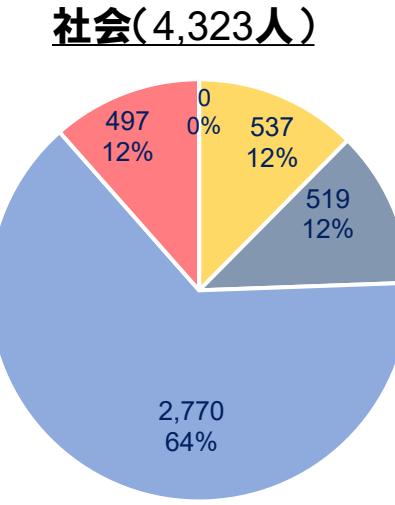
卒業者合計(39,106人)



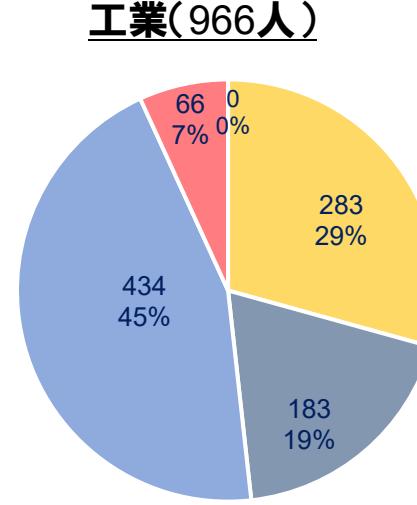
人文(3,187人)



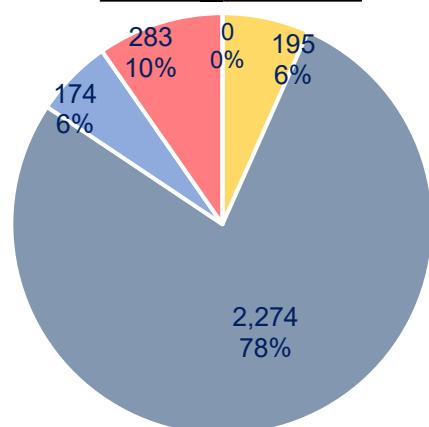
社会(4,323人)



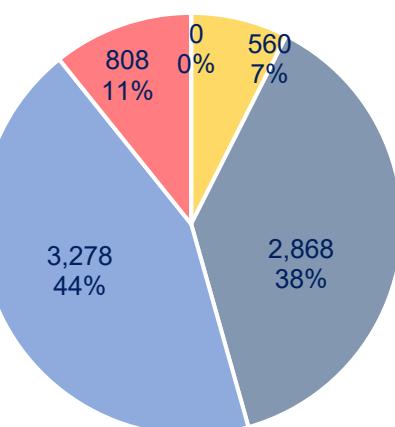
工業(966人)



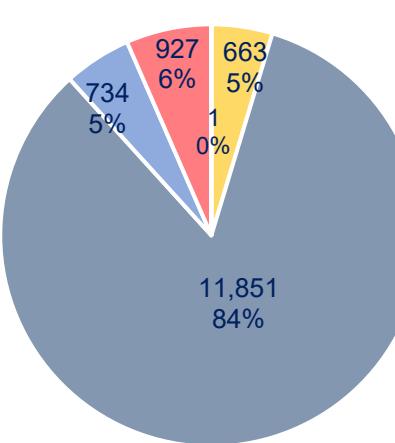
保健(2,930人)



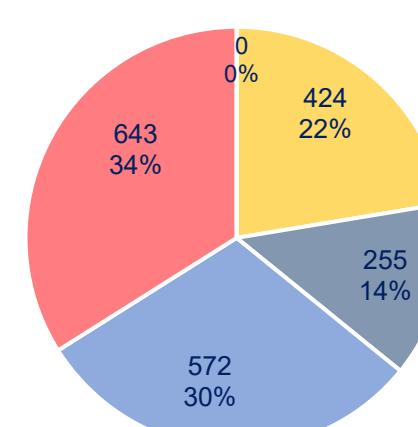
家政(7,514人)



教育(14,176人)



芸術(1,895人)



【注】

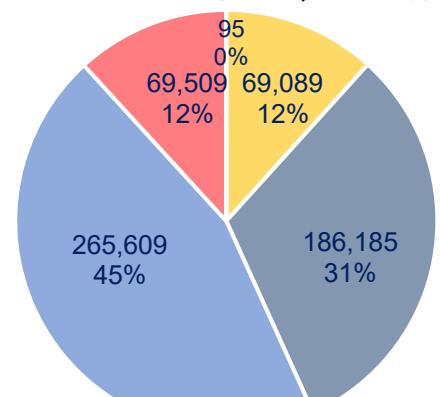
- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時の収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成

学士課程修了後の分野別進路

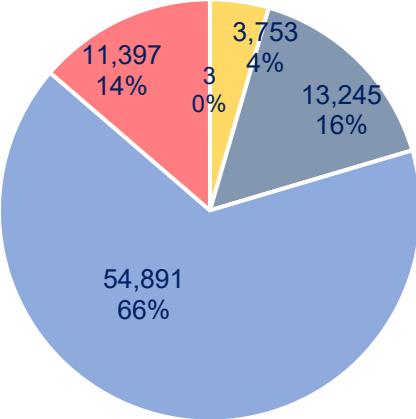
- 人文科学・社会科学は進学者と就職者（専門的・技術的職業）の割合が低く、就職者（その他）の割合が高い傾向。
- 理学・工学・農学は進学者の割合が他の分野に比べて高く、保健・教育は、就職者（専門的・技術的職業）の割合が他の分野に比べて高い傾向。

卒業者合計(590,487人)

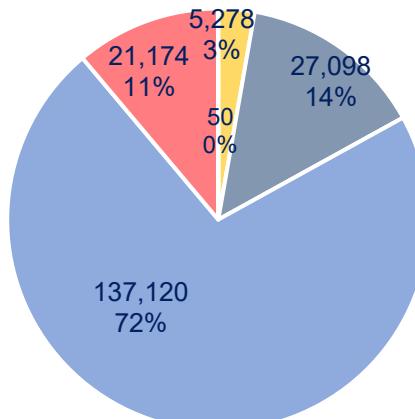


○:進学者 ●:就職者(専門的・技術的職業)
○:就職者(その他) ●:その他 ●:死亡・不詳

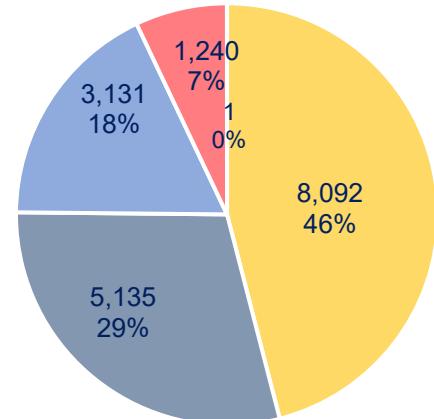
人文科学(83,289人)



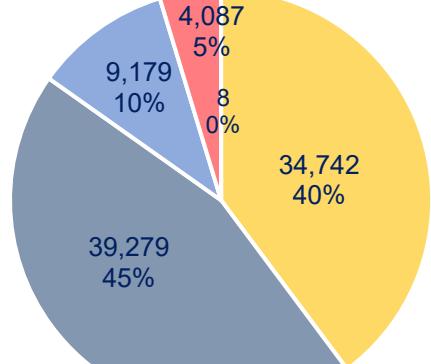
社会科学(190,720人)



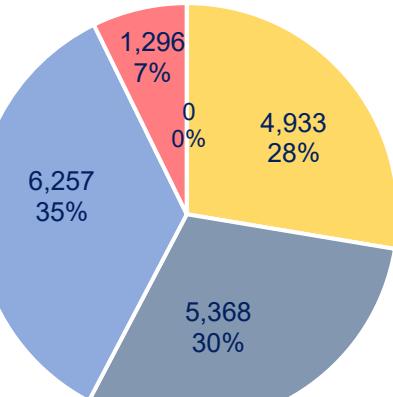
理学(17,623人)



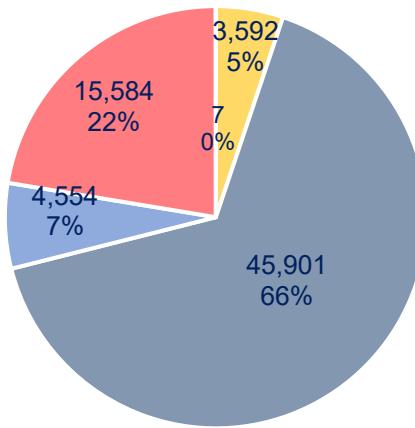
工学(87,351人)



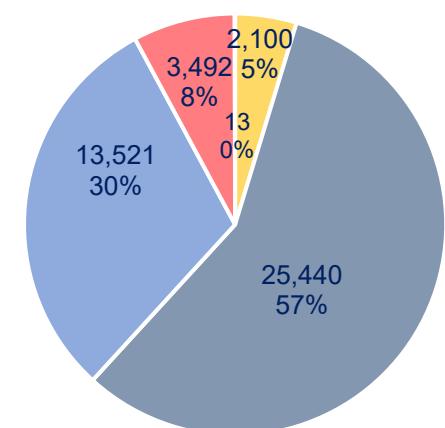
農学(17,854人)



保健(69,759人)



教育(44,566人)



【注】

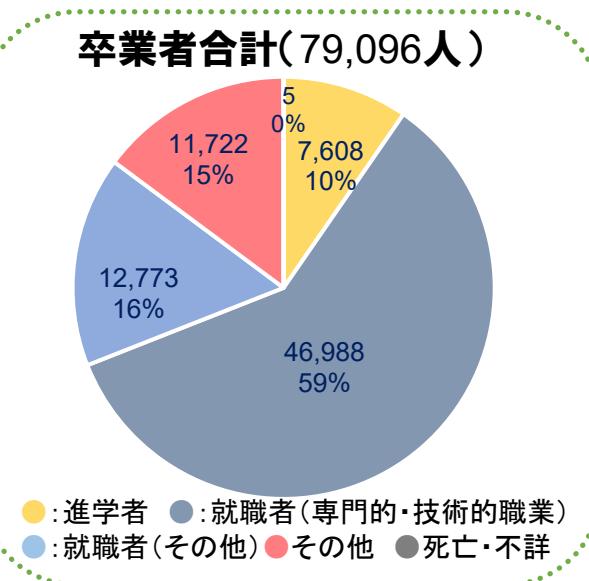
- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成

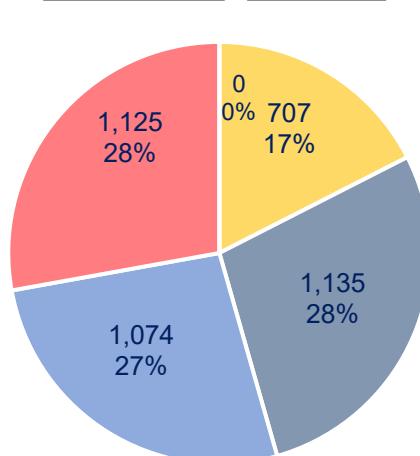
修士課程修了後の分野別進路

- 人文科学・社会科学、教育では「その他」の割合が高く、社会科学は「就職者（その他）」の割合が他の分野に比べて高い傾向。
- 理学、工学、農学、保健、教育は就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。

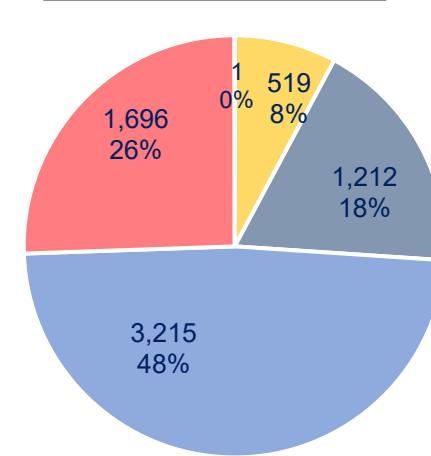
卒業者合計(79,096人)



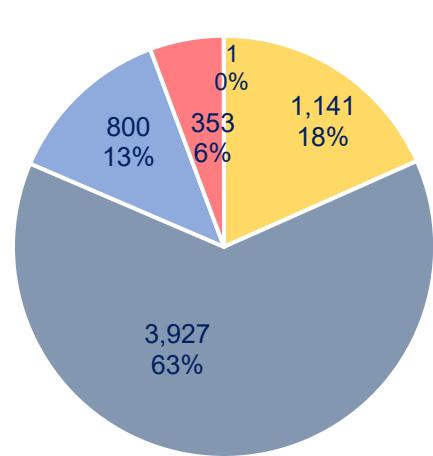
人文科学(4,041人)



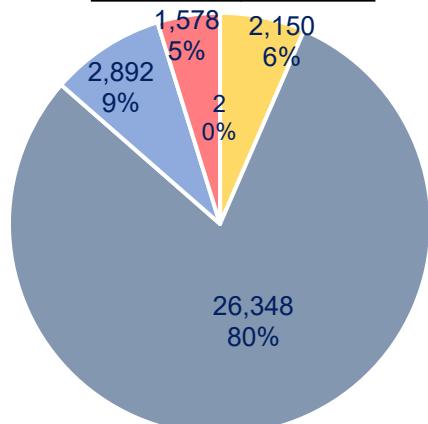
社会科学(6,643人)



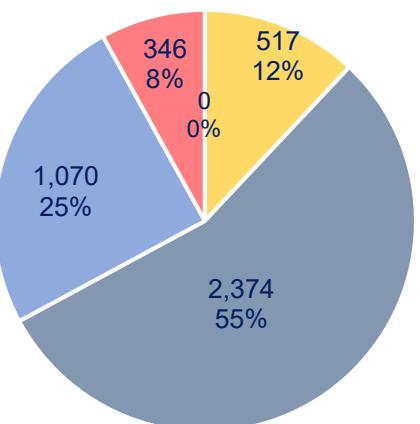
理学(6,222人)



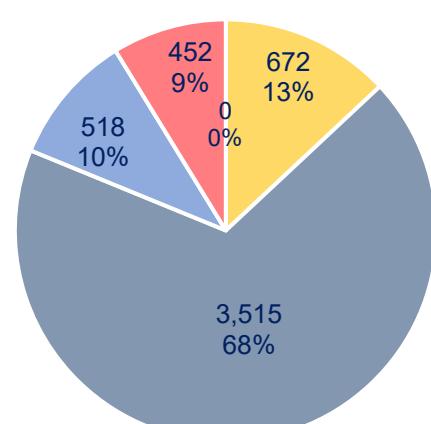
工学(32,970人)



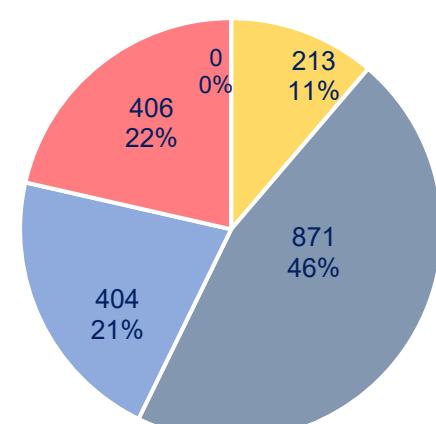
農学(4,307人)



保健(5,157人)



教育(1,894人)



【注】

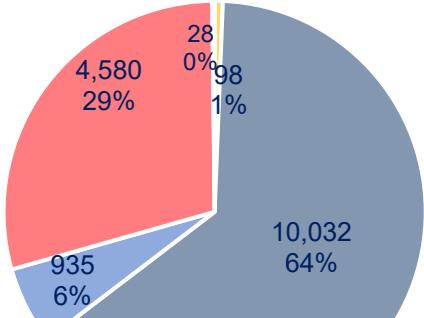
- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成

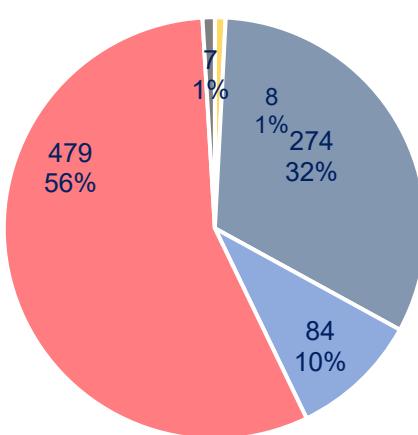
博士課程修了後の分野別進路

- 他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合はどの分野においても高い傾向。
- 全体として、「その他」の割合が他の課程と比較して高い傾向。

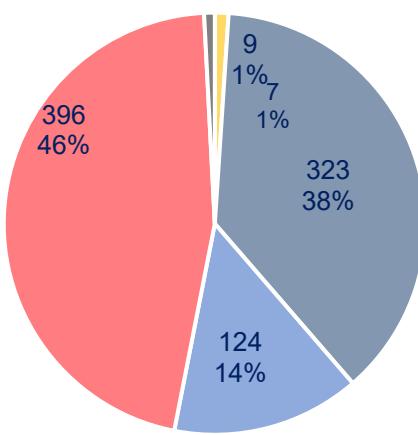
卒業者合計(15,673人)



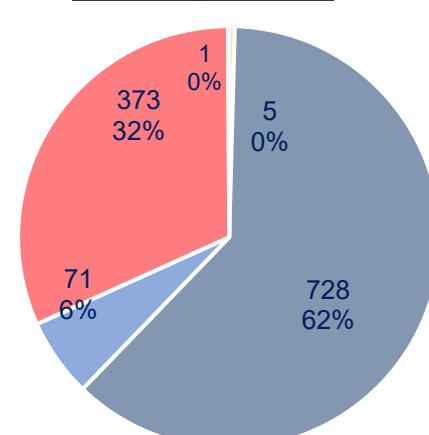
人文科学(852人)



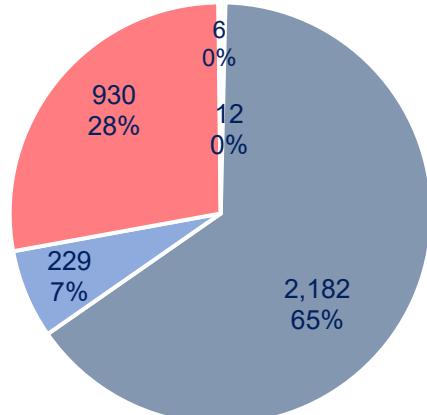
社会科学(859人)



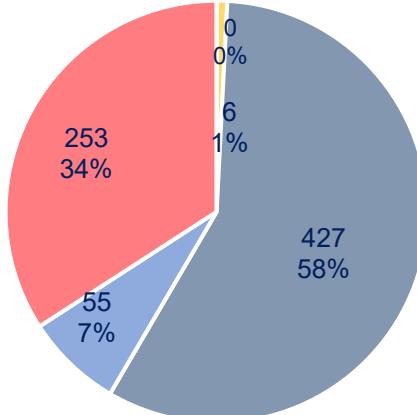
理学(1,178人)



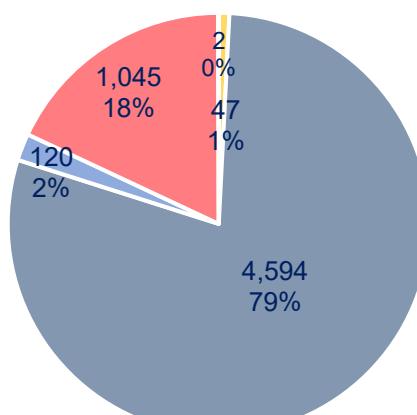
工学(3,359人)



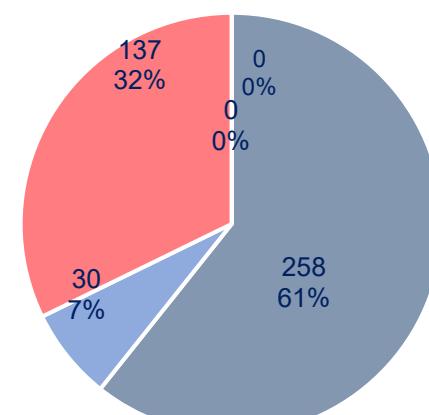
農学(741人)



保健(5,808人)



教育(425人)



【注】

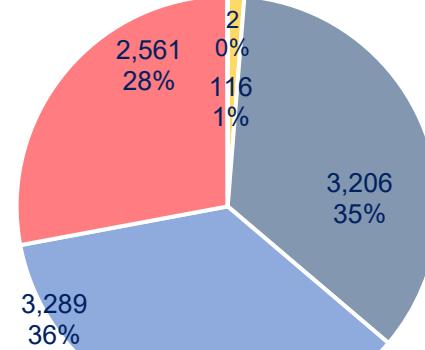
- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時の収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成

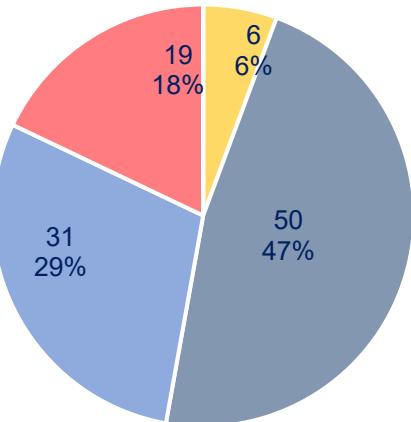
専門職学位課程修了後の分野別進路

他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。（※社会科学は、「その他」（司法修習等を含む）が9割以上を占める法科大学院を含むため、他の分野に比べて「その他」の割合が高い。）

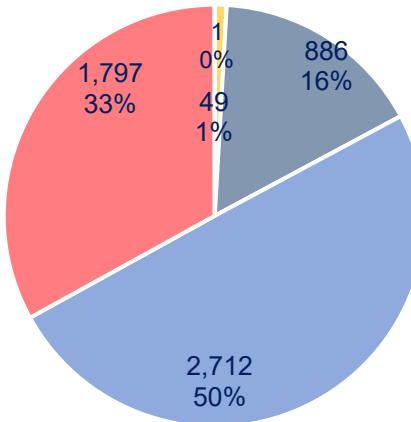
卒業者合計(9,174人)



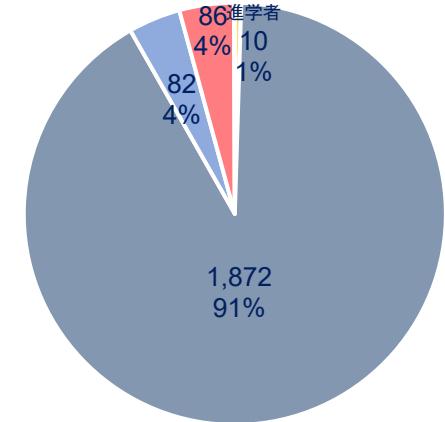
人文科学(106人)



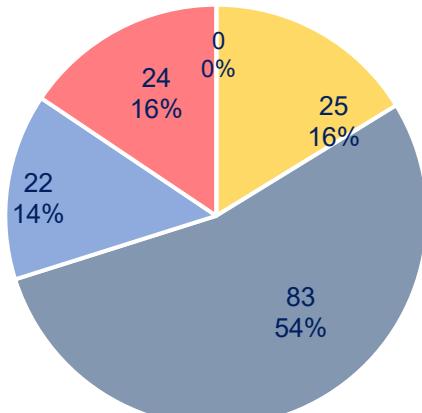
社会科学(5,445人)



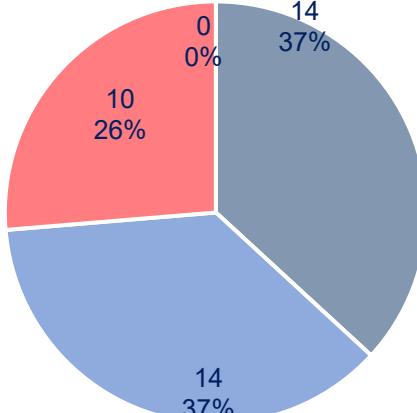
教育(2,051人)



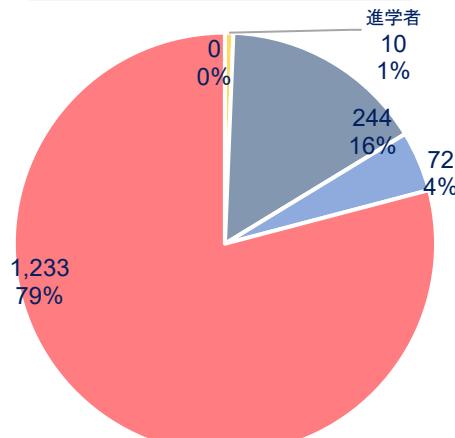
保健(154人)



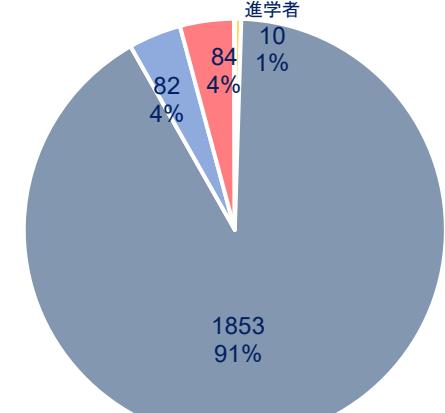
工学(38人)



うち、
法科大学院(1,559人)



うち、
教職大学院(2,030人)



【注】

- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時の収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者、就職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」を元に作成

大学入学者数及び社会人・留学生数

2040年には約17万人入学者が減少すると推計されるが、学部入学者に占める留学生・社会人の割合は3.3%しかない。

2024年入学者数	学部	大学院
通学	62.9万人 → 46.0万人(2040年)	10.4万人
うち留学生	1.8万人 (2.8%)	1.5万人 (14.4%)
うち社会人	0.3万人 (0.5%)	1.8万人 (17.3%)
通信制	1.9万人	0.1万人

出典：学校基本統計。

※留学生数については在留資格「留学」を有する者をカウントしている。

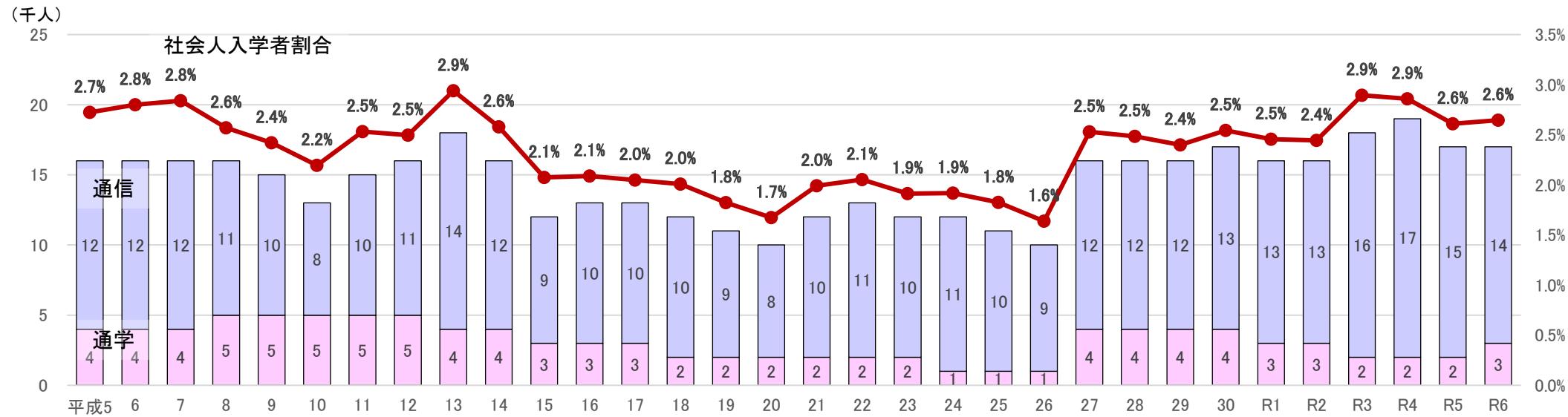
※学部入学者のうち、社会人入学者については25歳以上の入学者数をカウントしている。

※2040年の推計値は中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会（第12回）の進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）より作成。

社会人入学者の動向

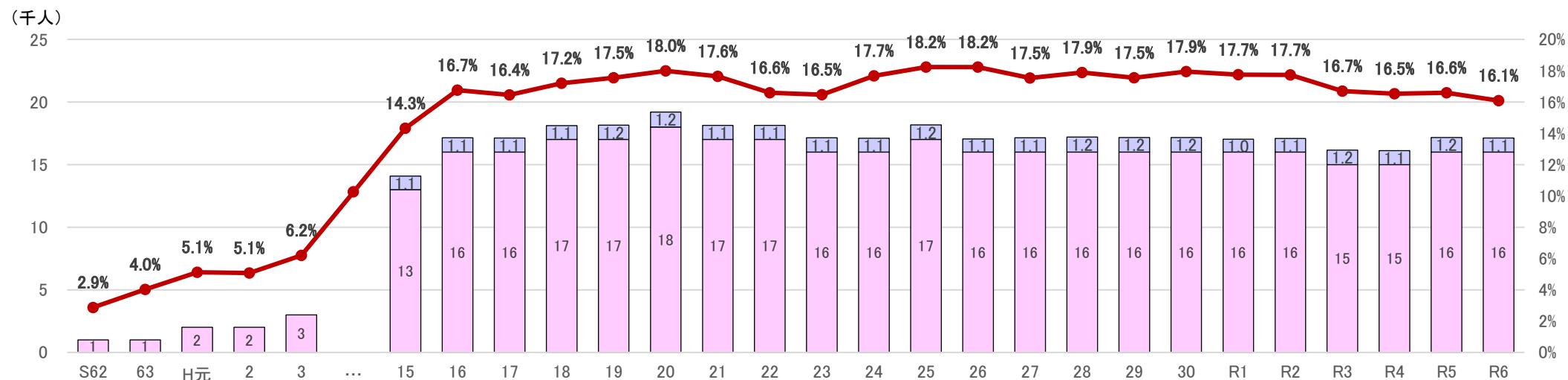
(1) 学部

社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成27年度に増加以降、近年は通信課程のみ増加。



(2) 大学院

社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.1%(令和6年度)。



※ 出典:学校基本統計

※ 社会人入学者は、大学(学部)は25歳以上の入学者、大学院は30歳以上の入学者をカウントしている。

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本統計」をもとに、通信制学生のうち大学は25歳以上、大学院は30歳以上の学生の割合から按分)。

高等教育機関入学者の平均年齢

我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は18.4歳であり、OECD諸国の中で最も低い。

(歳)

30

25

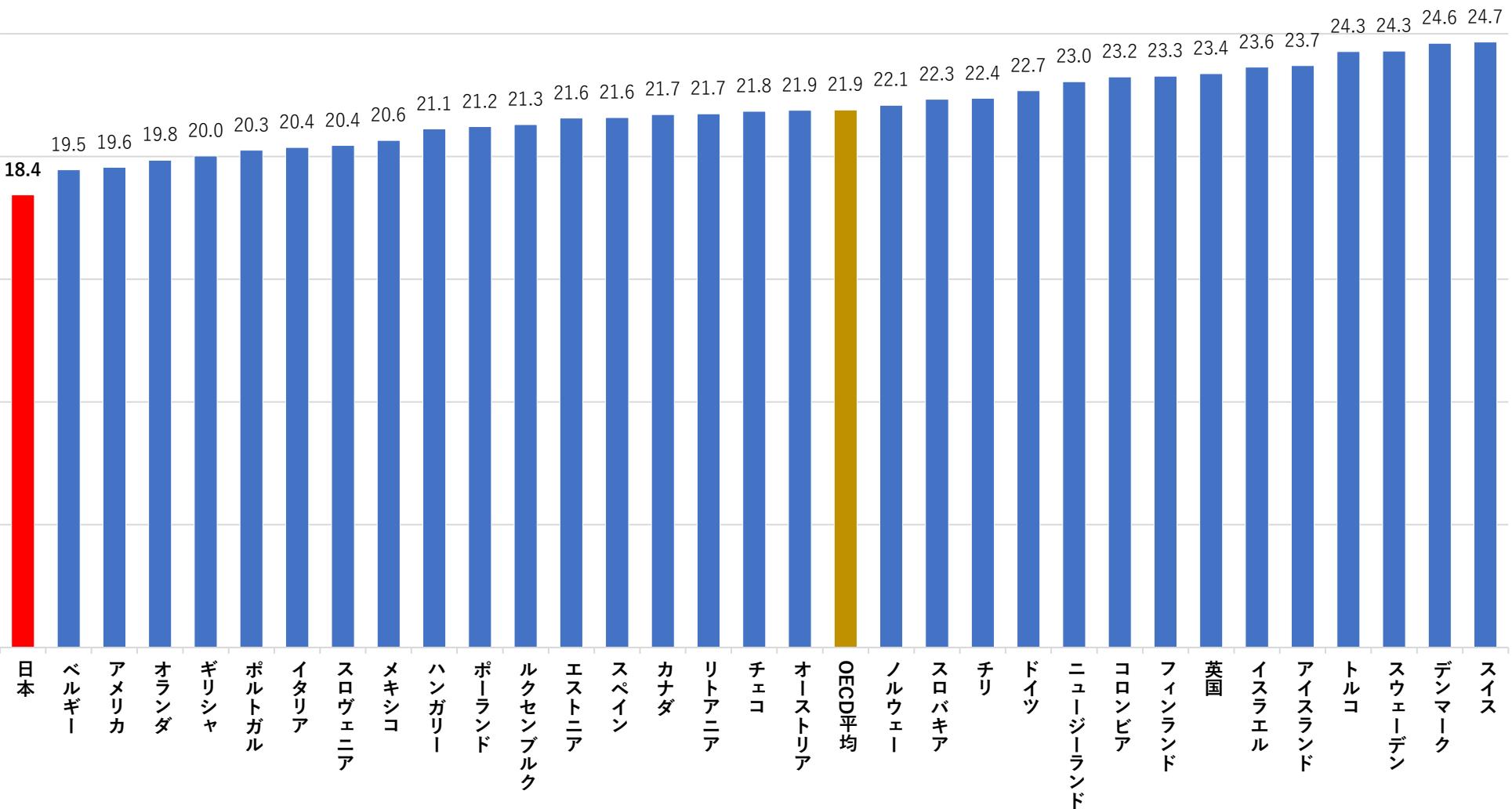
20

15

10

5

0



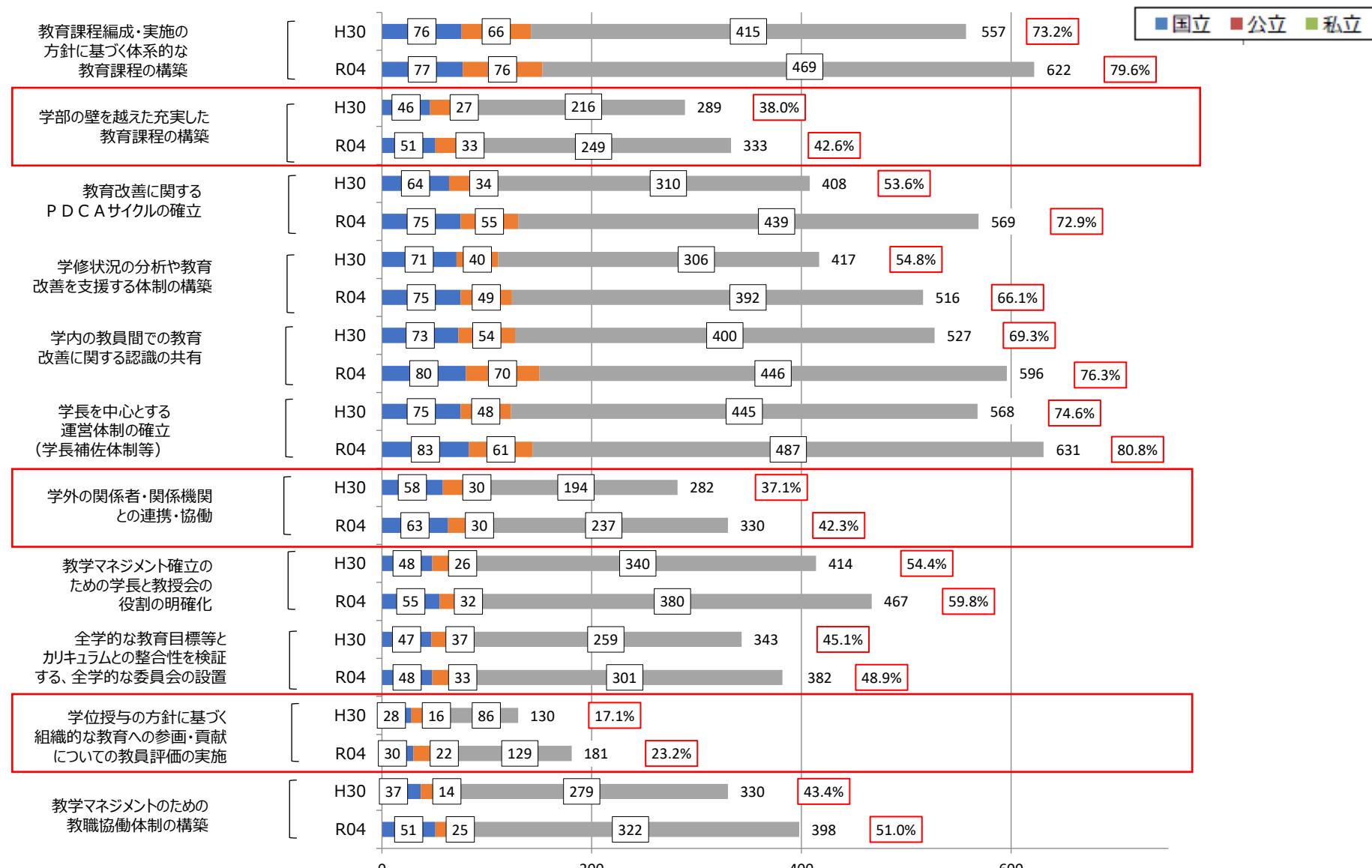
(備考)データは2021年時点の集計可能な国のみ。

(出典)OECD「Education at a Glance2023(図表でみる教育2023)」TableB4.1(<https://stat.link/b3lxch>)

教学マネジメントに関する取組の状況

教学マネジメントに関する取組は、グランドデザイン答申（H30）前と比べると、全体として進捗している。一方で、「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」「学外関係者・関係機関との連携・協働」「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」などに関する取組を実施している大学の割合は、依然として低い状況。

教学マネジメントとして実施している取組



出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

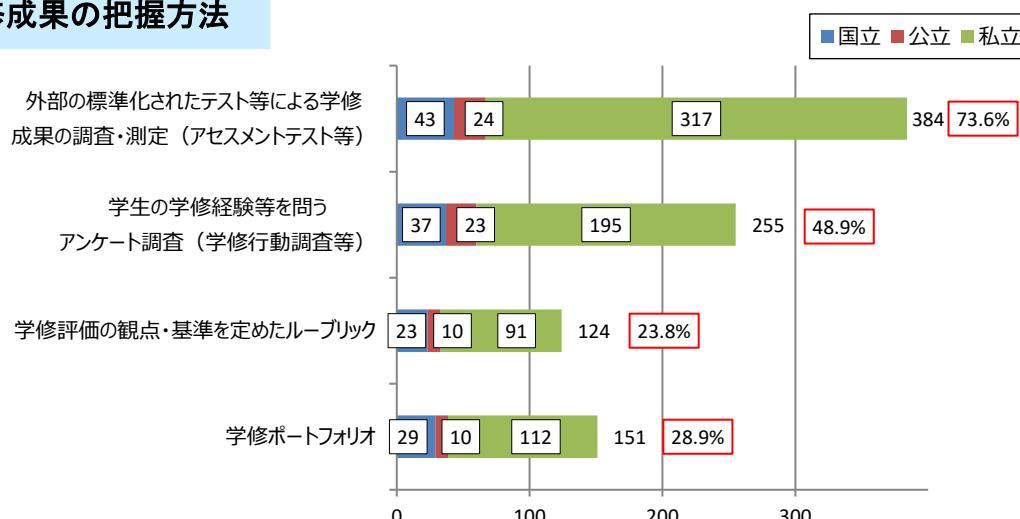
学生の学修成果の把握状況

課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は522校（全体の68.9%）であり、把握方法としては「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」が最も多い。学修成果として調査・測定を行っている事項としては、「汎用的能力」「態度・志向性」「知識・理解」の順に多くなっている。学修成果に関する情報の活用方法としては、「教育課程や教育方法の改善」が最も多い。

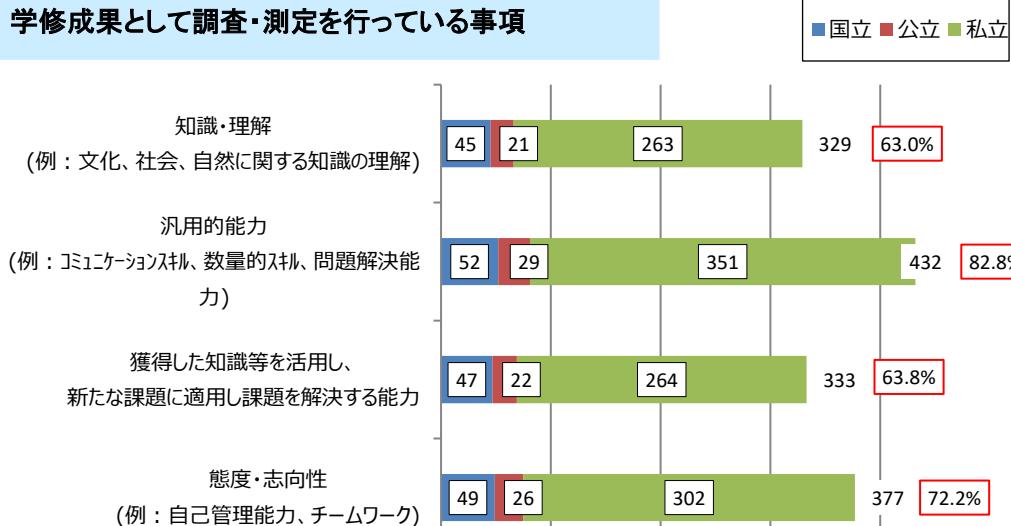
【学部段階】課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



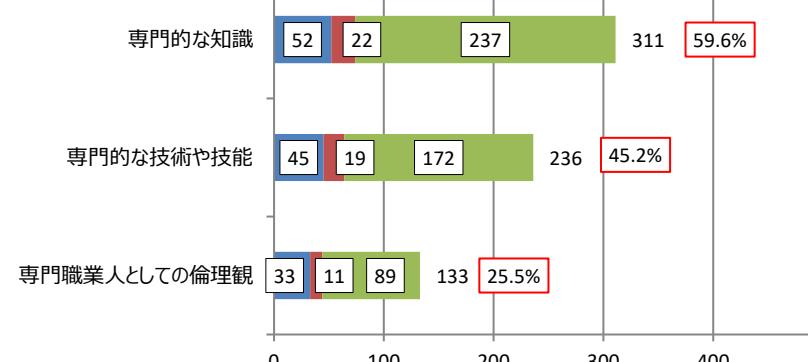
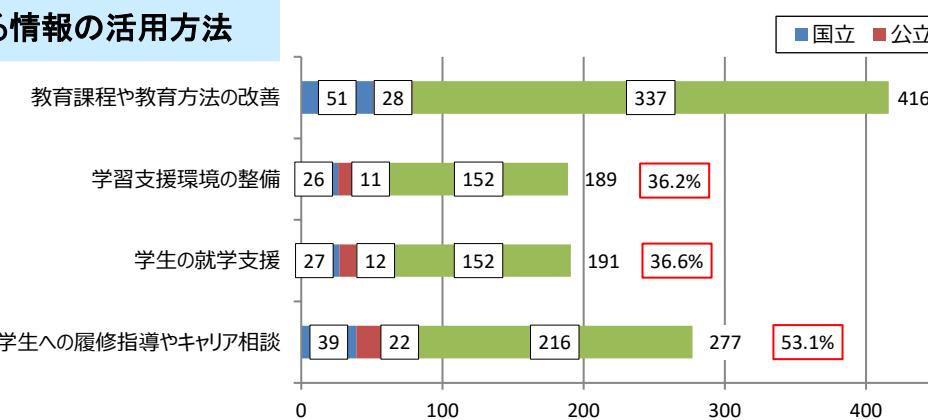
学修成果の把握方法



学修成果として調査・測定を行っている事項

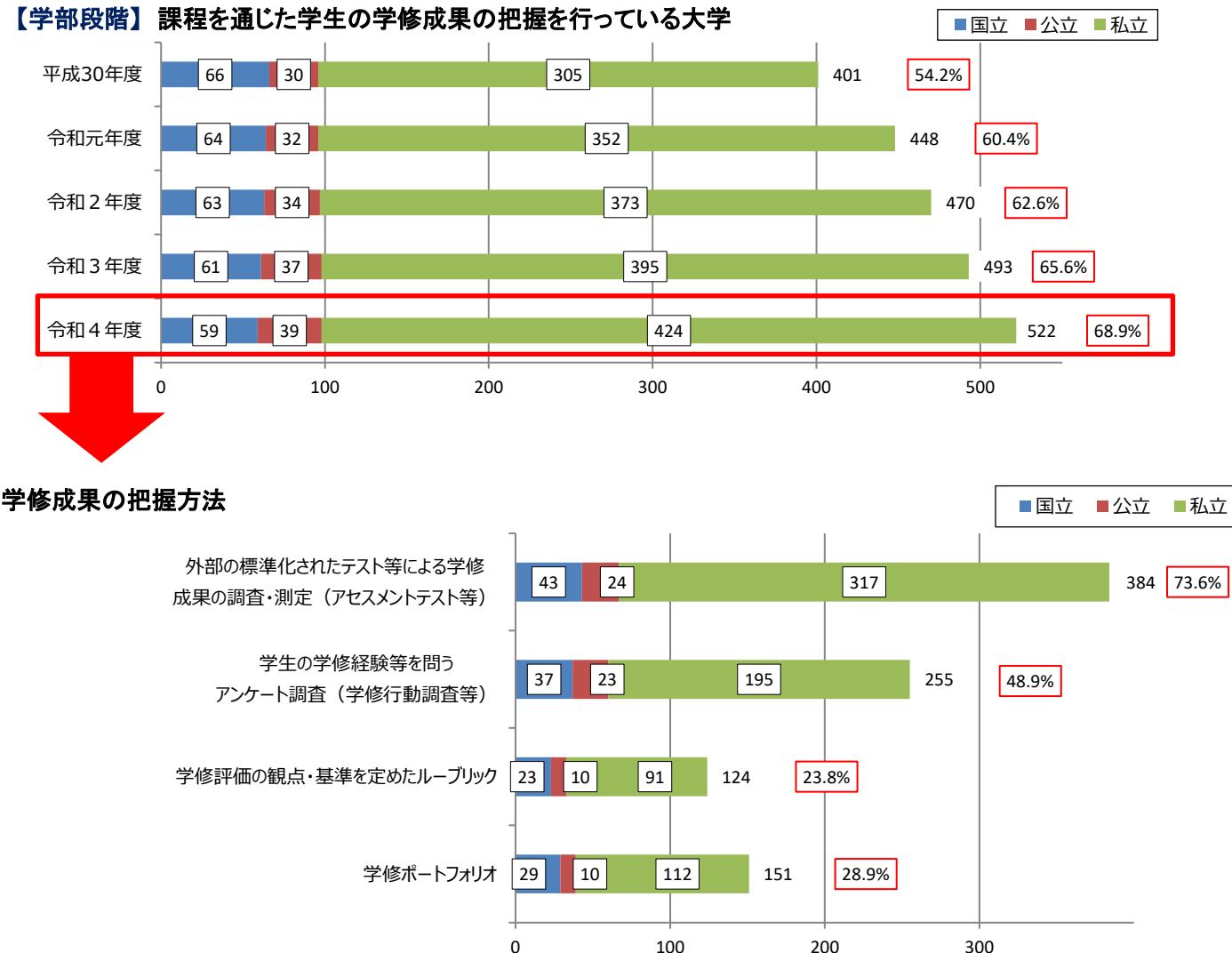


学修成果に関する情報の活用方法



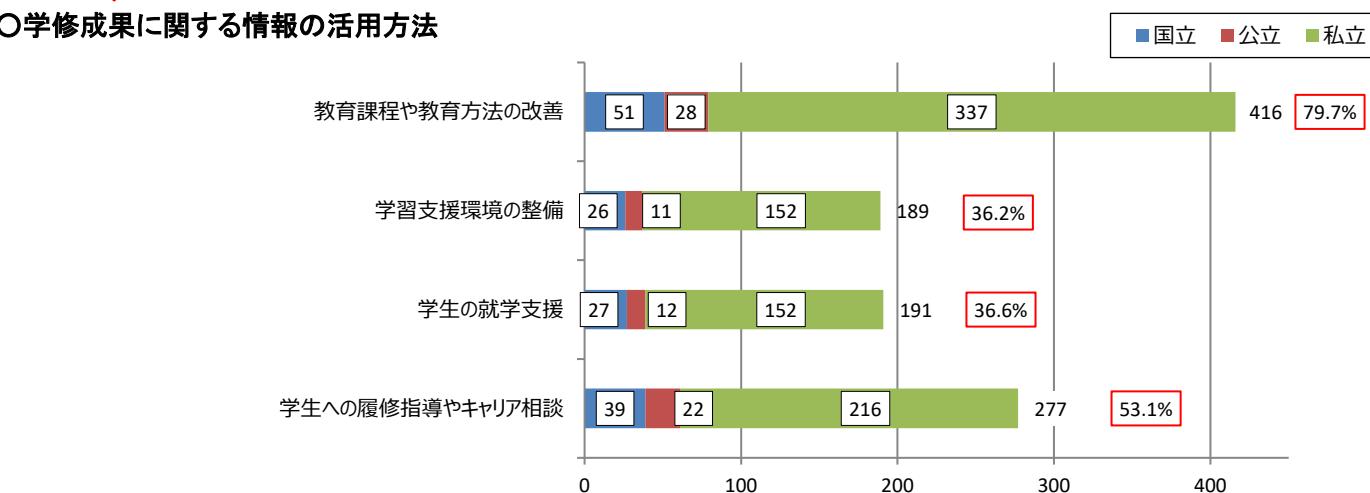
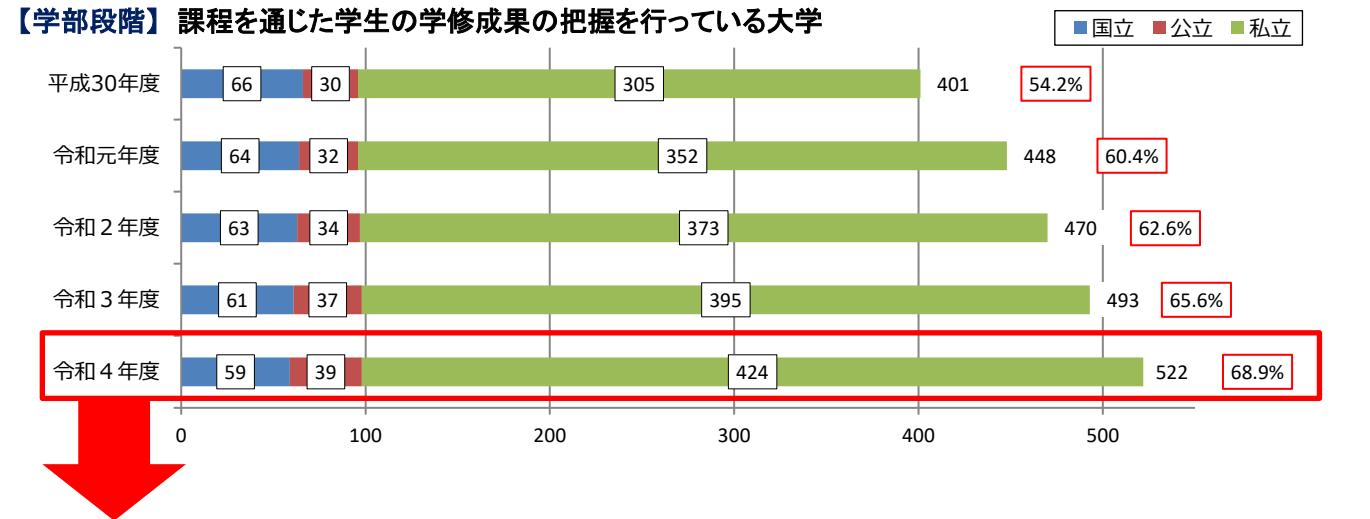
出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

課程を通じた学生の学修成果の把握方法



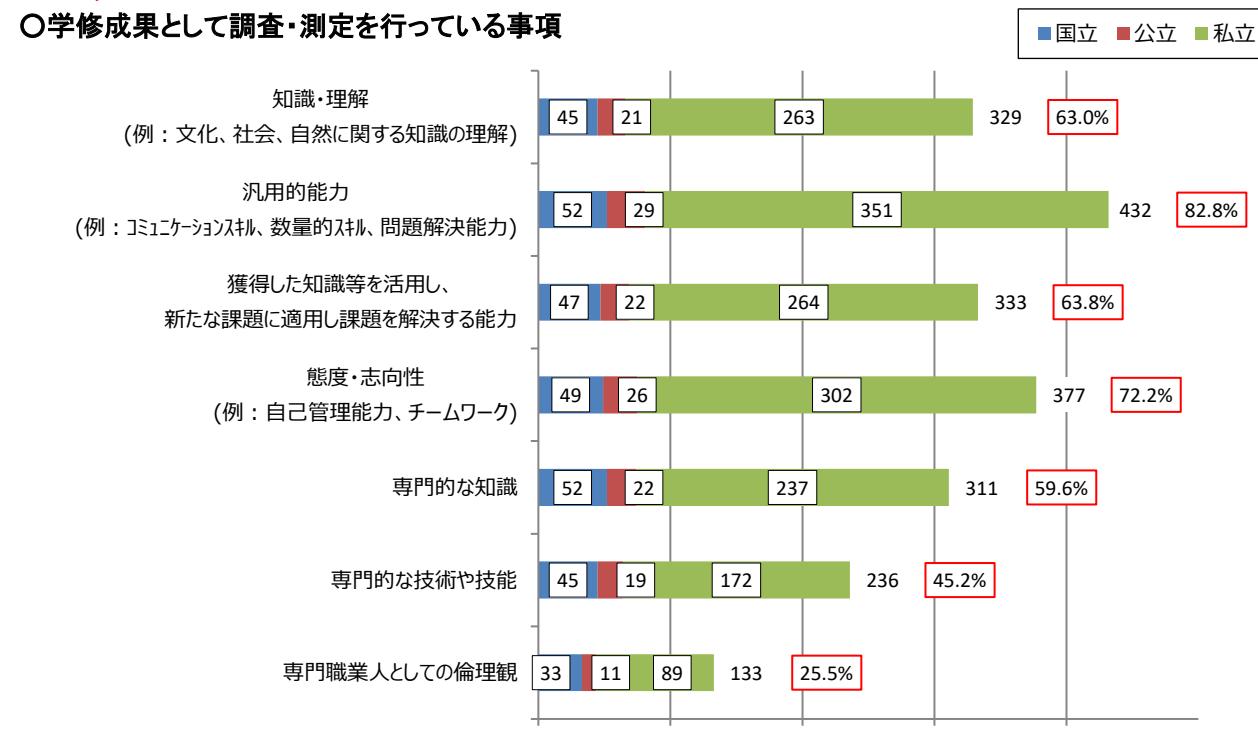
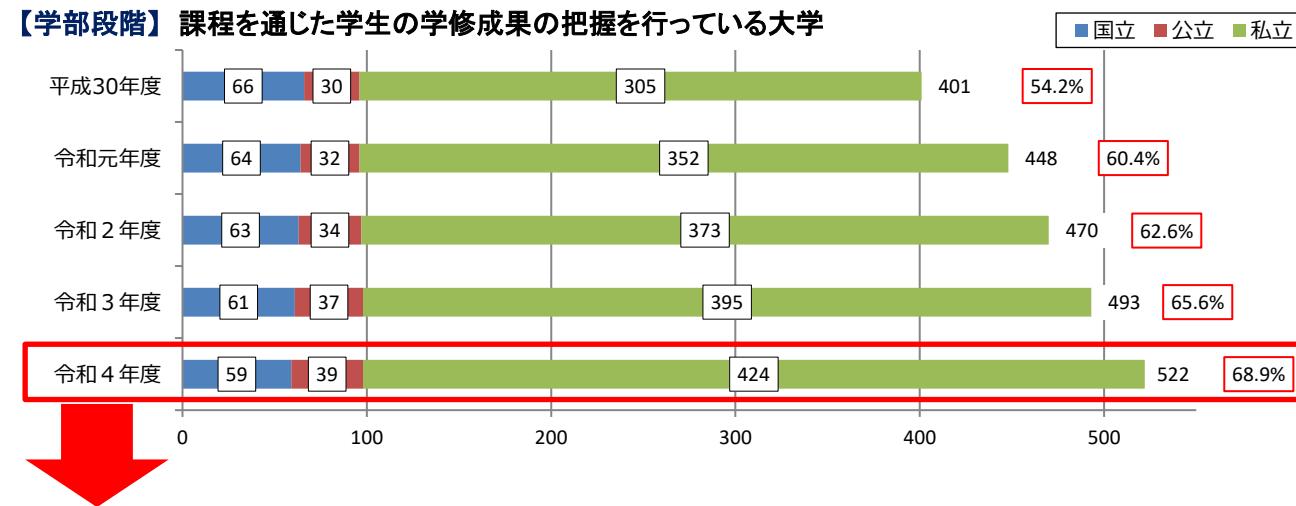
（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

課程を通じた学生の学修成果に関する情報の活用方法



(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

課程を通じた学生の学修成果として調査・測定を行っている事項



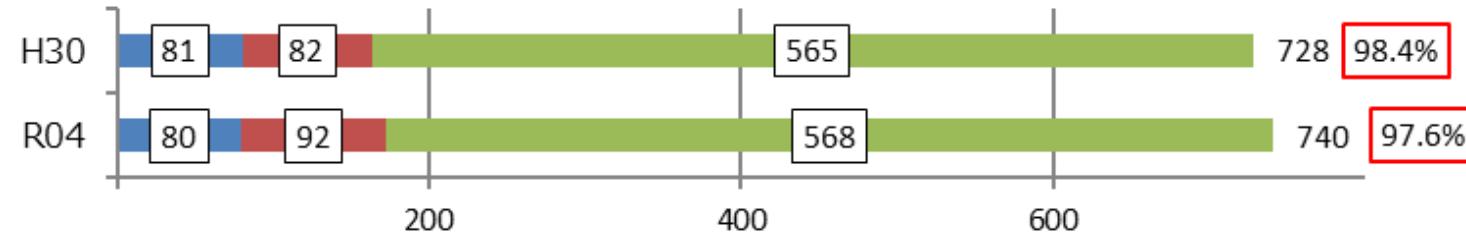
(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

成績評価基準の明示

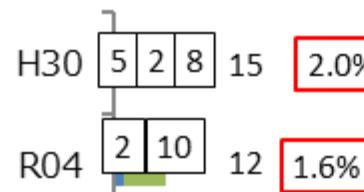
【学部段階】成績評価基準の明示方法(大学数)

■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

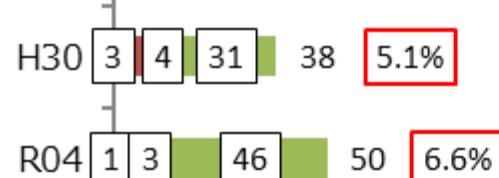
全ての項目を
シラバスにより明示



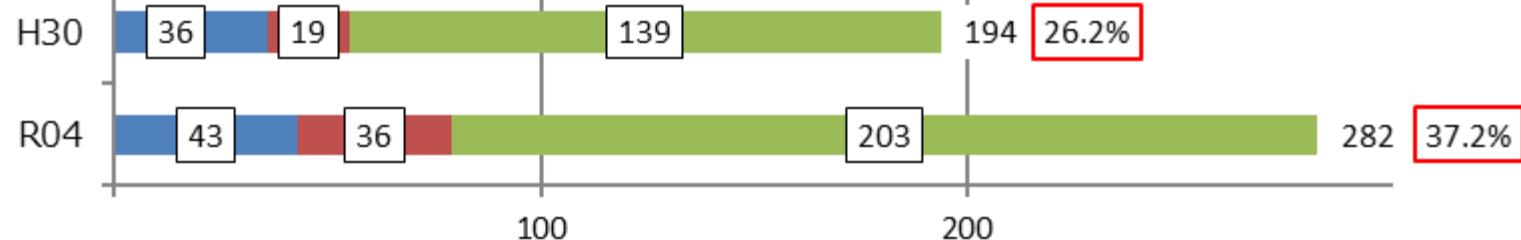
一部の科目を
シラバスにより明示



全ての科目を
ループリックにより明示



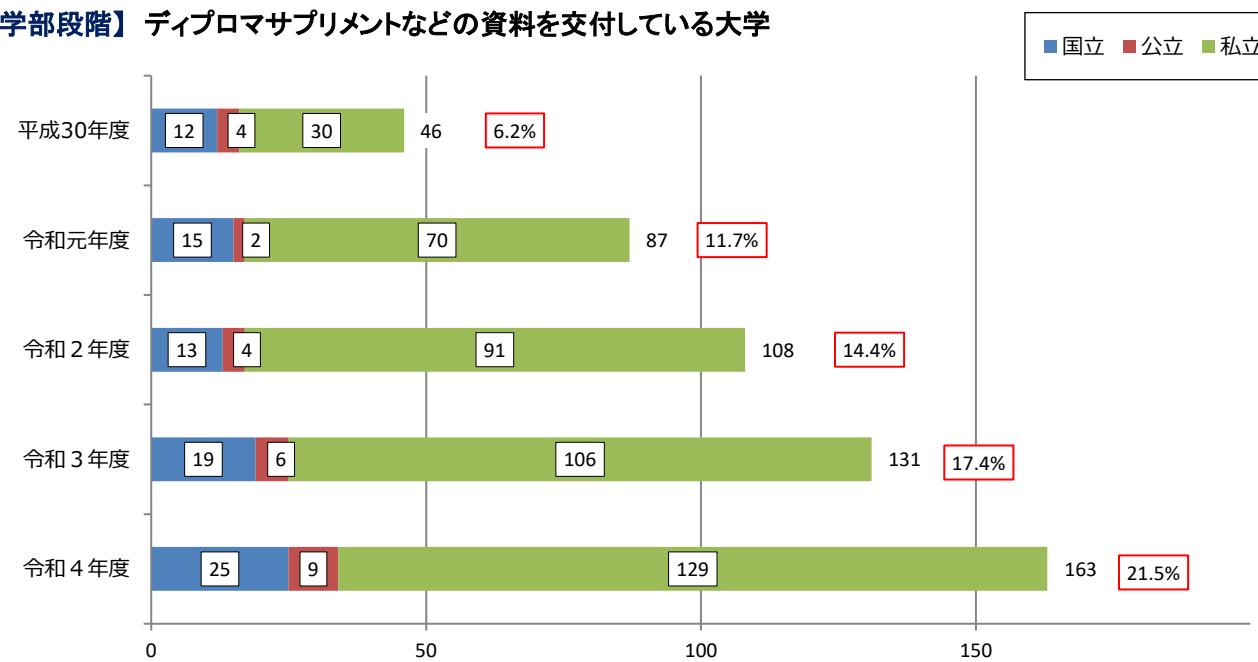
一部の科目を
ループリックにより明示



(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

【学部段階】ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学

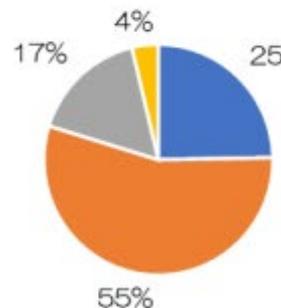


(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

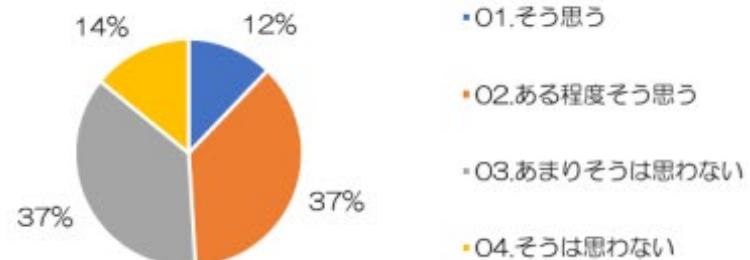
学生自身による学修成果の実感（全国学生調査第3回試行実施より）

○大学が学生に卒業時までに身に付けることを求めている知識や能力を理解している（80%）、大学での学びによって自身の成長を実感している（82%）等について、「そう思う」「ある程度そう思う」という割合が高かったが、授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育がよくなっている（49%）は半数程度となつた。

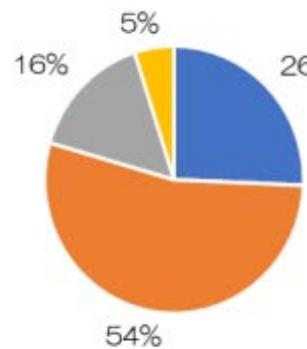
Q35 大学が学生に卒業時までに身に付けることを求めている知識や能力を理解している。



Q36 授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育が良くなっている。



Q37 教職員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。



Q38 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。

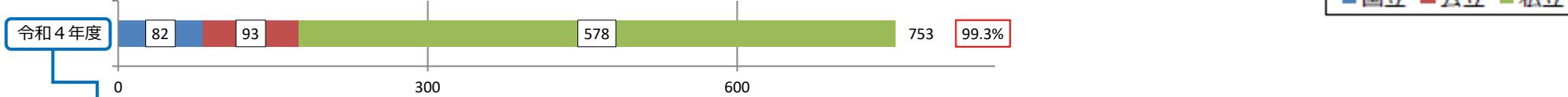


「全国学生調査（第3回試行実施）」の結果について（令和5年7月12日公表）より

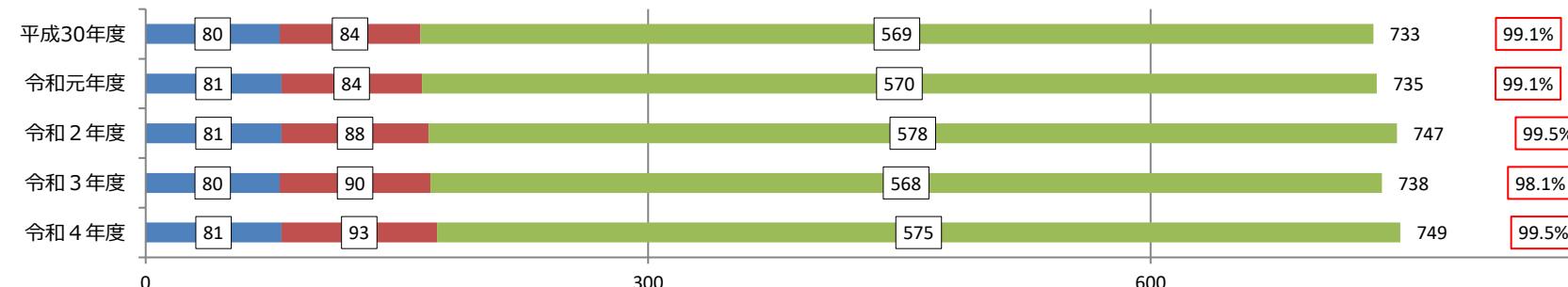
シラバスの作成状況

ほとんどの大学でシラバスを作成し、記載項目も統一されているが、記載項目の状況を見ると、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%に留まっている。

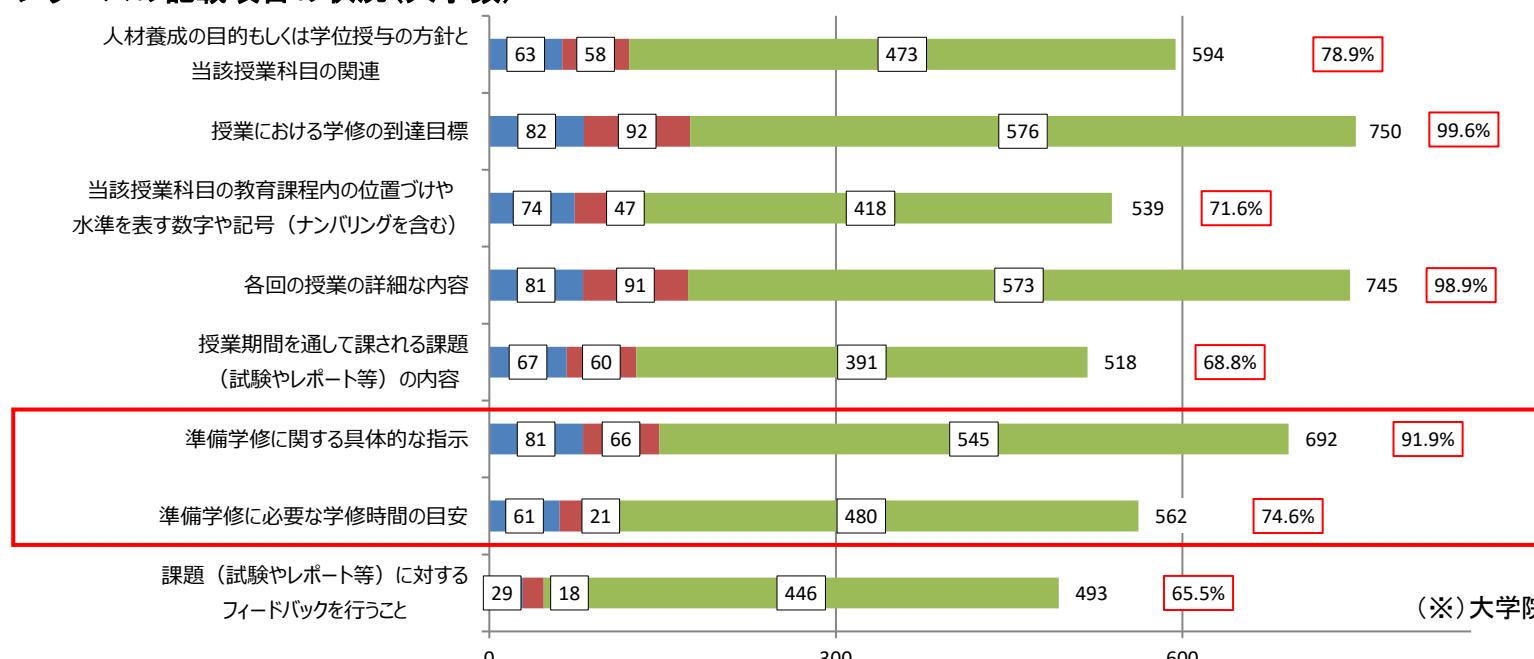
全ての授業科目でシラバスを作成している学部を持つ大学



全ての授業科目でシラバスを作成し、記載項目を統一している学部を持つ大学



シラバスの記載項目の状況(大学数)



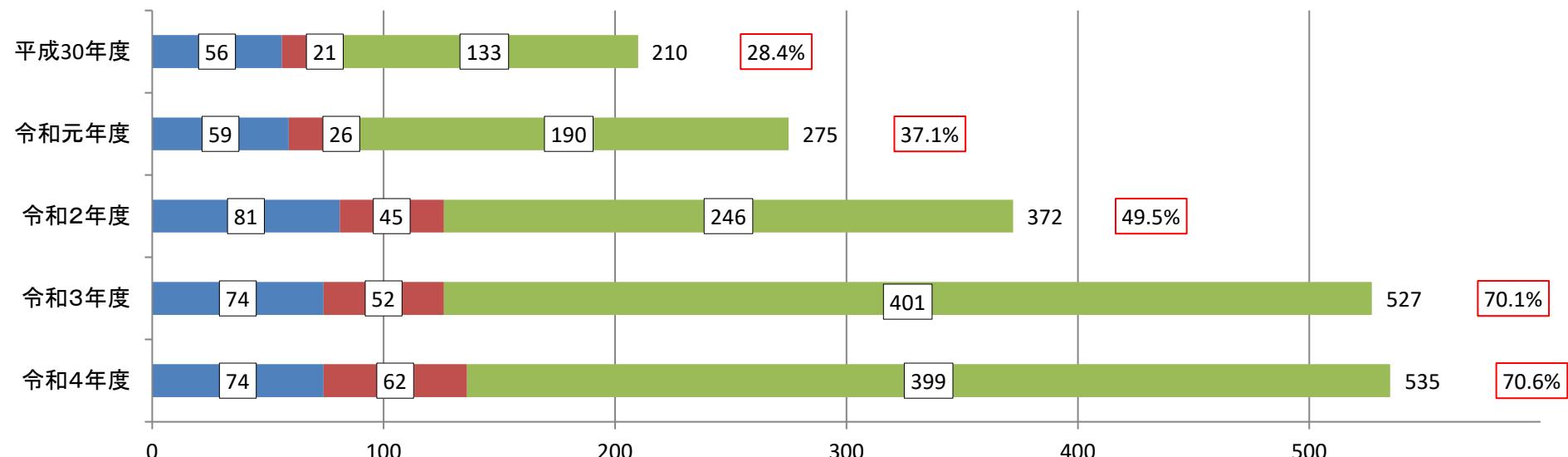
出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学は令和3年度までに増加し、令和4年度は535大学（70.6%）となっている。

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学

■ 国立 ■ 公立 ■ 私立



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業：

ここでは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目を指す。

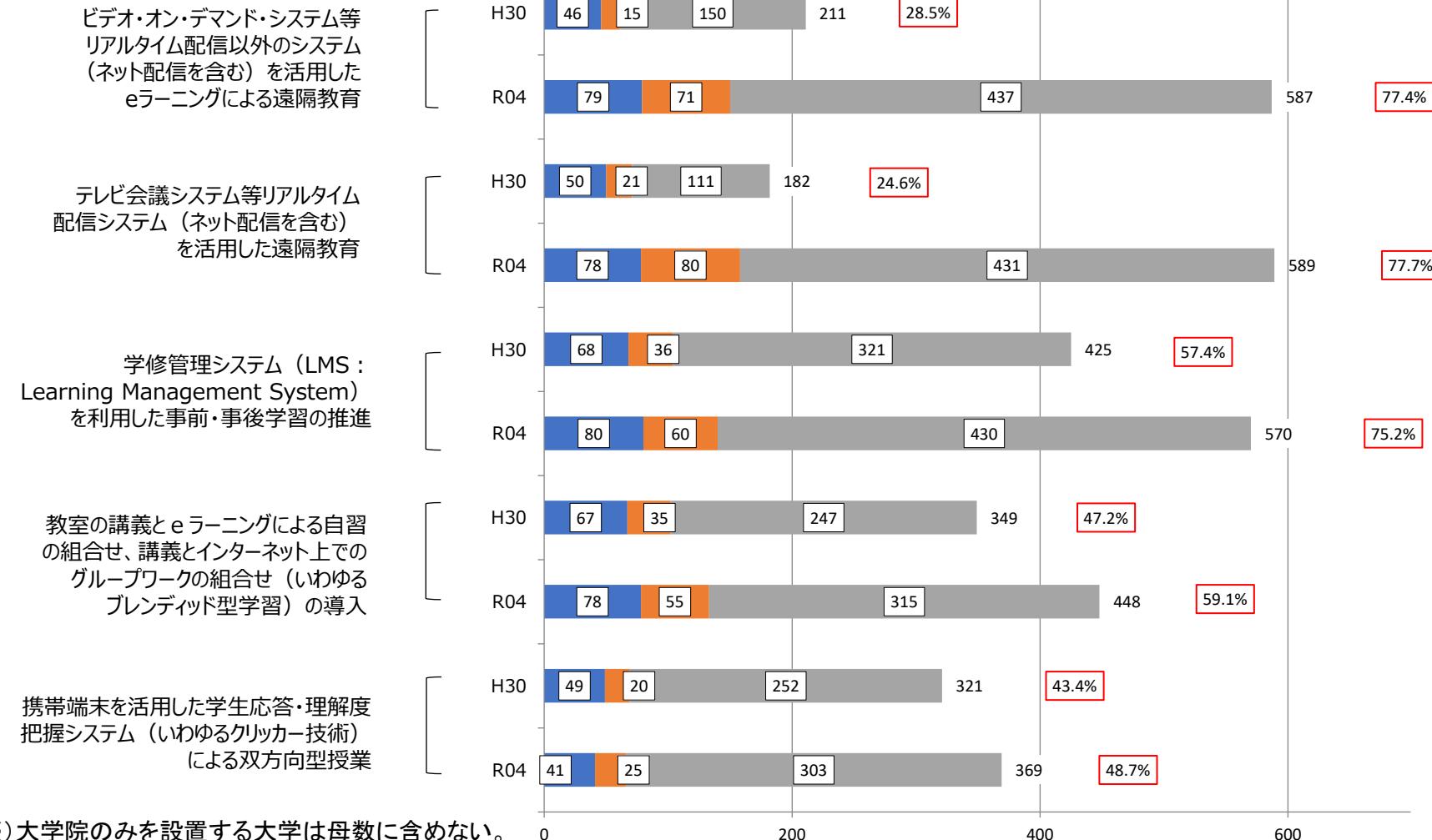
出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

情報通信技術(ICT)を活用した教育の実施状況

情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学

■ 国立 ■ 公立 ■ 私立



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

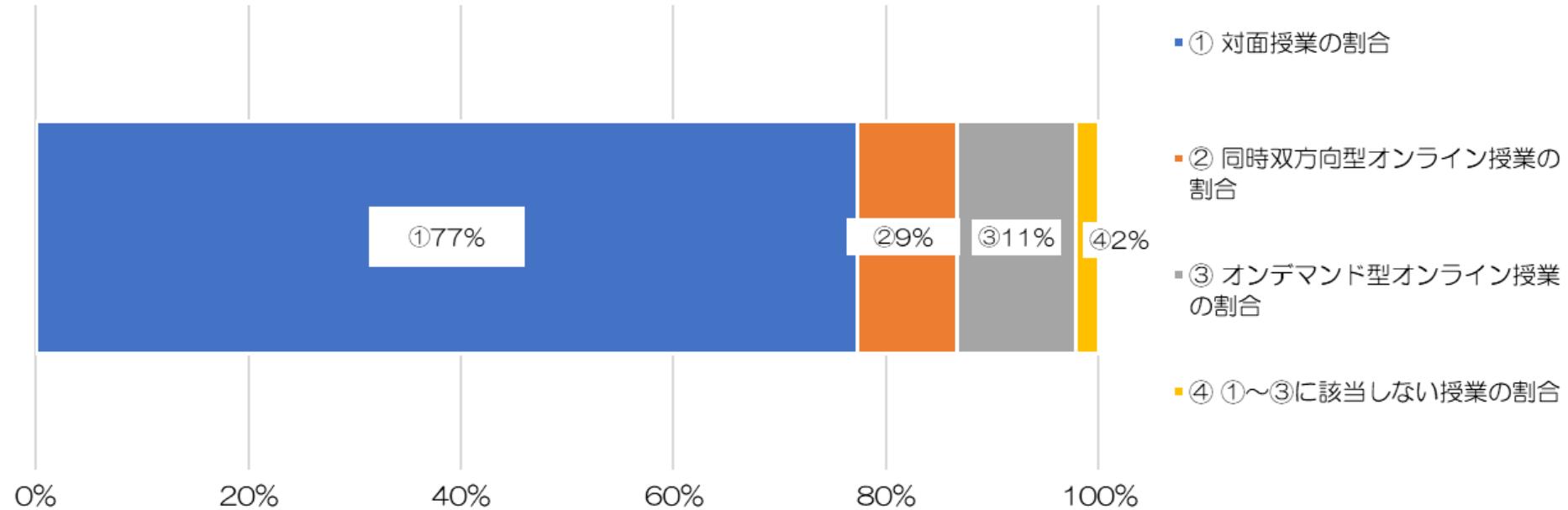
学修管理システム(LMS: Learning Management System):
eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

出典:文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(令和4年度)」

授業の受講形態の割合(令和4年度)

大学の授業の受講形態について、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度においては同時双方向型オンライン授業やオンデマンド型オンライン授業を受けている学生が多くいたことが明らかになっていたが、令和4年度は、対面授業が77%を占めるなど、対面授業を中心で大学の授業が行われた。

授業の受講形態比率（令和4年度受講者のみ）



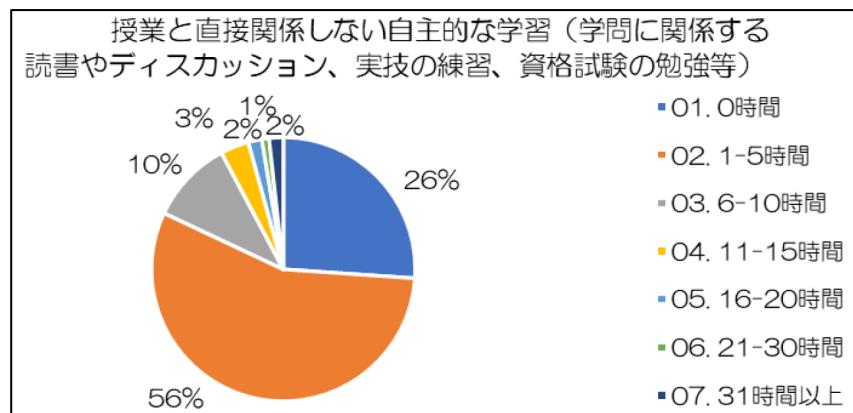
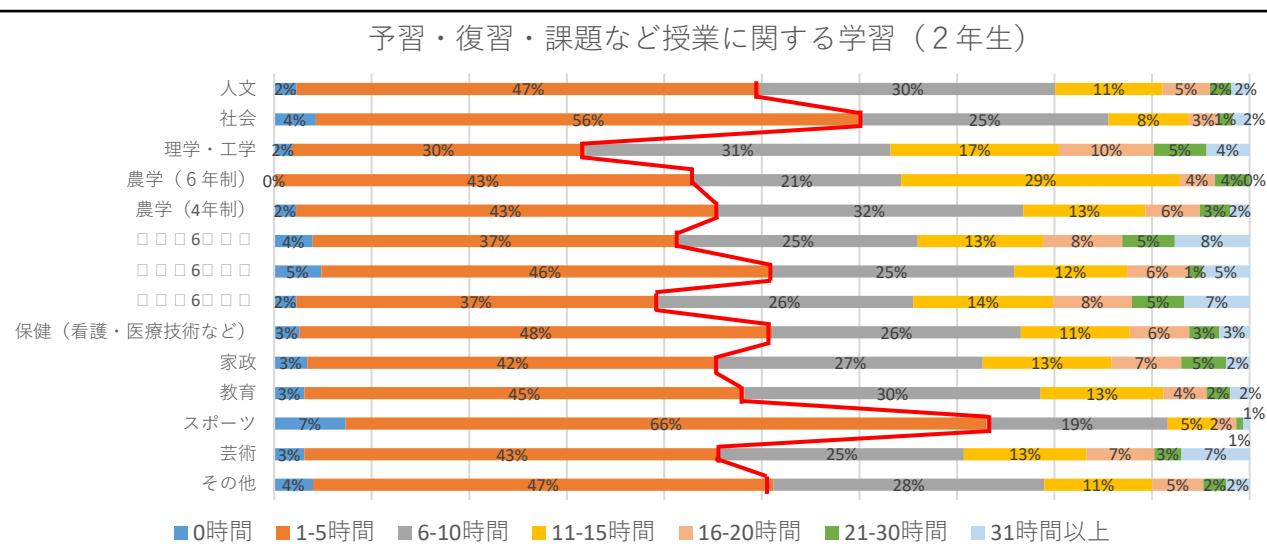
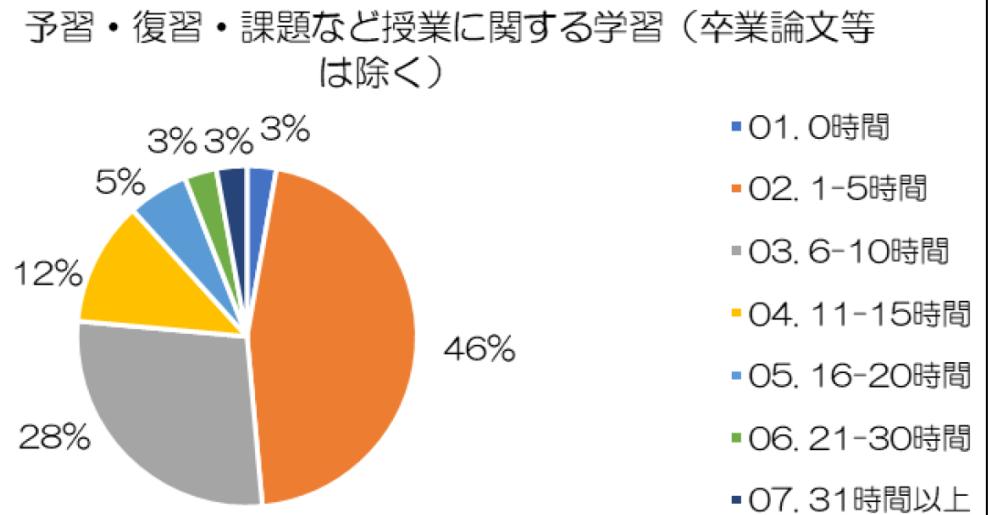
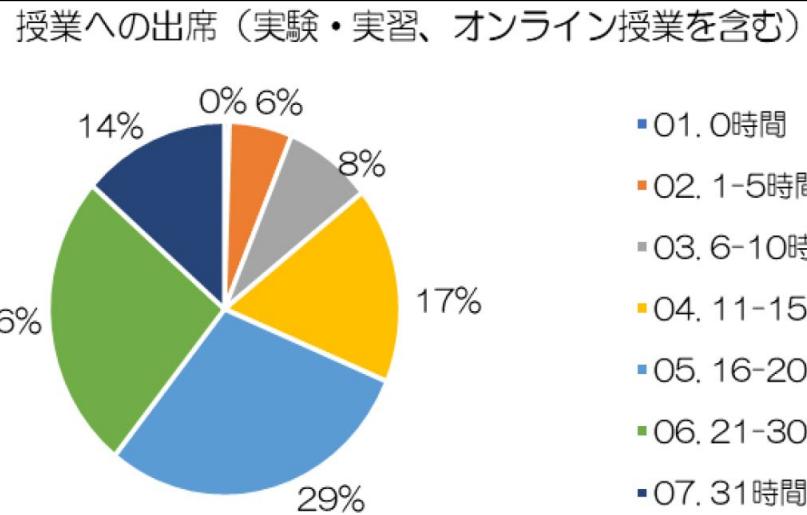
※上記受講比率は、学生に各授業形態の割合について0～10割で回答を求め、その平均値を集計したもの。

※対面授業の割合が10割と回答した学生は、対面授業の割合に回答した者のうち36%であった。

出典：文部科学省 「令和4年度全国学生調査（第3回試行実施）」

大学の2年次学生の学習時間

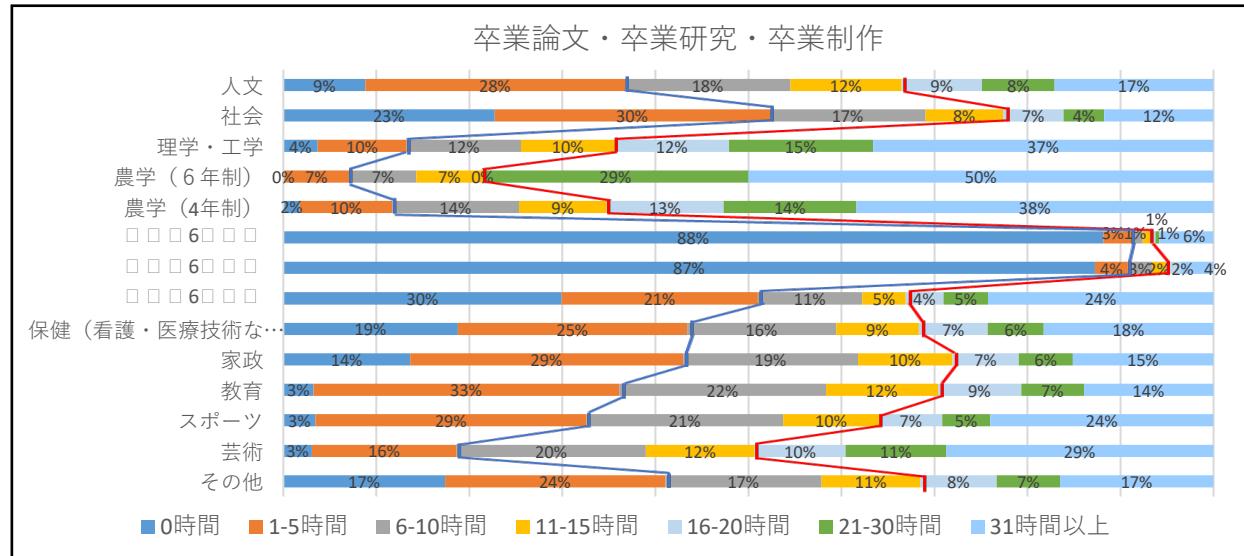
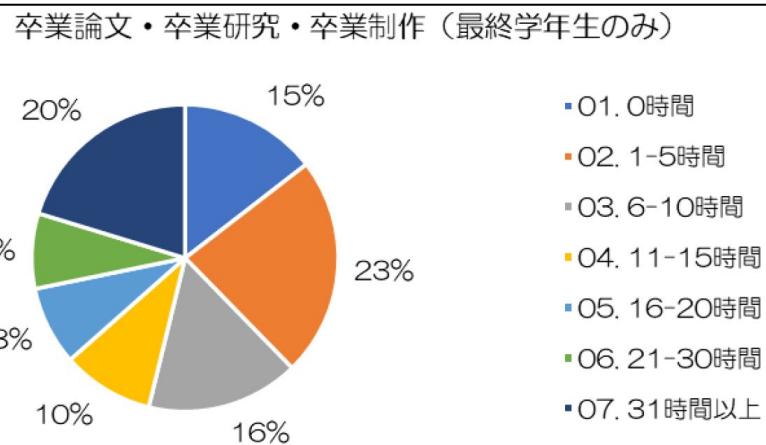
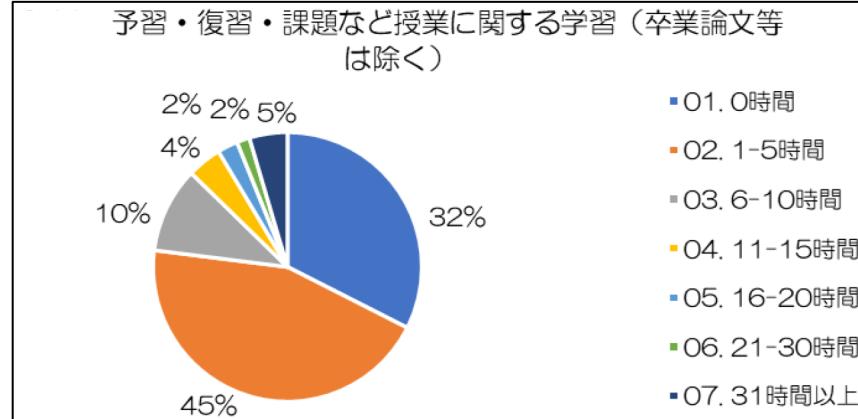
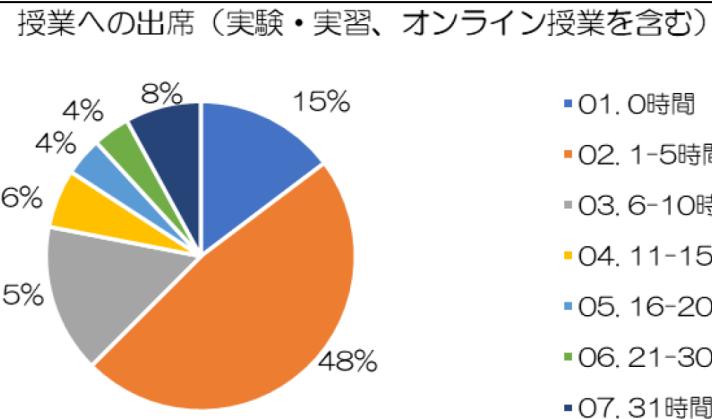
- 授業への出席時間について、週16時間以上が69%、週21時間以上が40%であるなど、授業への出席時間が長い。
- 一方で、予習・復習・課題など授業に関する学習については、週5時間以下の学生が49%を占めている。
- 分野別の状況では、5時間以下の割合で見ると社会（60%）等が高い水準。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間が週5時間以下の学生も82%を占める。



出典:令和4年度「全国学生調査(第3回試行調査)」

大学の最終学年の学生の学習時間

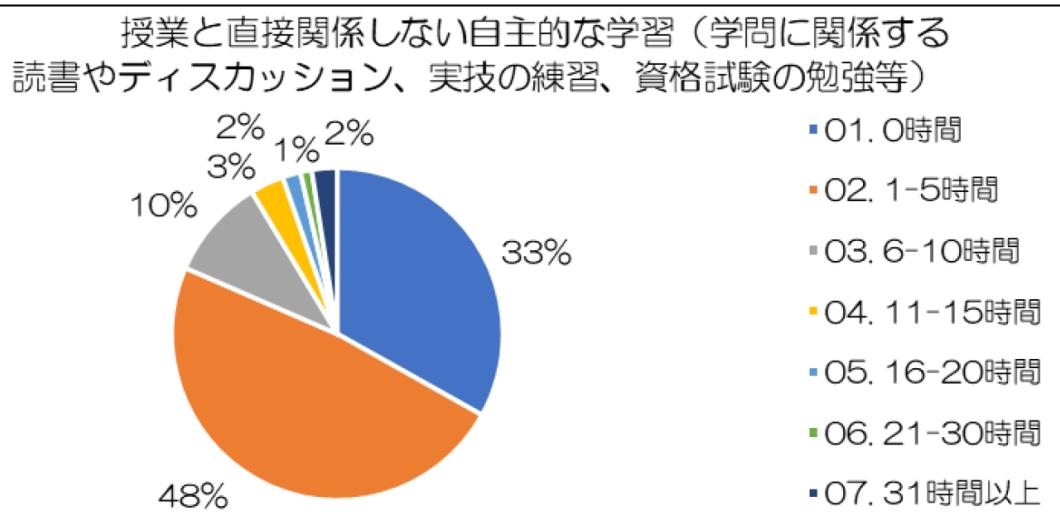
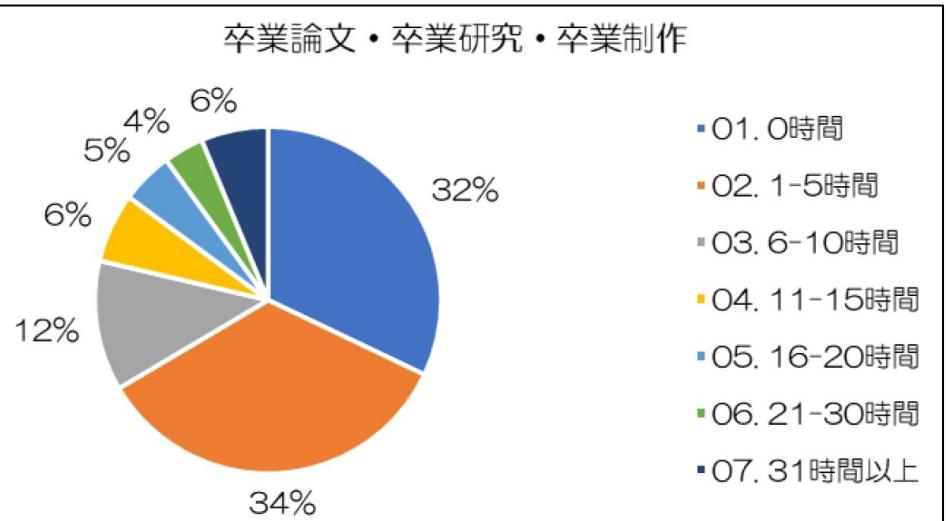
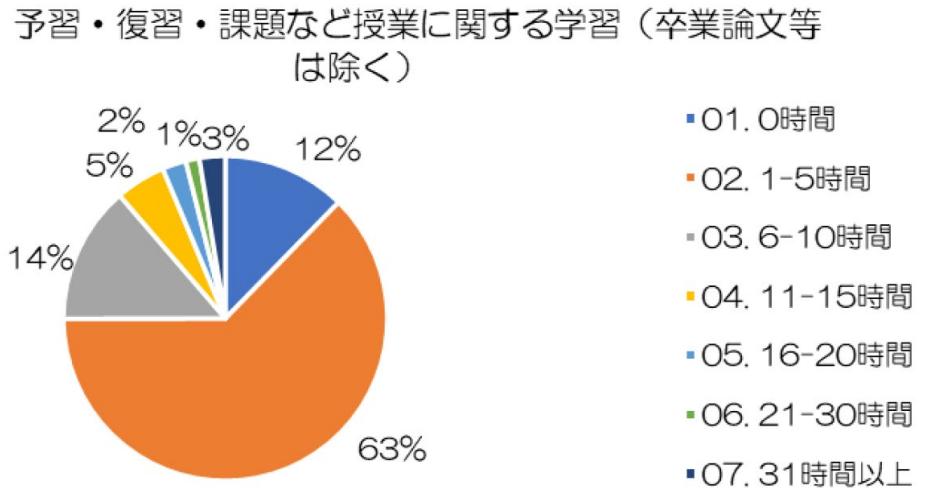
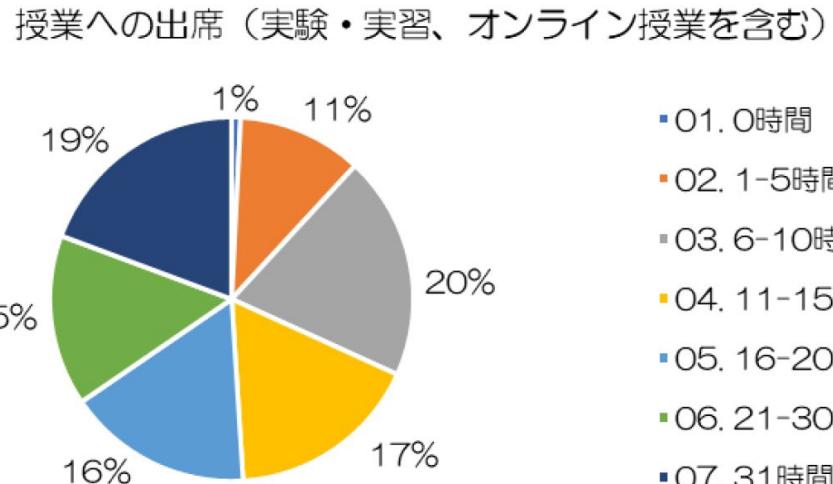
- 授業への出席時間について、週5時間以下の学生が63%を占めている。また、授業に関する学習も週5時間以下の学生が77%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週21時間以上の学生が28%、週31時間以上の学生が20%と多くの時間を費やしている。
- 一方、最終学年の学生であっても、卒業論文等に費やす時間が5時間以下の学生も38%存在する。
- 卒業論文等に16時間以上を費やす割合は農学（6年制）（79%）、農学（6年制）（65%）、理学・工学（64%）で高く、5時間以下となる割合は医学（6年制）（91%）、歯学（6年制）（91%）で非常に高いほか、社会（53%）、薬学（6年制）（51%）も相当程度の割合に上る。



出典: 令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

短期大学の最終学年の学生の学習時間

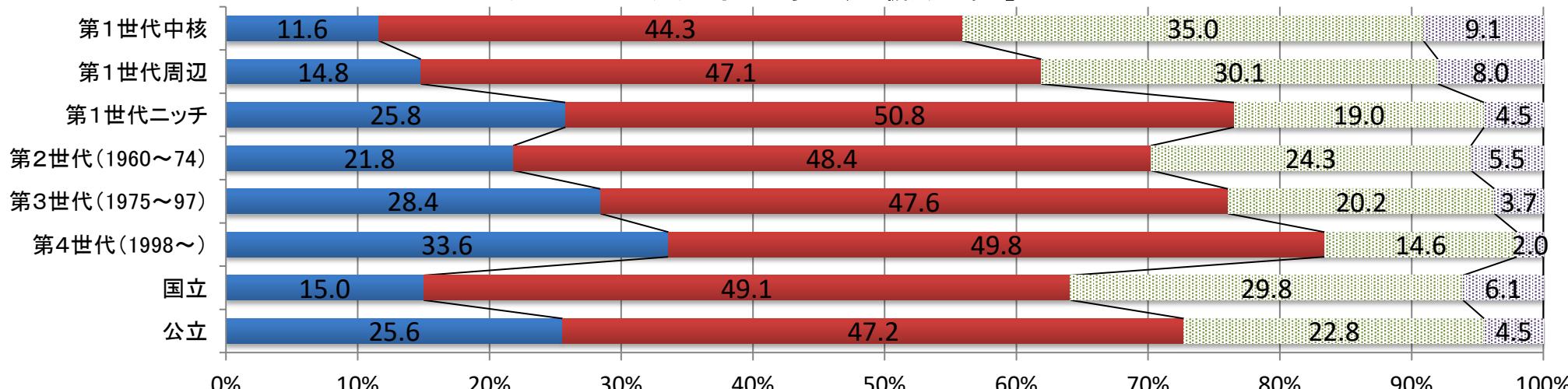
- 授業への出席時間については、週16時間以上の学生が50%、週5時間以下の学生は12%となっている。
- 予習・復習・課題など授業に関する学習については、週5時間以下の学生が75%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週16時間以上の学生が15%となっている。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間については、週5時間以下の学生が81%を占めている。



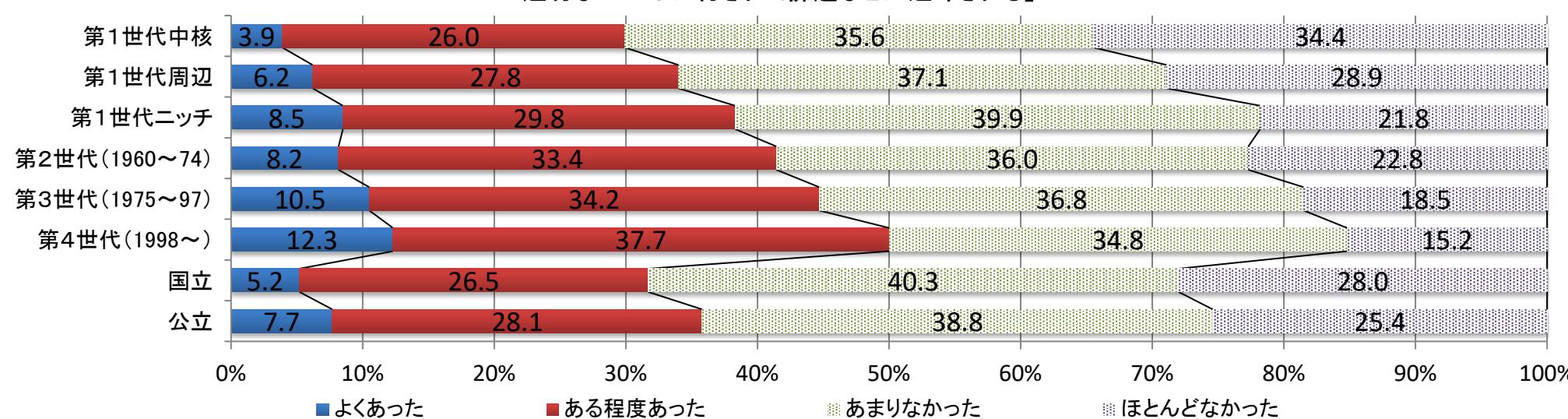
設置年代別・設置者別の授業改善状況

アクティブラーニング、学生・教員間の双方向的コミュニケーションなどの授業改善は、新設大学（私立）の方が進んでいる。

「グループワークなど学生が参加する機会がある」



「適切なコメントが付されて課題などが返却される」



※上記の第1～第4世代の私立大学の分類は、金子元久(1996)「高等教育大衆化の担い手」、『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』、放送教育開発センター研究報告91, pp.37-59による。

第1世代:高等教育の大拡張期までに設立された大学(大学設置年～1959年)。中核大学は大規模で私立大学の中では中核的存在である大学10校。周辺大学は中核大学に含まれない規模

が中～大の大学(1992年時点の在学者が4000人以上の大学)。ニッチ大学は特定の需要に対応しながら発展してきた小規模大学(女子大学、医歯薬系・宗教系・芸術系の単科大学)

第2世代:高等教育大拡張期(1960～74年)に設立された大学。

第3世代:大拡張期以降(1975年～)に設立された大学。

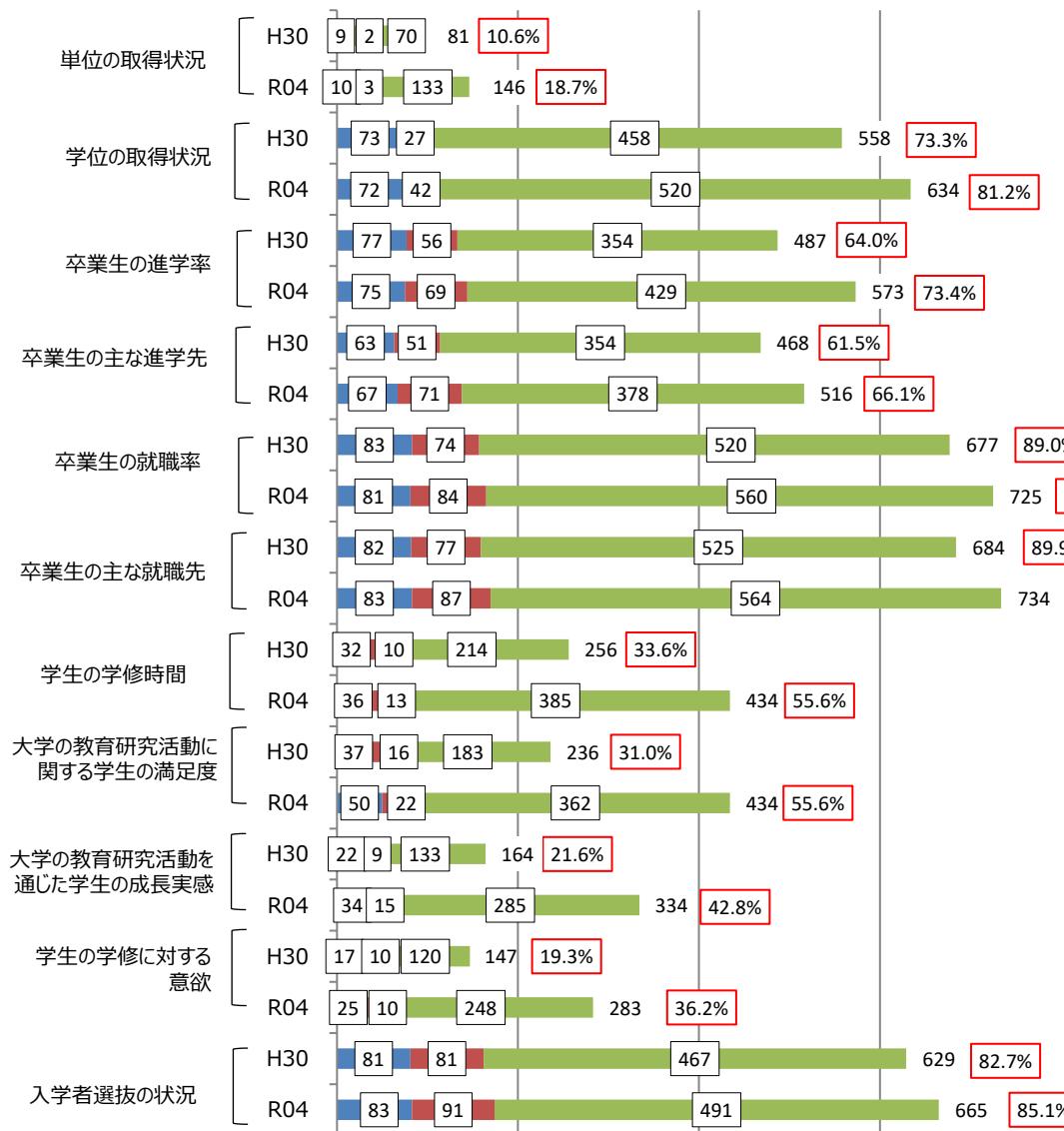
第4世代:1998年以降に設立された大学。

出典:国立教育政策研究所 平成30年度「大学生等の学習状況に関する調査」より濱中義隆氏作成

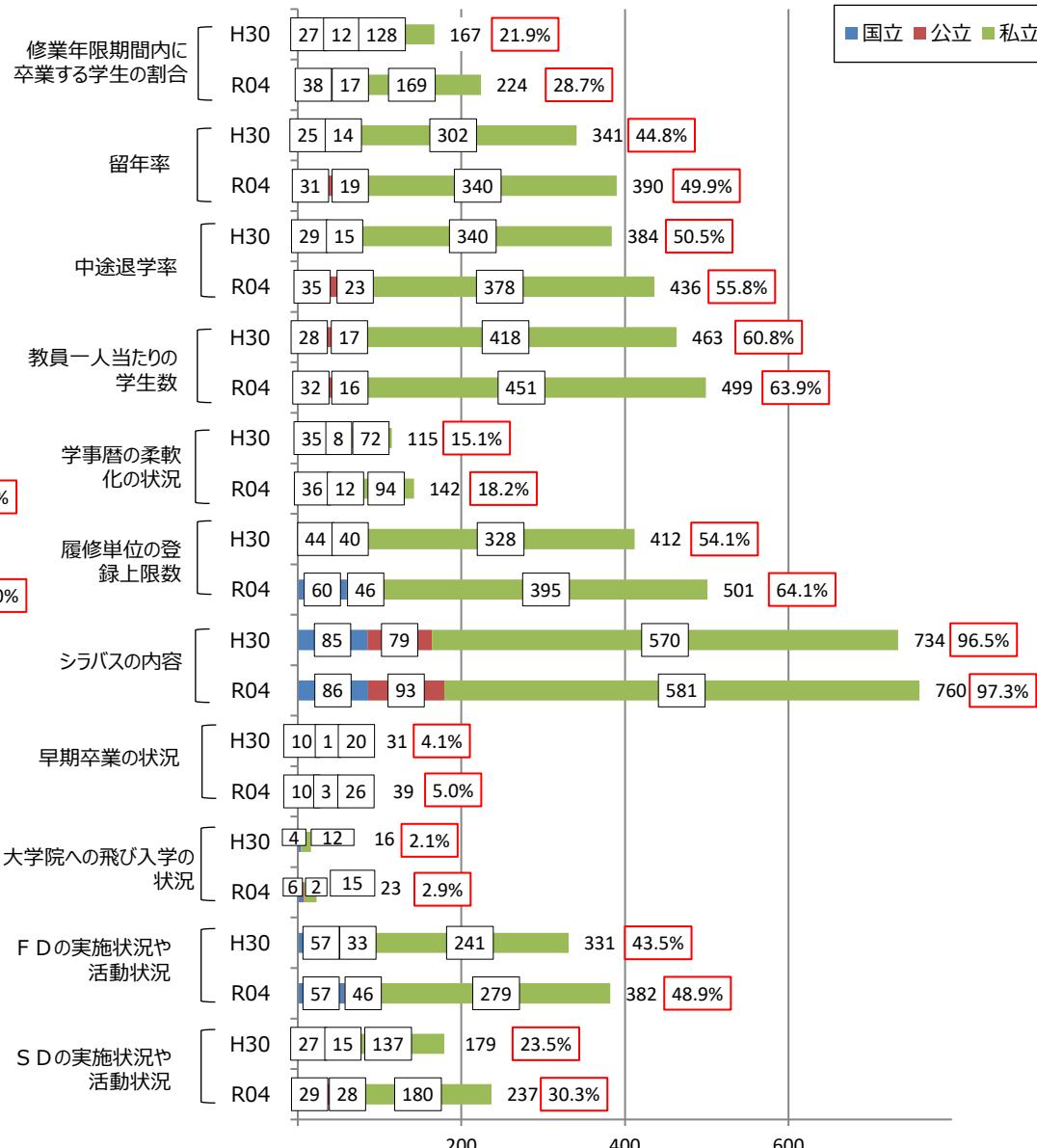
情報公表に関する取組状況

全ての大学において一定の情報公表が行われているが、法令において公表が義務付けられている項目以外、特に、「教学マネジメント指針」において社会から公表が強く求められると整理された情報項目（学生の学修時間、満足度、成長実感、学修に対する意欲、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化状況など）は、十分ではない状況。

公表を行った教育研究活動等の情報

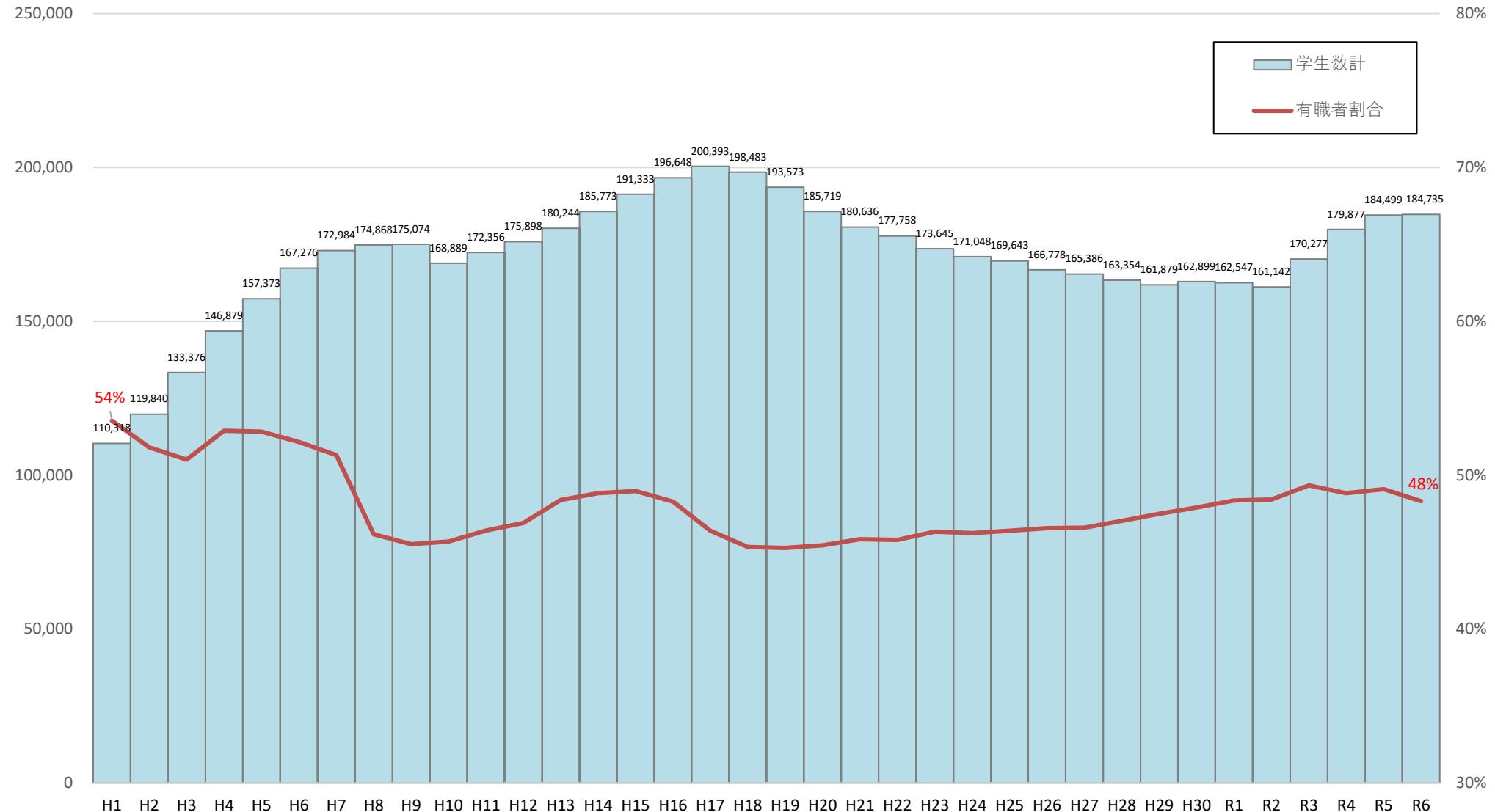


【出典】:文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(令和4年度)」



通信制大学(学部)の学生数及び有職者割合の推移

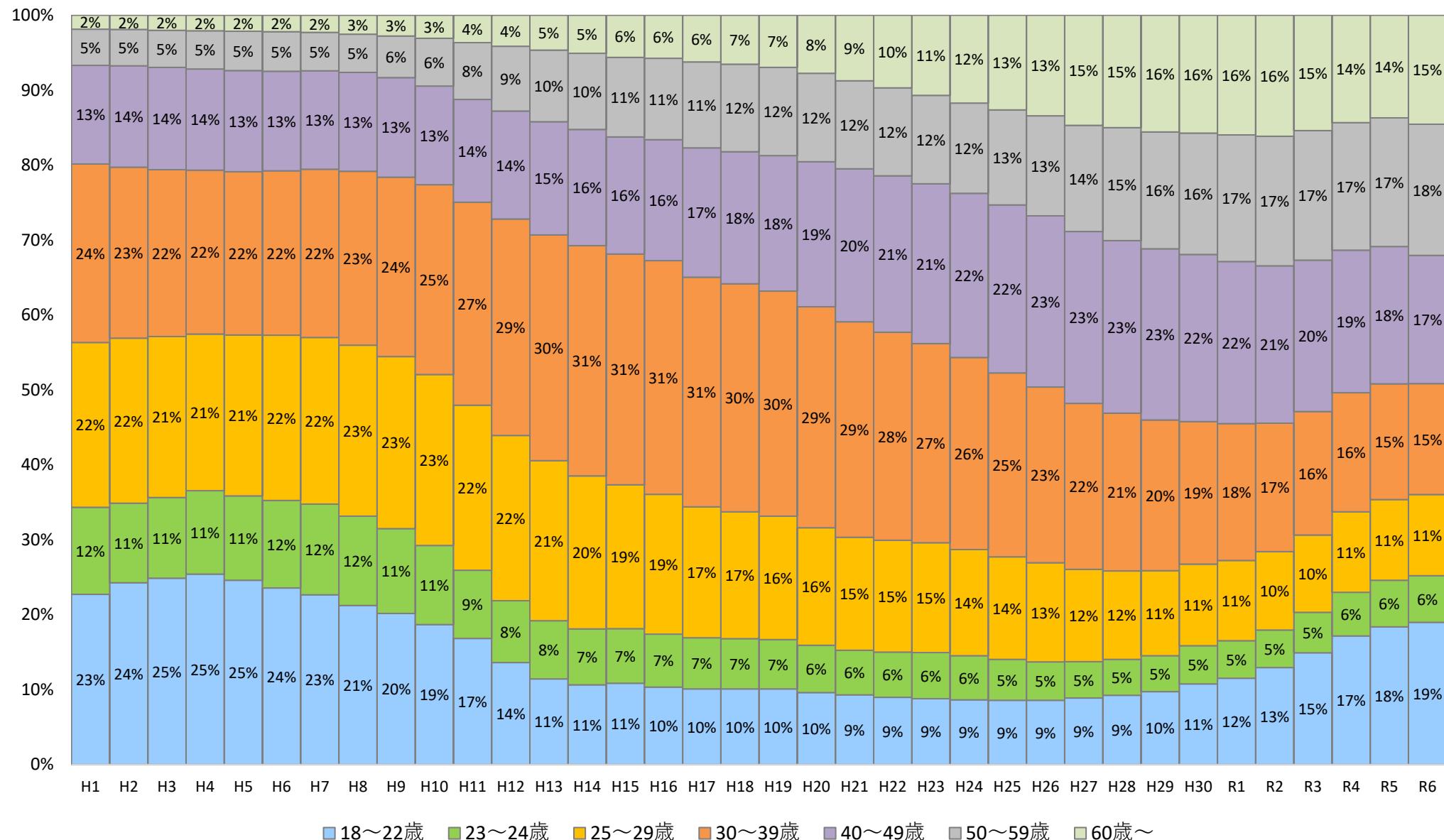
- 通信制大学(学部)の学生数は、平成17年をピークに減少していたが、近年は増加傾向となっている。
- 有職者割合は、概ね50%程度で推移している。



(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学(学部)の年齢別学生数の推移

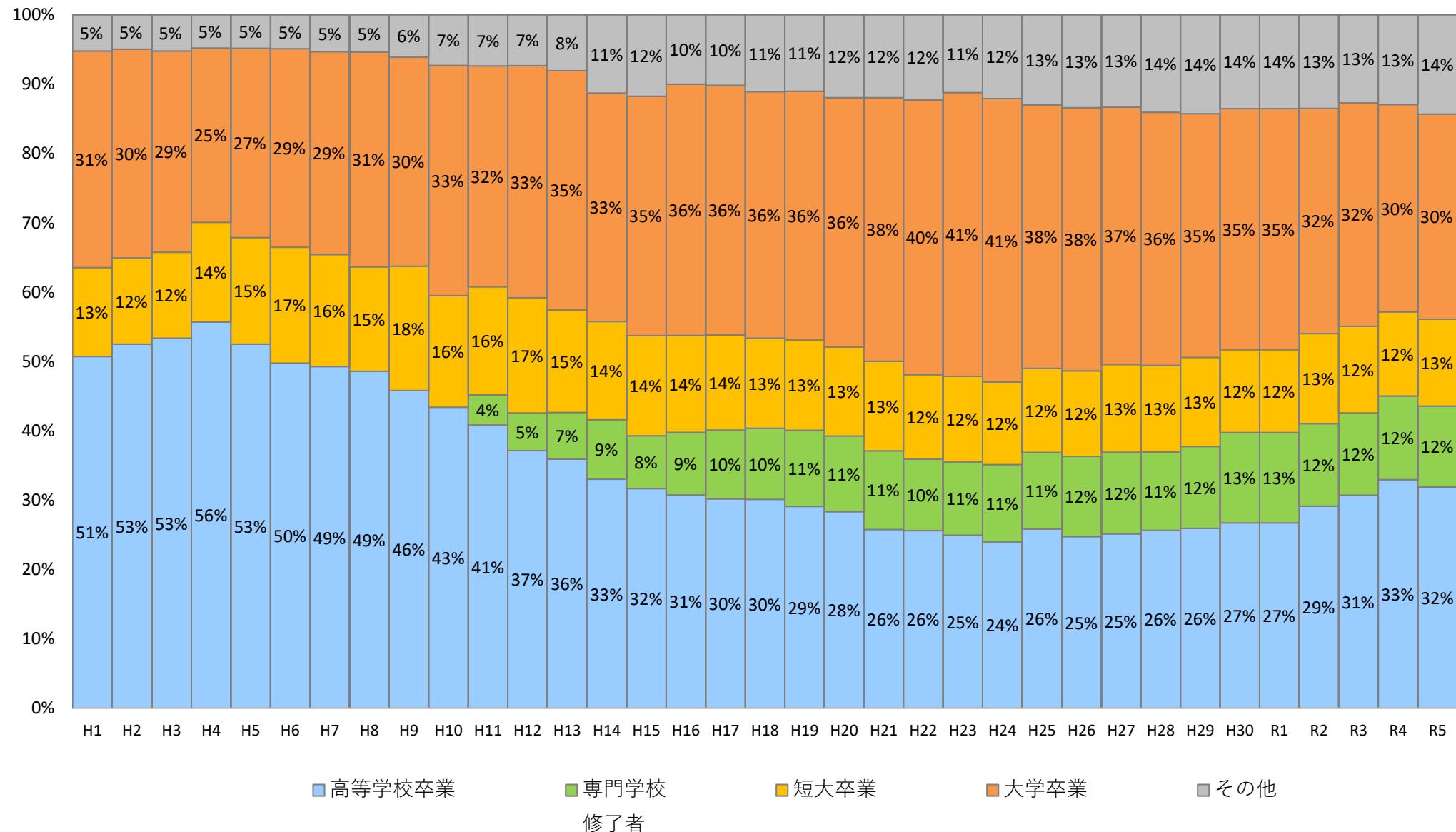
- 通信制大学(学部)の学生の年齢層について、平成初期と比べ、23歳～39歳の学生の割合が減少する一方で、50歳以上の学生の割合が増加した。
- 近年では、18～22歳の年齢層の割合が増加傾向。



(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学(学部)入学者の最終学歴の変遷

- 通信制大学(学部)入学者の最終学歴は、平成4年以降「高等学校卒業」の割合が減少し、「大学卒業」や「専門学校修了者」の割合が増加してきた。
- 近年では、「高等学校卒業」の割合が増加に転じている。

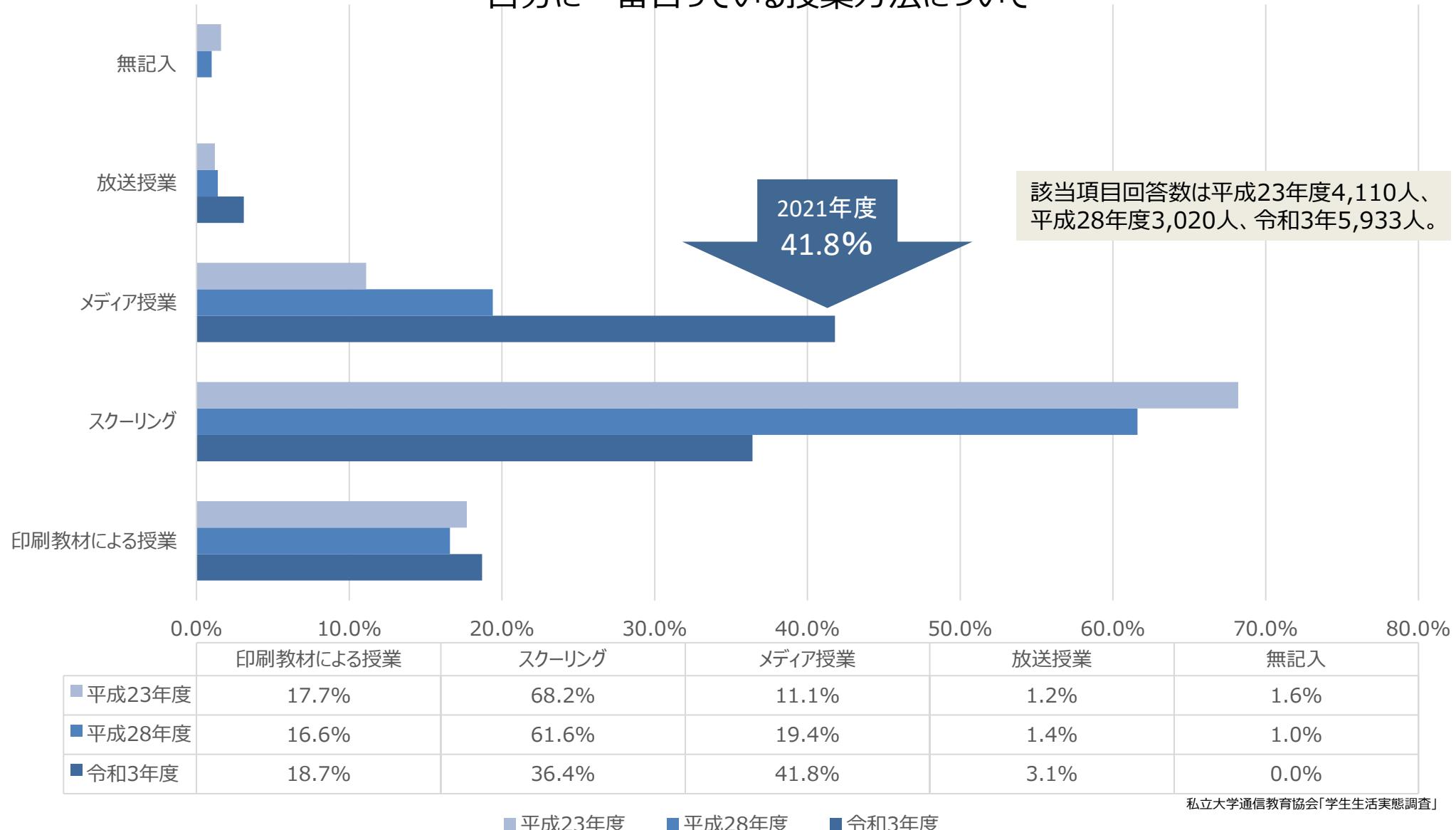


(出典)私立大学通信教育協会「入学者調査」(正規の課程のみ)を基に作成

大学通信教育における授業方式

大学通信教育の4つの授業方式のうち、学生から評価の高いものは、面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、2021(令和3)年度調査では、遠隔授業（メディア授業）が最上位となった。

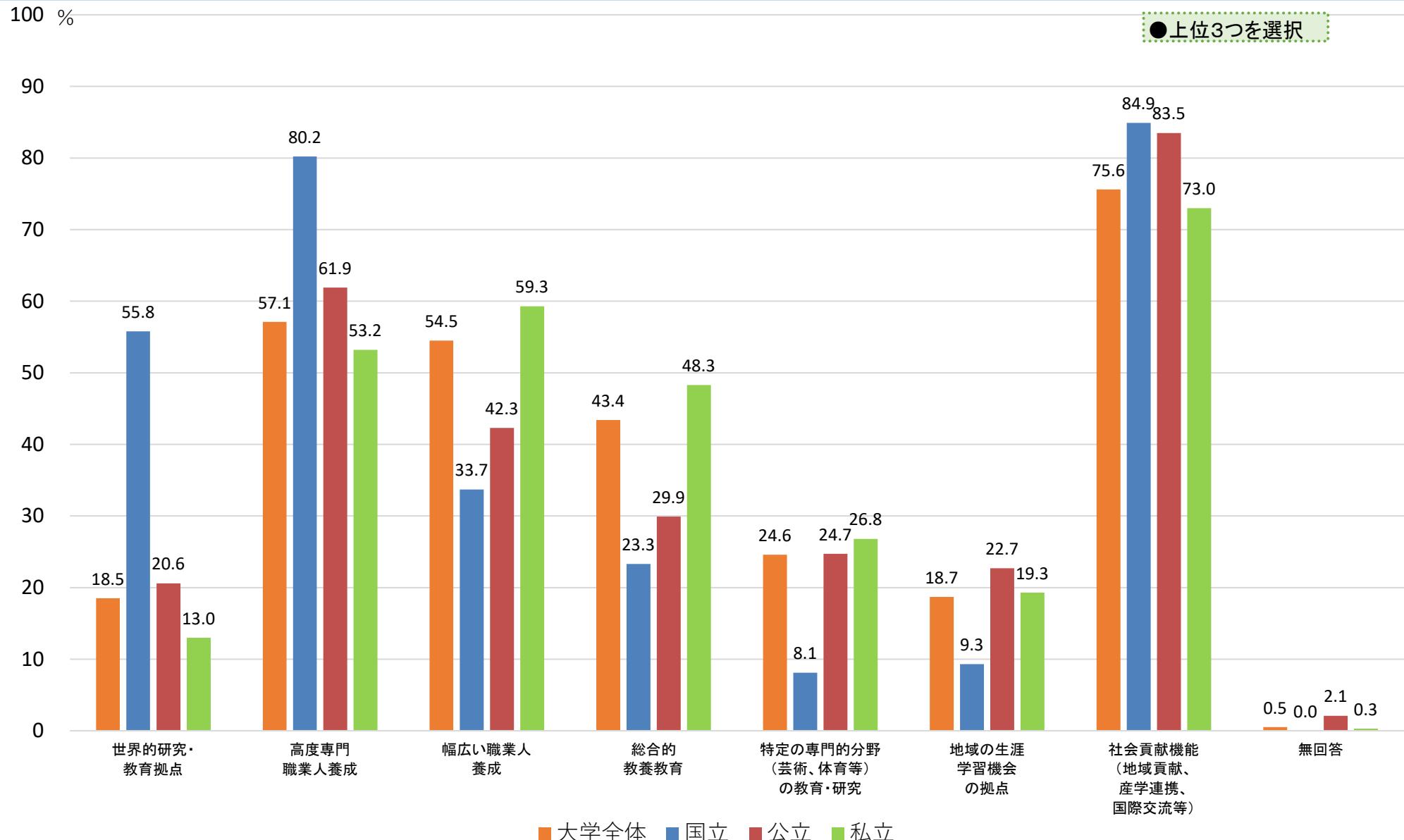
自分に一番合っている授業方法について



【出典】高等教育の在り方に関する特別部会（第6回）高橋陽一氏発表資料

学長等が認識する「重視している大学等としての機能」

- 「世界的研究・教育拠点」と「高度専門職業人養成」は国立大学で高い割合となっている一方、「幅広い職業人養成」と「総合的教養教育」は私立大学で高い割合となっている。
- 「社会貢献機能（地域貢献、产学連携、国際交流等）」は、全ての設置者において高い割合であった。



出典：独立行政法人日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和3年度（2021年度））結果報告」を元に、文部科学省において作成
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/_icsFiles/afIELDfile/2022/12/20/1_kekka_1.pdf

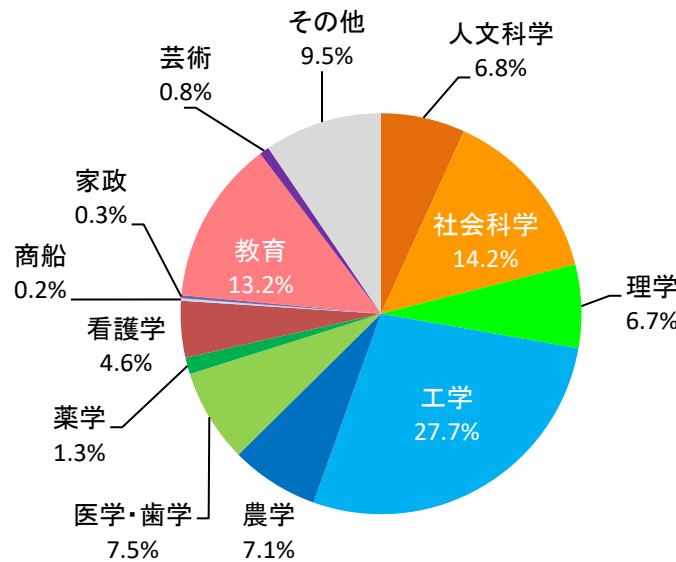
国公私別 学生数・構成比率(令和6年度)

大学数は国公私が約1:1:7だが、学生数は約1:0.3:5。国立は自然科学系や教育系が多く、公立は看護学、私立は人文社会系が多い。

国立大学(86大学)

人文科学	29,464人
社会科学	61,726人
理学	29,119人
工学	120,087人
農学	30,875人
医学・歯学	32,699人
薬学	5,767人
看護学	19,788人
商船	849人
家政	1,095人
教育	57,309人
芸術	3,419人
その他	41,190人

合計 433,387人



公立大学(103大学)

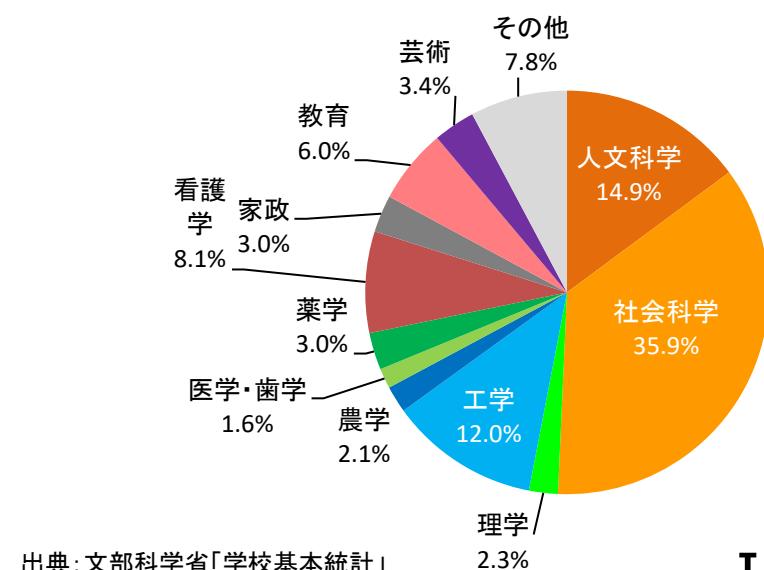
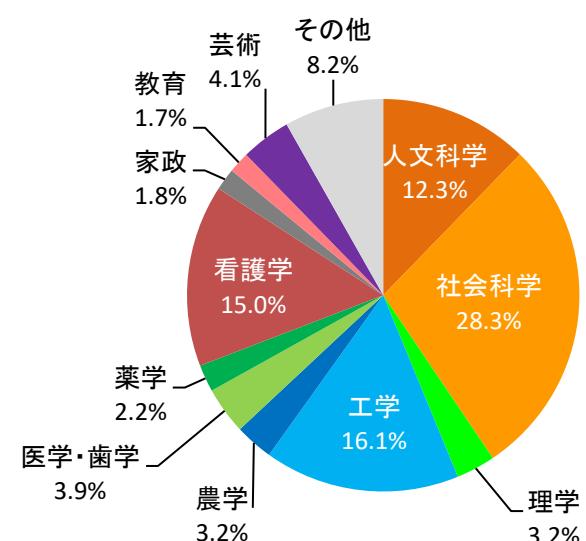
人文科学	18,118人
社会科学	41,791人
理学	4,745人
工学	23,769人
農学	4,652人
医学・歯学	5,743人
薬学	3,300人
看護学	22,136人
家政	2,675人
教育	2,561人
芸術	6,067人
その他	12,097人

合計 147,654人

私立大学(624大学)

人文科学	304,190人
社会科学	734,112人
理学	47,358人
工学	245,800人
農学	43,988人
医学・歯学	32,909人
薬学	60,813人
看護学	166,378人
家政	61,007人
教育	122,847人
芸術	68,584人
その他	159,283人

合計 2,047,269人



出典:文部科学省「学校基本統計」

私立短期大学における地域別の入学定員充足率

令和5年度における私立短大の入学定員充足率は、平成27年度と比較して、全地域で減少している。



地域区分

北海道(北海道)	埼玉(埼玉)	甲信越(新潟・山梨・長野)	近畿(滋賀・奈良・和歌山)	中国(鳥取・島根・岡山・山口)
東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)	千葉(千葉)	北陸(富山・石川・福井)	京都(京都)	広島(広島)
宮城(宮城)	東京(東京)	東海(岐阜・静岡・三重)	大阪(大阪)	四国(徳島、香川、愛媛、高知)
関東(茨城・栃木・群馬)	神奈川(神奈川)	愛知(愛知)	兵庫(兵庫)	九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
令和元年度	高知短期大学（公立）	120名	高知県高知市
〃	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	100名	奈良県奈良市
令和2年度	関東短期大学	150名	群馬県館林市
〃	立教女学院短期大学	300名	東京都杉並区
令和3年度	大阪青山大学短期大学	60名	大阪府箕面市
〃	神戸山手短期大学	100名	兵庫県神戸市
〃	聖セシリア女子短期大学	100名	神奈川県大和市
〃	東海大学短期大学部	200名	静岡県静岡市
〃	プール学院短期大学	170名	大阪府堺市
令和4年度	青山学院女子短期大学	580名	東京都渋谷区
〃	浦和大学短期大学部	60名	埼玉県さいたま市
〃	東海大学医療技術短期大学	80名	神奈川県平塚市
〃	文化学園大学短期大学部	50名	東京都渋谷区
〃	北海道科学大学短期大学部	100名	北海道札幌市
令和5年度	愛知江南短期大学	150名	愛知県江南市
〃	宇都宮文星短期大学	70名	栃木県宇都宮市
〃	久留米信愛短期大学	135名	福岡県久留米市
〃	札幌大学女子短期大学部	80名	北海道札幌市
〃	杉野服飾大学短期大学部	50名	東京都品川区
令和6年度	環太平洋大学短期大学部	100名	愛媛県宇和島市
(令和5年度から募集停止)	淑徳大学短期大学部	340名	東京都板橋区
〃	北陸学院大学短期大学部	100名	石川県金沢市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
(令和6年度から募集停止)	植草学園短期大学	100名	千葉県千葉市
〃	東京福祉大学短期大学部	75名	群馬県伊勢崎市
(令和7年度から募集停止)	足利短期大学	50名	栃木県足利市
〃	池坊短期大学	250名	京都府京都市
〃	上智大学短期大学部	250名	神奈川県秦野市
〃	九州龍谷短期大学	100名	佐賀県鳥栖市
〃	就実短期大学	180名	岡山県岡山市
〃	純真短期大学	180名	福岡県福岡市
〃	城西短期大学	120名	埼玉県坂戸市
〃	鈴鹿大学短期大学部	90名	三重県鈴鹿市
〃	星美学園短期大学	100名	東京都北区
〃	西南女学院大学短期大学部	100名	福岡県北九州市
〃	園田学園女子大学短期大学部	145名	兵庫県尼崎市
〃	中九州短期大学	100名	熊本県八代市
〃	名古屋女子大学短期大学部	280名	愛知県名古屋市
〃	奈良佐保短期大学	180名	奈良県奈良市
〃	姫路日ノ本短期大学	50名	兵庫県姫路市
〃	福岡女学院大学短期大学部	100名	福岡県福岡市
〃	北星学園大学短期大学部	200名	北海道札幌市
〃	美作大学短期大学部	110名	岡山県津山市
〃	武庫川女子大学短期大学部	520名	兵庫県西宮市
〃	龍谷大学短期大学部	220名	京都府京都市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

※令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。

※令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

【出典】文部科学省作成